

玄海原子力発電所 3号炉

耐震安全性評価書

[運転を断続的に行うこと前提とした評価]

九州電力株式会社

本評価書は玄海原子力発電所3号炉（以下、「玄海3号炉」という。）で使用されている、機器・構造物の高経年化に係る耐震安全性評価についてまとめたものである。

評価にあたり、玄海3号炉高経年化対策に関する各機器・構造物における技術評価（以下、「技術評価」という。）の検討結果を前提条件として実施している。

なお、本評価書では機器・構造物を「技術評価」と同様に以下のとおり分類し、評価を行っている。

1. ポンプ
2. 熱交換器
3. ポンプ用電動機
4. 容器
5. 配管
6. 弁
7. 炉内構造物
8. ケーブル
9. 電気設備
10. タービン設備
11. コンクリート構造物及び鉄骨構造物
12. 計測制御設備
13. 空調設備
14. 機械設備
15. 電源設備

目 次

1. 耐震安全性評価の目的	1.1
2. 耐震安全性評価の進め方	
2.1 評価対象機器	2.1
2.2 評価手順	2.1
2.3 耐震安全性評価に関する共通事項	2.12
3. 個別機器の耐震安全性評価	
3.1 ポンプ	3.1.1
3.2 熱交換器	3.2.1
3.3 ポンプ用電動機	3.3.1
3.4 容器	3.4.1
3.5 配管	3.5.1
3.6 弁	3.6.1
3.7 炉内構造物	3.7.1
3.8 ケーブル	3.8.1
3.9 電気設備	3.9.1
3.10 タービン設備	3.10.1
3.11 コンクリート構造物及び鉄骨構造物	3.11.1
3.12 計測制御設備	3.12.1
3.13 空調設備	3.13.1
3.14 機械設備	3.14.1
3.15 電源設備	3.15.1

1. 耐震安全性評価の目的

「技術評価」検討においては機器の材質、環境条件等を考慮し、発生し得る経年劣化事象に対してこれらが適切な保全対策を行うことにより管理し得るかについて検討したが、保全対策を講じることによっても管理ができないという経年劣化事象は抽出されていない。したがって、耐震性を考慮した場合にも、耐震性に影響を与える経年劣化事象を保全対策により適切に管理することで、安全の確保が可能であると考えられる。

しかしながら、高経年プラントの耐震性については、上記経年劣化事象の管理の観点からも、技術的評価を実施して安全性を確認しておく必要があると思われることから、高経年化対策の検討の一環としてこれを実施するものである。

2. 耐震安全性評価の進め方

2.1 評価対象機器

評価対象機器は、「技術評価」における評価対象機器・構造物と同じとする。

2.2 評価手順

(1) 代表機器の選定

「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器として選定する。ただし、「技術評価」において機器のグループ化を行ったが、同一グループ内に「技術評価」の代表機器より耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

a. 「技術評価」での検討結果の整理

耐震安全性評価にあたっては、「技術評価」における保全対策等に対する評価結果を取り入れることとする。

「技術評価」においては、想定される経年劣化事象のうち、以下の経年劣化事象に該当するものについて、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象としている。

- 1) 想定した劣化傾向と実際の劣化傾向の乖離が考えがたい経年劣化事象であって、想定した劣化傾向等に基づき適切な保全活動を行っているもの（日常劣化管理事象：△）
- 2) 現在までの運転経験や使用条件から得られた材料試験データとの比較等により、今後も経年劣化の進展が考えられない、又は進展傾向が極めて小さいと考えられる経年劣化事象（日常劣化管理事象以外：▲）

但し、2)に該当するものであっても、保全活動によりその傾向が維持できていることを確認しているものは1)に含める。

耐震安全性評価においては、想定される全ての経年劣化事象のうち、2)については、現在発生しておらず、今後発生の可能性がない、又は小さい経年劣化事象であることから、耐震安全性に有意な影響を与えるものではないと判断し、評価の対象外とする。

したがって、「技術評価」で検討された高経年化対策上着目すべき経年劣化事象及び高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象1)の経年劣化事象を耐震安全性評価の対象とする。

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出は、以下の3ステップで実施する。(表2-1参照)

【ステップ1】

a. 項の検討結果より、耐震安全性評価の対象となる経年劣化事象は、「技術評価」における想定される経年劣化事象のうち、下記に該当するものを抽出する。

- a) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象
- b) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象

(前項a. で1)に分類したもの)

【ステップ2】

ステップ1で抽出した耐震安全性評価の対象となる経年劣化事象を以下の観点で整理し、iの事象は除外、iiの事象についてはステップ3に進む。

- i 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
- ii 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

【ステップ3】

ステップ2で抽出された経年劣化事象について、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを検討し、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出を行う。

ステップ1で抽出したb)の高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出については、まとめて表2-3に整理し、抽出された経年劣化事象について、個別機器の耐震安全性評価において評価結果を記載する。

表2-1 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出までの手順

「技術評価」で想定される経年劣化事象		ステップ1	ステップ2	ステップ3	備考
高経年化対策上着目すべき経年劣化事象 下記1)～2)を除く経年劣化事象	○	i 現在発生しておらず、今後の可能性がないもの、又は小さいもの	×	×	
	○	ii 現在発生しているか、又は将来にわたって起ころうことが否定できないもの	○	振動応答特性上又は構造・強度上「軽微もしくは無視」できなき事象 振動応答特性上又は構造・強度上「軽微もしくは無視」できる事象 ■	○ 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象は個別機器ごとに抽出
1)* △ 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象	○	i 現在発生しておらず、今後の可能性がないもの、又は小さいもの	—	—	
	○	ii 現在発生しているか、又は将来にわたって起ころうことが否定できないもの	○	振動応答特性上又は構造・強度上「軽微もしくは無視」できなき事象 振動応答特性上又は構造・強度上「軽微もしくは無視」できる事象 ■	○ ステップ3に係る検討については、「表2-3」にて耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を抽出
2)* ▲ 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象		現在までの運転経験や使用条件から得られた材料試験データとの比較等により、今後も経年劣化の進展が考えられない、又は進展傾向が極めて小さいと考えられる経年劣化事象（日常劣化管理事象以外）	—	—	

△：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象）

▲：評価対象として抽出（日常劣化管理事象以外）

○：評価対象として評価対象から除外
—：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象であり、日常劣化管理事象であるが、現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいものとして評価対象から除外

×：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象であるが、現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいものとして評価対象から除外
■：振動応答特性上又は構造・強度上「軽微もしくは無視」できる事象として抽出

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象によりその傾向が維持できていることを確認しているものは1)に含める
*：2)に該当するものであっても、保全活動によりその傾向が維持できていることを確認しているものは1)に含める

(3) 経年劣化事象に対する耐震安全性評価

前項で整理された耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象ごとに、耐震安全性に関する詳細評価を実施する。

耐震安全性評価は、「(社)日本電気協会 原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601-1984、JEAG4601-1987、JEAG4601-1991)」(以下、「原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601)」といふ。)等に基づき行われ、評価の基本となる項目は、大別すると以下のとおり分類される。

- ① 機器の耐震クラス
- ② 機器に作用する地震力の算定
- ③ 60年の供用を仮定した経年劣化事象のモデル化
- ④ 振動特性解析(地震応答解析)
- ⑤ 地震荷重と内圧等他の荷重との組合せ
- ⑥ 許容限界との比較

これらの項目のうち、経年劣化の影響を受けるものとしては、④及び⑥が考えられるが、各経年劣化事象に対してこの手法にしたがって耐震安全性を評価することとし、耐震安全性評価にあたっての評価用地震力は各設備の耐震クラスに応じて以下のとおり選定する。

- a. 耐震Sクラス並びに耐震Sクラスへ波及的影響を及ぼす可能性のある耐震Bクラス及び耐震Cクラス
 - ・基準地震動S_s*¹により定まる地震力(以下、「S_s地震力」といふ。)
 - ・弾性設計用地震動S_d*²により定まる地震力とSクラスの機器・構造物に適用される静的地震力の大きい方*³(以下、「弾性設計用地震力」という。)
- b. 耐震Bクラス
 - ・Bクラスの機器・構造物に適用される静的地震力*⁴(以下、「Bクラス地震力」といふ。)
- c. 耐震Cクラス
 - ・Cクラスの機器・構造物に適用される静的地震力(以下、「Cクラス地震力」といふ。)

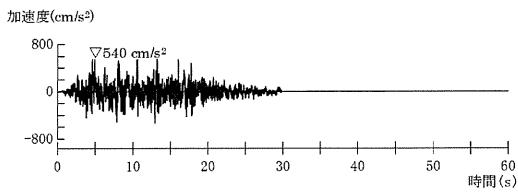
- *1：「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）」に基づき策定した、応答スペクトルに基づく手法による基準地震動（Ss-1）、断層モデルを用いた手法による基準地震動（Ss-2及びSs-3）及び震源を特定せず策定する地震動による基準地震動（Ss-4及びSs-5）
- *2：弹性設計用地震動 $S_d - 1 \sim 5$ の応答スペクトルは、基準地震動 $S_s - 1 \sim 5$ の応答スペクトルに対して係数0.6を乗じて設定している。なお、 $S_d - 1$ については、旧耐震設計指針における玄海3号炉の基準地震動 S_1 の応答スペクトルをおおむね下回らないように配慮している。
- *3： S_s 地震力及び弹性設計用地震力による評価のうち、許容値が同じものについては厳しい方の数値で代表する。また、許容値が異なり S_s 地震力が弹性設計用地震力より大きく、 S_s 地震力による評価応力が弹性設計用地震力の許容応力を下回る場合は、弹性設計用地震力による評価を実施したものとみなす。
- *4：支持構造物の振動と共振のあるものについては、弹性設計用地震動 S_d により定まる地震力の1/2についても考慮する。

なお、基準地震動の最大加速度を表2-2に、基準地震動の時刻歴波形と加速度応答スペクトルを図2-1に記す。

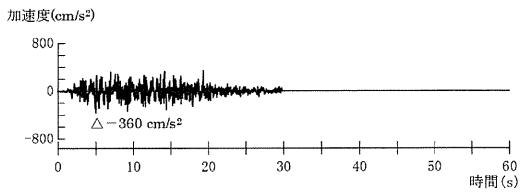
表2-2 基準地震動の最大加速度

基準地震動				最大加速度 (cm/s ²)
応答スペクトルに基づく手法による基準地震動Ss-1	設計用模擬地震波	水平方向	Ss-1 _H	540
		鉛直方向	Ss-1 _V	360
断層モデルを用いた手法による基準地震動 Ss-2及びSs-3	城山南断層による地震	水平方向 NS成分	Ss-2 _{NS}	268
		水平方向 EW成分	Ss-2 _{EW}	265
		鉛直方向 UD成分	Ss-2 _{UD}	172
	竹木場断層による地震	水平方向 NS成分	Ss-3 _{NS}	524
		水平方向 EW成分	Ss-3 _{EW}	422
		鉛直方向 UD成分	Ss-3 _{UD}	372
震源を特定せず策定する地震動による基準地震動 Ss-4及びSs-5	2004年北海道留萌支庁南部地震を考慮した地震波	水平方向	Ss-4 _H	620
		鉛直方向	Ss-4 _V	320
	2000年鳥取県西部地震を考慮した地震波	水平方向 NS成分	Ss-5 _{NS}	528
		水平方向 EW成分	Ss-5 _{EW}	531
		鉛直方向 UD成分	Ss-5 _{UD}	485

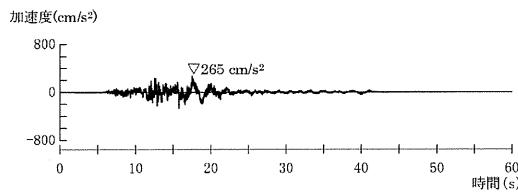
$< S_s - 1 \text{ (水平方向) } >$



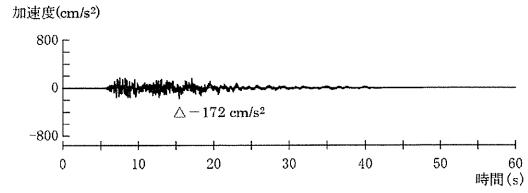
$< S_s - 1 \text{ (鉛直方向) } >$



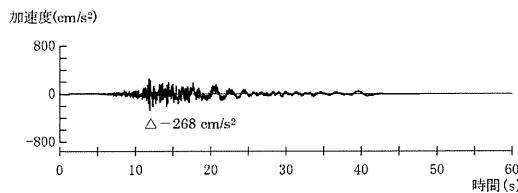
$< S_s - 2 \text{ (水平 (EW) 方向) } >$



$< S_s - 2 \text{ (鉛直方向) } >$

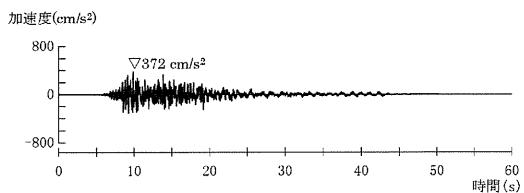
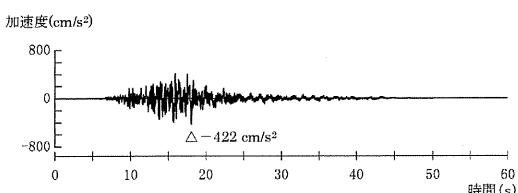


$< S_s - 2 \text{ (水平 (NS) 方向) } >$



$< S_s - 3 \text{ (水平 (EW) 方向) } >$

$< S_s - 3 \text{ (鉛直方向) } >$



$< S_s - 3 \text{ (水平 (NS) 方向) } >$

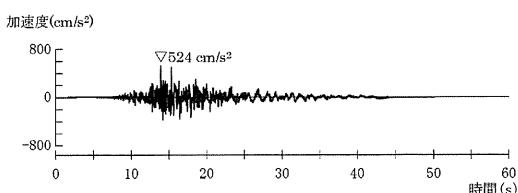
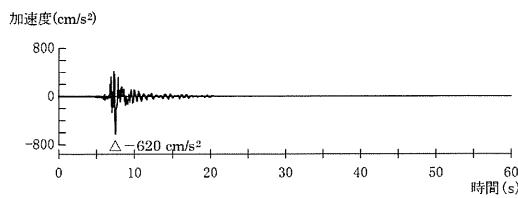
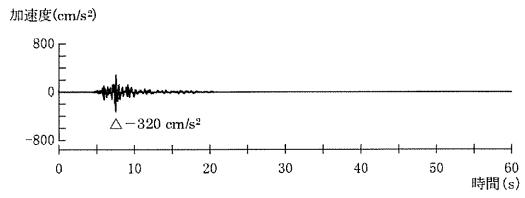


図2-1 (1/4) 基準地震動の時刻歴波形と加速度応答スペクトル

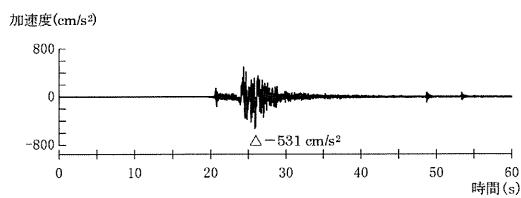
$< S_s - 4 \text{ (水平方向) } >$



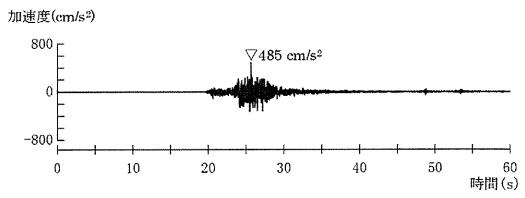
$< S_s - 4 \text{ (鉛直方向) } >$



$< S_s - 5 \text{ (水平 (EW) 方向) } >$



$< S_s - 5 \text{ (鉛直方向) } >$



$< S_s - 5 \text{ (水平 (NS) 方向) } >$

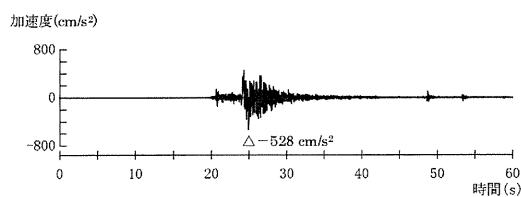
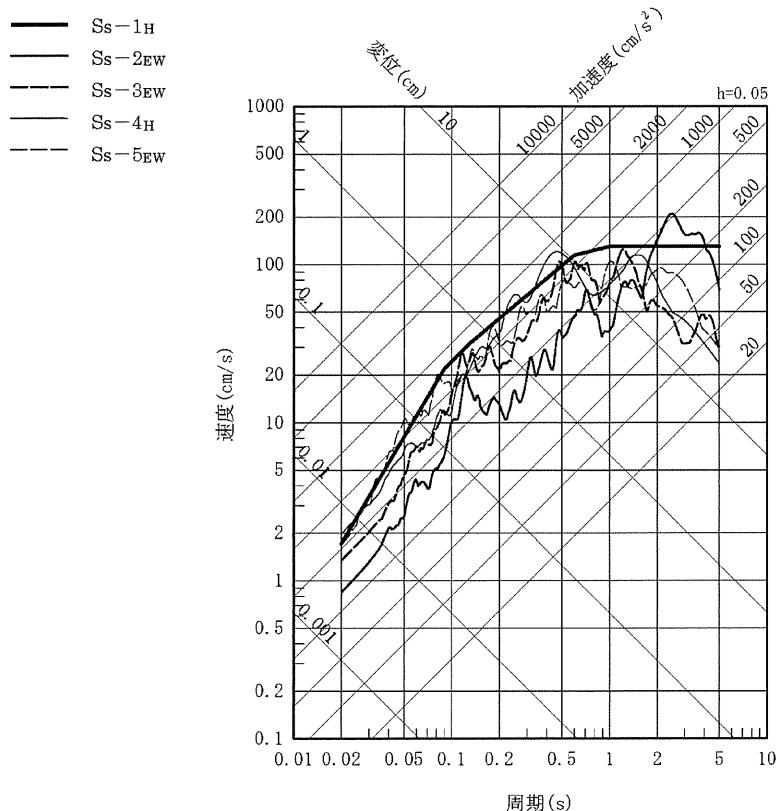


図2-1 (2/4) 基準地震動の時刻歴波形と加速度応答スペクトル

<水平 (EW) 方向>



<水平 (NS) 方向>

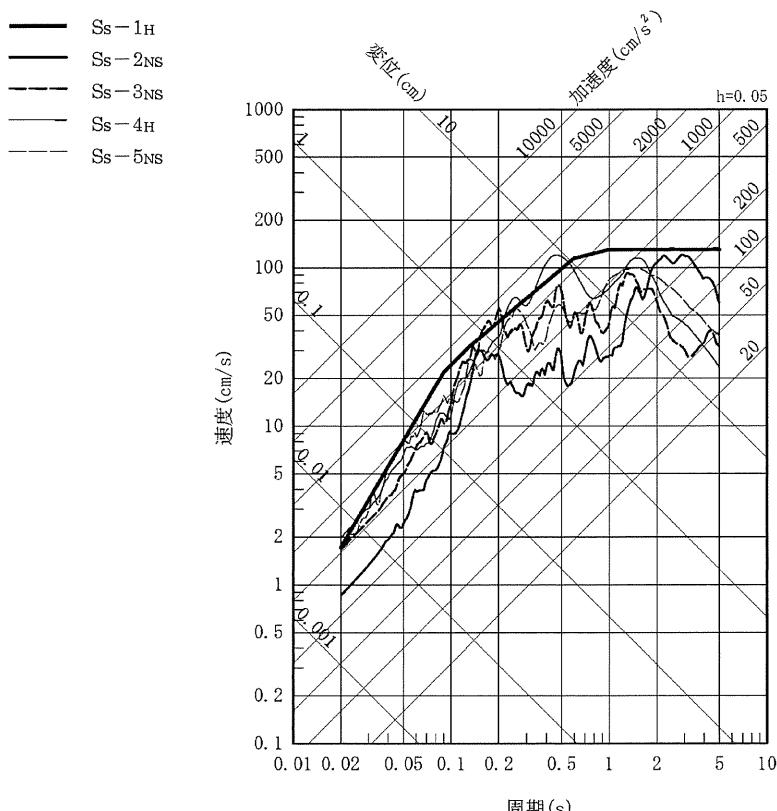


図2-1 (3/4) 基準地震動の時刻歴波形と加速度応答スペクトル

<鉛直方向>

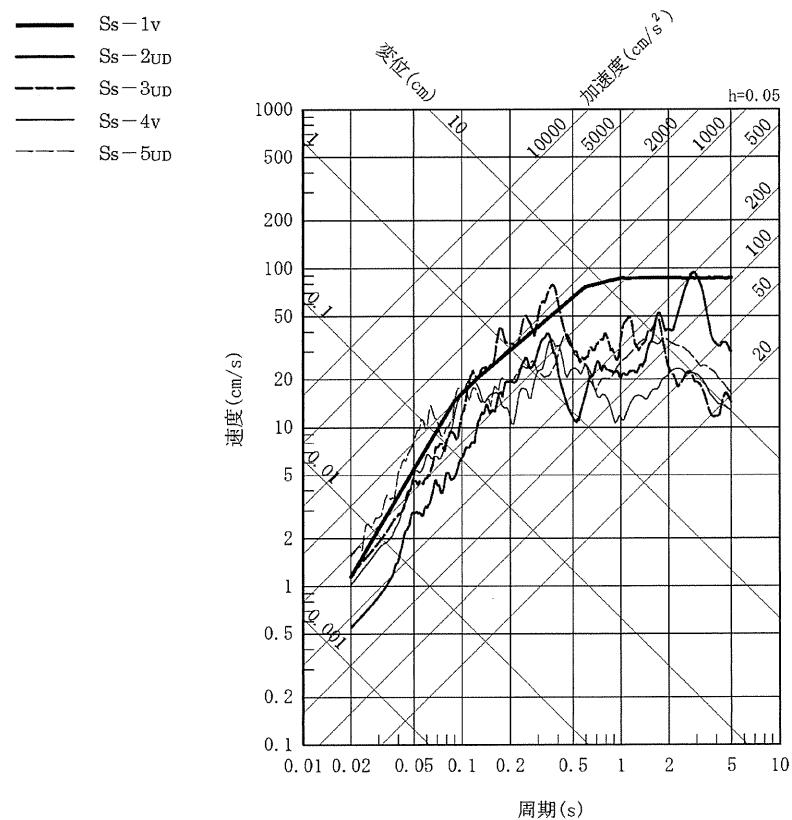


図2-1 (4/4) 基準地震動の時刻歴波形と加速度応答スペクトル

(4) 評価対象機器全体への展開

代表機器に想定される経年劣化事象の整理及び耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の整理の妥当性について確認したうえ、代表機器の評価結果を基に評価対象機器全体に対して同様の評価が可能であるかを検討する。

この結果、評価対象機器のうち同様と見なせないものについては、耐震安全性評価を実施する。

(5) 経年劣化事象に対する動的機能維持評価

地震時に動的機能の維持が要求される機器（「原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601）」により動的機能維持が要求される機器）については、工事計画において地震時の応答加速度が各機器の機能確認済加速度以下であることを確認している。

よって、経年劣化事象に対する動的機能維持評価については、

- ・経年劣化事象に対する技術評価
- ・技術評価において高経年化上有意と判断される経年劣化事象に対する耐震安全性評価

（部位ごとの耐震安全性評価及び設備全体として振動応答特性に有意な影響を及ぼさないことの確認）

を踏まえ、経年劣化事象を考慮しても地震時に動的機能が要求される機器の地震時の応答加速度が各機器の機能確認済加速度以下であるかを検討する。

(6) 燃料集合体の照射の影響について

燃料集合体は、設計上の最高燃焼度に達する前に取替を行うため、使用期間中の健全性は維持されるが、照射の影響により地震に対する応答が変化することから、制御棒挿入性評価を行うにあたり、燃料集合体の照射の影響も考慮した評価を実施する。

なお、評価にあたっては、燃料集合体の使用期間中に受けうる照射量を考慮した保守的な評価を実施する。

(7) 保全対策に反映すべき項目の抽出

以上の検討結果を基に、耐震安全性の観点から保全対策に反映すべき項目があるかを検討する。

2.3 耐震安全性評価に関する共通事項

(1) 耐震安全性に影響を与えないことが自明な経年劣化事象

耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象のうち、絶縁低下、特性変化及び導通不良については、以下のとおり発生する部位によらず機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるものと判断されるため、本項の評価を当該事象の耐震安全性評価とし、個別機器における記載を省略する。

a. 絶縁低下（絶縁体の水トリー劣化による絶縁低下を含む）

機器の質量等、耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり、また、地震により絶縁低下の進行が助長されるものではないことから、耐震安全性への影響は無視できるものと判断する。

b. 特性変化

計測制御設備等の特性変化は長期間の使用に伴い入出力の特性が変化する事象であり、耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係である。また、地震により特性変化の進行が助長されるものではないことから、耐震安全性への影響は無視できるものと判断する。

c. 導通不良

機器の質量等、耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり、また、地震により導通不良の進行が助長されるものではないことから、耐震安全性への影響は無視できるものと判断する。

(2) 基礎ボルトの耐震安全性評価

基礎ボルトに関する耐震安全性評価は、すべて3.14章機械設備「基礎ボルト」で評価を実施するものとし、個別機器の評価では記載を省略する。

表2-3 (1/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判斷理由	
ポンプ	ターボポンプ	主軸、吐出管等接液部の腐食（孔食及び隙間腐食）	■	主軸等については剛性が十分にあり、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
ポンプ	ターボポンプ	軸受箱の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
ポンプ	ターボポンプ	潤滑油ユニットの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
ポンプ	ターボポンプ	増速機歯車の摩耗	■	増速機等の歯車は、摩耗があつても歯車の軸が健全であるため、地震時の歯車間の相対変位は生じないことから、地震による荷重はほとんど作用しない。したがつて、増速機歯車の摩耗は、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
ポンプ	ターボポンプ	増速機ケーシングの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたつて起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (2/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 断	理 由
ポンプ	ターボポンプ	ケーシング等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
			■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
ポンプ	ターボポンプ	台板等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
			■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
ポンプ	ターボポンプ	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	主軸については剛性が十分にあり、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
			■	主軸の摩耗	
ポンプ	1次冷却材ポンプ	羽根車の摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
			■	羽根車の摩耗	

■：現在発生しているか、又は将来にわたつて起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (3/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
熱交換器	多管円筒形熱交換器	伝熱管の摩耗及び高サイクル疲労割れ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	多管円筒形熱交換器	伝熱管の内面からの腐食（流れ加速型腐食）	◎	原子炉補機冷却水冷却器については、定期的な渦水流探傷検査を実施しているが、現状保全によって管理される程度の腐食を想定した場合、断面減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
熱交換器	多管円筒形熱交換器 蒸気発生器	伝熱管のスケール付着	■	伝熱管のスケール付着による重量増加は、伝熱管本体の重量と比較して十分小さく、スケール付着による固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	多管円筒形熱交換器	胴側耐圧構成品等の腐食（流れ加速型腐食）	◎	湿分分離加熱器、第1低圧給水加熱器、第2低圧給水加熱器、第3低圧給水加熱器、第4低圧給水加熱器及び第5低圧給水加熱器については、定期的な目視確認等を実施している場合、断面減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
熱交換器	多管円筒形熱交換器 直接接触式熱交換器	胴側耐圧構成品等の腐食（流れ加速型腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (4/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
熱交換器	多管円筒形熱交換器	管側耐圧構成品等の腐食（流れ加速型腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	多管円筒形熱交換器	管側耐圧構成品等の海水による腐食（異種金属接触腐食を含む）	■	ライニングの状況を確認し、機器の健全性を確認している。万一はく離等が生じた場合であつても、当該部における腐食の進展は部分的なものであり、かつ減肉量も少ないと考えられ、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	多管円筒形熱交換器	胴板等の外側からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	多管円筒形熱交換器 直接接触式熱交換器	支持脚の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	多管円筒形熱交換器 直接接触式熱交換器	支持脚（スライド脚）の腐食（全面腐食）	■	耐震設計上、スライド脚のスライド方向への支持機能は期待せず、固定脚で支持する設計としているため、スライド脚の腐食による固着については耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (5/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
熱交換器	多管円筒形熱交換器 直接接触式熱交換器	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	蒸気発生器	蒸気発生器伝熱管の損傷	■	粒界腐食割れ、ピッティング、管板直上部腐食損傷、フレッティング疲労、管板拡管部及び拡管境界部応力腐食割れ、小曲げJIPEND部応力腐食割れ、デンティングは材料、施工法の改良、適切な水質管理等により問題となる可能性はなく、管支特板直下部摩耗については、適切な水質管理により鉄持ち量を抑制しており、問題となる可能性はない。 また、振れ止め金具（AVB）部摩耗は発生したとしても現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	蒸気発生器	管支特板穴へのスケール付着	■	管支特板穴のスケール付着は、主に伝熱管支持部以外のBEC穴における流路閉塞事象であることから、伝熱管が固定支持となることはない。したがって、伝熱管の振動性状に影響を与えないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	蒸気発生器	600系ニッケル基合金使用部位 の応力腐食割れ	■	応力・温度条件をもとに評価した結果、応力腐食割れが発生する可能性は小さく、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (6/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判斷理由	■
熱交換器	直接接触式熱交換器	胴板等耐圧構成品の外面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
熱交換器	2重管式熱交換器	台座等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
ポンプ用電動機	高圧ポンプ用電動機 低圧ポンプ用電動機	フレーム、端子箱、プラケット、空気冷却器側板及びカバーの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
ポンプ用電動機	高圧ポンプ用電動機 低圧ポンプ用電動機	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
容器	原子炉格納容器本体	ライナプレート等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理や原子炉格納容器漏えい率試験による健全性確認を実施しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (7/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
容器	機械ペネットレーション	スリーブ等耐圧構成品の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
容器	電気ペネットレーション	本体の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
容器	補機タンク	胴板等耐圧構成品の外面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
容器	補機タンク	胴板等耐圧構成品の内面からの腐食（全面腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
容器	補機タンク 脱塩塔	支持脚等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
容器	補機タンク	支持脚（スライド脚）の腐食（全面腐食）	■	耐震設計上、スライド脚のスライド方向への支持機能は期待せず、固定脚で支持する設計としているため、スライド脚の腐食による固着については耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたつて起ることが否定できないが、機器の構成強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (8/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 断	理 由
容器	補機タンク	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
容器	フィルタ	スクリーン流路の減少	■	清掃等による管理を行つており、仮に異物の付着等が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
配管	ステンレス鋼配管	母管の高サイクル熱疲労割れ	◎	余熱除去系統配管については、「(社) 日本機械学会 配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針」(JSME S 017-2003)に基づき評価した結果、許容値に対し余裕のある結果であるが、高サイクル熱疲労割れが発生した場合、強度上「軽微もしくは無視」できない事象となるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。	
配管	ステンレス鋼配管	母管 (外面) の応力腐食割れ	■	定期的に隔壁弁の分解点検を実施し、機能を維持していることから、弁グランドリーク及び弁シートリーカーの高サイクル熱疲労割れについては耐震安全性に影響を与えるものではない。	

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたつて起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (9/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判斷理由	■
配管	ステンレス鋼配管 炭素鋼配管	母管の腐食（エロージョン）	■	エロージョンについては、局部的な範囲に限定されると考えられるごとから、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
配管	ステンレス鋼配管	ヒートトレースの断線	■	ヒートトレースの断線は、劣化による局部過熱の影響によるものであり、地震力により断線が助長されるものではない。また、ヒートトレースが万一断線したとしても、機械的特性はほとんど変化しないため、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
配管	低合金鋼 炭素鋼配管	母管（外面）の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
配管	炭素鋼配管	母管の腐食（流れ加速型腐食）	◎	主蒸気系統配管、主給水系統配管、低温再熱蒸気系統配管、第3抽気系統配管、第4抽気系統配管、第5抽気系統配管、第6抽気系統配管、タービングランド蒸気系統配管、補助蒸気系統配管、蒸気発生器プローダウント系統配管、2次系ドレン系統配管、2次系復水系統配管について、減肉の管理を実施することにより機能を維持している。現状保全によって管理される程度の腐食を想定した場合、断面減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。	

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (10/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 斷	理 由
配管 炭素鋼配管	母管 (内面) の腐食 (全面腐食)		■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
			■	ライニング又は配管内面の目視確認を実施し、健全性を維持している。仮に腐食が進行しても現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
配管	配管サポート	ベースプレート、パイプクランプ等の腐食 (全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
配管	配管サポート	ピン等摺動部材の摩耗	■	配管熱移動による想定回数は少なく、また配管振動による発生荷重は小さいことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
配管	配管サポート	スライドプレートのフッ素樹脂のはく離	■	耐震設計上、スライド方向への支持機能は期待していないことから、スライドプレートのフッ素樹脂のはく離は耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (11/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 断	理 由
弁	一般弁 (本体部) 仕切弁 玉形弁 バタフライ弁 スイング逆止弁 リフト逆止弁	弁箱、弁蓋等の腐食 (流れ加速度型腐食及びエロージョン)	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
	一般弁 (本体部) 仕切弁 玉形弁 バタフライ弁 スイング逆止弁 リフト逆止弁 安全逃がし弁	弁箱、弁蓋等の腐食 (全面腐食)	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
弁	一般弁 (本体部) 仕切弁 玉形弁 バタフライ弁 スイング逆止弁 リフト逆止弁 安全逃がし弁	弁箱、弁蓋等の腐食 (異種金属接触腐食)	■	ライニングの状況を確認し、機器の健全性を確認している。万一はく離等が生じた場合であっても、当該部における腐食の進展は部分的なものであり、かつ減肉量も少ないと考えられ、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
	一般弁 (本体部) 仕切弁 玉形弁 バタフライ弁 スイング逆止弁				■ : 現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (12/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判斷理由	由
弁	一般弁（本体部） 仕切弁 玉形弁 バタフライ弁 ダイヤフラム弁 スイントグ逆止弁 リフト逆止弁 安全逃がし弁	弁箱、弁蓋（外面）の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
弁	一般弁（本体部） 仕切弁 玉形弁 バタフライ弁 スイントグ逆止弁 リフト逆止弁	弁体、弁座又は弁箱弁座部（シート面）の摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
弁	一般弁（本体部） 仕切弁 玉形弁 バタフライ弁	弁棒（パッキン受け部及び軸保持部）の摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
弁	一般弁（本体部） 仕切弁 玉形弁 バタフライ弁	弁棒の腐食（隙間腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (13/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 断	理 由
弁	一般弁 (本体部) 仕切弁 バタフライ弁 スイング逆止弁	弁体、弁棒等の腐食 (孔食・隙間腐食)	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
	一般弁 (本体部) 仕切弁 玉形弁	ヨークの腐食 (全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
弁	一般弁 (本体部) 仕切弁 玉形弁 スイング逆止弁 リフト逆止弁	弁箱、弁蓋 (外面) の応力腐食割れ	■	塗装の管理を行うとともに、防水措置 (保温) の健全性確認を行っており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
	一般弁 (本体部) 玉形弁 バタフライ弁 リフト逆止弁	弁箱、弁蓋等の応力腐食割れ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
弁	一般弁 (本体部) 玉形弁 バタフライ弁	弁体、弁棒の摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
	一般弁 (本体部) バタフライ弁			■ : 現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの	

表2-3 (14/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 斷	理 由
弁	一般弁（本体部） ダイヤフラム弁	弁箱の腐食（全面腐食）	■	ライニングの状況を確認し、機器の健全性を確認している。 万一はく離等が生じた場合であっても、当該部における腐食の進展は部分的なものであり、かつ減肉量も少ないと考えられ、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
弁	一般弁（本体部） ダイヤフラム弁	弁棒の摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
弁	一般弁（本体部） スイング逆止弁	弁棒、アームの摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
弁	一般弁（本体部） リフト逆止弁	弁体の固定	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
弁	一般弁（駆動部） 電動装置	フレーム及び駆動装置ハウジングの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるものの

表2-3 (15/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判断	理由
弁	一般弁（駆動部）電動装置	ステムナットの摩耗	■	ステムナットの摩耗は、弁棒との嵌合部での摺動により発生するが、地震により摩耗が助長されるものではなく、また、現状管理される程度の摩耗による強度低下もほとんどないことから、耐震性への影響はないとした。	
弁	一般弁（駆動部）空気作動装置	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
弁	一般弁（駆動部）空気作動装置	ケース、シリンダ等の外面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
弁	一般弁（駆動部）空気作動装置	ケースボルト等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
弁	特殊弁 主蒸気止め弁 蒸気加減弁	弁箱、弁蓋及び弁棒の腐食（流れ加速型腐食及びエロージョン）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (16/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 断	理 由
弁	特殊弁 主蒸気止め弁 蒸気加減弁 インターセプト弁及び 再熱蒸気止弁	アクチュエータの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
弁	特殊弁 主蒸気止め弁	支持脚の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
弁	特殊弁 蒸気加減弁	弁体の腐食（流れ加速型腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
弁	特殊弁 タービン動主給水ポンプ 駆動タービン蒸気止め 弁・蒸気加減弁	弁箱、弁蓋、蒸気室及び弁揚板の腐食（流れ加速型腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
弁	特殊弁 タービン動主給水ポンプ 駆動タービン蒸気止め 弁・蒸気加減弁	駆動装置シリコンダ等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (17/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 断	理 由
炉内構造物	炉内構造物	炉心槽の中性子照射による韌性低下	◎	(社) 日本機械学会 維持規格 (JSME S NA1-2012) に基づく評価では、照射誘起型応力腐食割れ発生の可能性は小さいが、中性子照射に対する韌性値の低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。	
炉内構造物	炉内構造物	制御棒クリスマ案内管（案内板）の摩耗	◎	制御棒クリスマ案内管（案内板）の摩耗については、定期的に挿入時間に問題がないことを確認しているが、地震の荷重が挿入時間に影響を与えることから、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。	
炉内構造物	炉内構造物	炉内計装用シンプルチューブの摩耗	◎	炉内計装用シンプルチューブの摩耗については、渦流探傷検査により摩耗状況を確認しているが、現状保全によつて管理される程度の摩耗を想定した場合、断面減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。	
ケーブル	高压ケーブル 低压ケーブル 同軸ケーブル 光ファイバケーブル	シース、外部シース、コード外被及び心線被覆の劣化	■	シース、外部シース、コード外被及び心線被覆の劣化は、機器の質量等、耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり、また、地震により劣化の進行が助長されるものではないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
ケーブル	ケーブルトレイ等	ケーブルトレイ（本体）等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (18/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判斷理由	
ケーブル	ケーブルトレイ等	電線管（本体）及びカップリングの外側からの腐食（全面腐食）	■	塗装又は亜鉛メッキの管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
ケーブル	ケーブルトレイ等	埋込金物（大気接触部）の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
ケーブル	ケーブル接続部	ボックスコネクタの腐食（全面腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
ケーブル	ケーブル接続部	接続端子等の腐食（全面腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電気設備	メタルクラッド開閉装置	外被の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるものの

表2-3 (19/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 斷	理 由
電気設備	メタルクラッド開閉装置 パワーセンタ	操作機構の固着	■		固着の原因である潤滑剤の劣化は、温度等環境の影響によるものであり、地震力により固着が助長されるものではなく、かつ本固着は耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電気設備	メタルクラッド開閉装置	消弧室の汚損	■		日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電気設備	メタルクラッド開閉装置 動力変圧器 パワーセンタ コントロールセンタ	筐体、架台及びチャンネルベース の腐食（全面腐食）	■		塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電気設備	メタルクラッド開閉装置 パワーセンタ コントロールセンタ	埋込金物（大気接触部）の腐食 (全面腐食)	■		塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電気設備	メタルクラッド開閉装置 パワーセンタ コントロールセンタ	真空バルブの真空度低下	■		真空バルブの真空度低下は、長期使用によるスローリーク等により生じるもので、地震力により真空度低下が助長されるものではない。また、真空度低下は耐震性に影響を及ぼすパラメータとは無関係であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (20/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判斷	理由
電気設備	メタルクラッド開閉装置 動力変圧器 コントロールセントラル	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	亜鉛メッキの管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電気設備	動力変圧器	接続端子部の腐食（全面腐食）	■	メッキの管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
タービン設備	高圧タービン	主蒸気入口管及び車室の外側からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
タービン設備	高圧タービン	主蒸気入口管、車室及びノズル室の腐食（流れ加速型腐食）	◎	主蒸気入口管については、減肉の管理を実施することにより機能を維持している。現状保全によって管理される程度の腐食を想定した場合、断面減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。	
			■	車室及びノズル室については、剛性が十分にあり、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (21/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 断	理 由
タービン設備	高压タービン タービン動主給水ポンプ駆動タービン	車室の変形	■	現状保全によつて管理される程度の範囲の車室水平縫手の隙間を生じさせる変形に對しては、縫手面上に歪が生じたとしても上下車室はボルト締付により一体化しており、車室の剛性への影響は無視できることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
タービン設備	高压タービン	アウターグランド本体及びダイヤフラムリングの腐食（流れ加速型腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
タービン設備	高压タービン	アウターグランド本体、ダイヤフラムリング及び軸受台の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
タービン設備	高压タービン 低圧タービン	油止輪、カップリングボルト及び台板の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
タービン設備	高压タービン 低压タービン タービン動主給水ポンプ駆動タービン	車軸の応力腐食割れ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたつて起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (22/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 断	理 由
タービン設備	高圧タービン 低圧タービン タービン動主給水ポンプ駆動タービン	ジャーナル軸受ホワイトメタルの摩耗及びはく離	■	ジャーナル軸受のホワイトメタルの摩耗及びはく離が発生しても、軸受の剛性はほとんど変化しないことから振動特性は影響を受けない。したがって、ジャーナル軸受のホワイトメタルの摩耗及びはく離による耐震性への影響はない。	
	低圧タービン	外部車室及びグランド本体の外面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
タービン設備	低圧タービン	外部車室の腐食（流れ加速型腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
	低圧タービン	第1内部車室及び第2内部車室の腐食（流れ加速型腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
タービン設備	低圧タービン	軸受箱及びグランド本体（外面）の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
	低圧タービン	グランド本体の腐食（流れ加速型腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (23/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判断	理由
タービン設備	低圧タービン タービン動主給水ポンプ駆動タービン	動翼の腐食（エロージョン）	■	動翼については、剛性が十分にあり、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
タービン設備	低圧タービン	静翼の腐食（流れ加速型腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
タービン設備	タービン動主給水ポンプ駆動タービン	車室及びグランド本体の外側からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
タービン設備	タービン動主給水ポンプ駆動タービン	車室、低圧ノスル室及びグランド本体の腐食（流れ加速型腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
タービン設備	タービン動主給水ポンプ駆動タービン	軸受台及び台板の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
タービン設備	タービン動補助給水ポンプ	翼車の応力腐食割れ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (24/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 断	理 由
タービン設備	タービン動補助給水ポンプ タービン	ケーシング及び主油ポンプケーシング等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
タービン設備	タービン動補助給水ポンプ タービン	ガバナ調速機構の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
タービン設備	タービン動補助給水ポンプ タービン	台板及び取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
タービン設備	調速装置・保安装置	ケーシング及びチューブの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
タービン設備	調速装置・保安装置	架台及びスタンドの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
タービン設備	調速装置・保安装置	弁箱、シリンドラ及びピストンの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (25/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 断	理 由
コンクリート構造物及び鉄骨構造物	鉄骨構造物	鉄骨の強度低下	■	目視確認による健全性確認を実施しており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、耐津波安全性への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
計測制御設備	プロセス計測制御設備	計装用取出配管、計器元弁、計装配管及び計器弁の外面からの応力腐食割れ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
計測制御設備	プロセス計測制御設備	筐体、スタンション、ベースプレート、サポート、チャンネルベース及び架台の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
計測制御設備	プロセス計測制御設備	パイプハンガー及びパイプハンガーランプの腐食（全面腐食）	■	亜鉛メッキの管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
計測制御設備	プロセス計測制御設備	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
計測制御設備	プロセス計測制御設備	埋込金物（大気接触部）の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたつて起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (26/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 斷	理 由
計測制御設備	プロセス計測制御設備	計装用取出配管（炭素鋼、鉄）の内面からの腐食（全面腐食）■	ライニングの状況を確認し、機器の健全性を確認している。万一はく離等が生じた場合であっても、当該部における腐食の進展は部分的なものであり、かつ減肉量も少ないと考えられ、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。		
計測制御設備	プロセス計測制御設備	計器元弁の内面からの腐食（全面腐食）■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。		
計測制御設備	プロセス計測制御設備	計装用取出配管等（炭素鋼、鉄、銅合金）の外側からの腐食（全面腐食）■	塗装の管理又は防水措置（保温）の健全性確認を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。		
計測制御設備	プロセス計測制御設備	伝送器の腐食（全面腐食）■	塗装の管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。		
計測制御設備	プロセス計測制御設備	筐体、埋込金物（大気接触部）、サポート、チャンネルベース、台板、取付ボルト及び架台の腐食（全面腐食）■	塗装の管理を行つており、仮に腐食が発生しては、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。		

■：現在発生しているか、又は将来にわたつて起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (27/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判斷理由	■
空調設備 ファン	ケーシング等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。		
空調設備 ファン	主軸等の腐食（全面腐食）	■	主軸等については剛性が十分にあることから、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。		
空調設備 ファン 電動機 空調ユニット	取付ボルト等の腐食（全面腐食）	■	塗装又は亜鉛メッキの管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。		
空調設備 電動機	フレーム、端子箱及びプラケットの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。		
空調設備 空調ユニット	骨組鋼材及び外板の腐食（全面腐食）	■	塗装又は亜鉛メッキの管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。		

■：現在発生しているか、又は将来にわたつて起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるものの

表2-3 (28/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
空調設備	冷水設備	圧縮機ケーシング及び冷媒配管の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	冷水設備	空調用冷凍機（熱交換器）のシェル及びチューブサポートの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	冷水設備	凝縮器伝熱管の内面からの腐食（流れ加速度型腐食）	◎	凝縮器伝熱管については、定期的な漏流探傷検査を実施しているが、現状保全によつて管理される程度の腐食を想定した場合、断面減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
空調設備	冷水設備	伝熱管のスケール付着	■	凝縮器伝熱管及び蒸発器伝熱管のスケール付着による重量増加は、伝熱管本体の重量と比較して十分小さく、スケール付着による固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	冷水設備	凝縮器管板・水室の海水による腐食（異種金属接触腐食含む）	■	ライニングの状況を確認し、機器の健全性を確認している。万一はく離等が生じた場合であつても、当該部における腐食の進展は部分的なものであり、かつ減肉量も少ないと考えられ、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (29/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
空調設備 冷水設備	冷水設備	空調用冷水系統（配管、空調用冷水ポンプ、空調用冷水膨張タンク）の外側からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備 冷水設備	冷水設備	架台等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備 冷水設備	冷水設備	空調用冷水膨張タンク支持脚（スライド脚）の腐食（全面腐食）	■	耐震設計上、スライド脚のスライド方向への支持機能は期待せず、固定脚で支持する設計としているため、スライド脚の腐食による固着については耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備 ダクト	ダクト	接続鋼材、補強鋼材、接続ボルト、サポート鋼材及びベースプレートの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備 ダクト	ダクト	外板の応力腐食割れ	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (30/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判斷理由	
空調設備	ダクト	外板の腐食（全面腐食）	■	塗装又は亜鉛メッキの管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
空調設備	ダクト	埋込金物（大気接触部）の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
空調設備	ダンパ	ダンパ羽根及びケーリングの腐食（全面腐食）	■	塗装又は亜鉛メッキの管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
空調設備	ダンパ	ダンパシャフトの固定	■	作動確認により機能を維持している。また、地震力により固定が助長されるものではなく、かつ固定は耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
空調設備	ダンパ	ダンパシャフト及び軸受（すべり）の摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (31/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 斷	理 由
空調設備 ダンパー	接続ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。		
機械設備 重機器サポート	サポートブラケット等大気接触部の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。		
機械設備 重機器サポート	原子炉容器炉心近傍部材（サポートリブ）の照射脆化	◎	原子炉容器サポートについては、運転開始後60年時点においても照射量は少なく、脆性破壊が発生する可能性は小さいが、中性子及び線照射による材料の韌性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。		
機械設備 重機器サポート	蒸気発生器サポート、1次冷却材ポンプサポートの支持脚ヒンジ運動部の摩耗	◎	蒸気発生器サポート、1次冷却材ポンプサポートの支持脚ヒンジ運動部の摩耗については、現状保全によって管理される程度の摩耗を想定した場合、断面減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。		
機械設備 重機器サポート	ハンド及びヒンジ等摺動部の摩耗	■	原子炉容器サポートのハンドの摩耗については、キャビティシール据付時の漏えい確認により、原子炉容器とキャビティに有意な高低差がないことを確認しており、管理された程度の摩耗であれば、剛性はほとんど変化しないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。		

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (32/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判斷理由	
機械設備	空気圧縮機	Vパーりの摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	空気圧縮機	圧縮機等の外側からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	空気圧縮機	主軸、ピストンロッド等の摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	空気圧縮機	フレーム、プラケット、端子箱及び台板の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	空気圧縮機	胴板等耐圧構成品の内面からの腐食（全面腐食）	◎	目視確認により腐食やスケールの有無を確認しているが、現状保全によつて管理される程度の腐食を想定した場合、部材断面の減肉は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。	

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたつて起こることが否定できないが、機器の構成強度又は構造特性又は機器の振動応答特性が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (33/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
機械設備 空気圧縮機	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備 空気圧縮機	フランジボルトの腐食（全面腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備 燃料取扱設備（クレーン関係）	走行・横行レール及びブリッジガータ等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備 燃料取扱設備（クレーン関係）	ワイヤロープの摩耗及び素線切れ	■	寸法計測及び目視確認を行い、必要に応じて取替を実施しており、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、耐荷重の低下はほとんどないため、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備 燃料取扱設備（クレーン関係）	ロッキングカムの摩耗	■	ロッキングカムは、フィンガを作動させる機能を有し、燃料集合体の支持機能を有するものではなく、また、クレンの主構造部ではない。このため、ロッキングカムの摩耗により、燃料集合体の落下及びクレーン転倒に影響を生じることなく、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (34/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判斷理由	■
機械設備 燃料取扱設備（クレーン関係） 燃料移送装置	筐体、チャンネルベース及び取付ボルトの腐食（全面腐食）	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。			■
機械設備 燃料移送装置	トルクリミッタ（摩擦板）の摩耗	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。			■
機械設備 燃料移送装置	チーン（ブッシュ部）の摩耗	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。			■
機械設備 燃料移送装置	基礎金物（大気接触部）の腐食（全面腐食）	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。			■
機械設備 原子炉容器上部ふた付属設備	プランジャーの摩耗	プランジャーは、圧力ハウジング内に支持されるラッヂ機構の1部品であり、地震時の荷重を受け持つ部材ではないことから、摩耗によって地震時の制御棒操作機能を損うことなく、耐震安全性に影響を与えるものではない。			■

■：現在発生しているか、又は将来にわたつて起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (35/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判斷理由	理由
機械設備	原子炉容器上部ふた付属設備	ラッチアーム及び駆動軸の摩耗	■	ラッチアームは圧力ハウジング内に支持されるラッチ機構の1部品であり、駆動軸は駆動軸サブアセンブリの1部品である。駆動軸は山部がラッチアーム刃先上に乗ることで保持されている。許容摩耗量は幾何学的な拘束条件からラッチアーム刃先厚さとして決まるものである。地震時においてもこの拘束条件及び許容摩耗量に変化はないことから、ラッチアームの摩耗による耐震性への影響はない。	
機械設備	原子炉容器上部ふた付属設備	耐震サポートの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	原子炉容器上部ふた付属設備	コノシールガスケット取付部の摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	原子炉容器上部ふた付属設備	ヘリコフレックスシール取付部の腐食（隙間腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	原子炉容器内挿物	制御棒被覆管の摩耗	◎	被覆管の摩耗については、現状保全によって管理される程度の摩耗を想定した場合、断面減少による制御棒挿入性への影響は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。	

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (36/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判斷理由	
機械設備	原子炉容器内挿物	制御棒被覆管先端部の照射誘起割れ	■	照射量の管理により、割れが発生する前に取替える対応としているが、万一、割れが発生した場合においても、発生する割れは軸方向であることから、地震により割れを進展させるものではない。また、制御棒と制御棒先端部とのギヤップが十分確保されていることから、制御棒先端部に割れが発生したと仮定しても制御棒の挿入性に影響はない。	照射量の管理により、割れが発生する前に取替える対応としているが、万一、割れが発生した場合においても、発生する割れは軸方向であることから、地震により割れを進展させるものではない。また、制御棒と制御棒先端部とのギヤップが十分確保されていることから、制御棒先端部に割れが発生したと仮定しても制御棒の挿入性に影響はない。
機械設備	原子炉容器内挿物	制御棒被覆管の照射下クリープ	■	被覆管の照射クリープについては、定期的に目視確認を行つており、また定期的に取替を行うこととしており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では剛性はほとんど変化しないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	被覆管の照射クリープについては、定期的に目視確認を行つており、また定期的に取替を行うこととしており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では剛性はほとんど変化しないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	原子炉容器内挿物	スパイダー、ベーン及びフィンガの熱時効	■	スパイダー、ベーン及びフィンガの熱時効については、定期的に目視確認を行っており、また定期的に取替を行ふことであり、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では剛性はほとんど変化しないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	スパイダー、ベーン及びフィンガの熱時効については、定期的に目視確認を行つており、また定期的に取替を行ふことであり、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では剛性はほとんど変化しないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	濃縮貯蔵設備	蒸発器胴板等ステンレス鋼使用部位の応力腐食割れ	◎	蒸発器胴板及び加熱器伝熱管について、内面状態の確認や漏えい試験により健全性を確認しているが、将来にわたつて発生することが否定できないことから、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。	蒸発器胴板及び加熱器伝熱管について、内面状態の確認や漏えい試験により健全性を確認しているが、将来にわたつて発生することが否定できないことから、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたつて起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (37/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判斷理由	
機械設備	濃縮減容設備	伝熱管のスケール付着	■	伝熱管のスケール付着による重量増加は、伝熱管本体の重量と比較して十分小さく、スケール付着による固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	濃縮減容設備	炭素鋼製耐圧構成品の外側からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	濃縮減容設備	支持脚等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	濃縮減容設備	支持脚（スライド脚）の腐食（全面腐食）	■	耐震設計上、スライド脚のスライド方向への支持機能は期待せず、固定脚で支持する設計としているため、スライド脚の腐食による固着については耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	セメント固化装置	主軸等ステンレス鋼及び耐食耐熱合金鋼使用部位の応力腐食割れ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	セメント固化装置	支持脚等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたつて起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (38/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 斷	理 由
機械設備	セメント固化装置	伝熱管内面のスケール付着	■	伝熱管のスケール付着による重量増加は、伝熱管本体の重量と比較して十分小さく、スケール付着による固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	セメント固化装置	炭素鋼製耐圧構成品の外面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	焼却減容設備	耐火物の減肉	■	耐火物及び耐火煉瓦は耐圧構成品ではなく、外側の炉外殻の耐震安全性が確保されていれば問題ないことから、耐火物及び耐火煉瓦の減肉は耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	焼却減容設備	耐火物の割れ	■	耐火物及び耐火煉瓦は耐圧構成品ではなく、外側の炉外殻の耐震安全性が確保されていれば問題ないことから、耐火物及び耐火煉瓦の割れは耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	焼却減容設備	外殻等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	焼却減容設備		■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (39/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 斷	理 由
機械設備	焼却減容設備	下部ペルフレーム溶接部等の疲労割れ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	焼却減容設備	グラニュール出口ケーシングのクリープ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	焼却減容設備	架台等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	スチームコンバータ	加熱管及び冷却管の摩耗及び高サイクル疲労割れ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	スチームコンバータ	加熱管のスケール付着	■	伝熱管のスケール付着による重量増加は、伝熱管本体の重量と比較して十分小さく、スケール付着による固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	スチームコンバータ	一次側、二次側の耐圧構成品等の腐食（流れ加速型腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (40/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判断	理由
機械設備	スチームコンバータ	胴板等の外面からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	スチームコンバータ	胴板等耐圧構成品の内面からの腐食（全面腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	スチームコンバータ	支持脚及び台板の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	スチームコンバータ	支持脚（スライド脚）の腐食（全面腐食）	■	耐震設計上、スライド脚のスライド方向への支持機能は期待せず、固定脚で支持する設計としているため、スライド脚の腐食による固着については耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	スチームコンバータ	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたつて起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (41/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 斷	理 由
機械設備	水素濃度制御装置	触媒プレート（触媒）の水素反応機能低下	■	触媒プレート（触媒）の水素反応機能低下は、機器の質量等、耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり、また、地震により水素反応機能低下の進行が助長されるものではないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	水素濃度制御装置	支持架台等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	基礎ボルト	大気接触部の腐食（塗装なし部）（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
機械設備	基礎ボルト	大気接触部の腐食（塗装なし部）（全面腐食）	◎	大気接触部の腐食については、腐食を想定した場合、断面減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。	
電源設備 (電気)	ディーゼル発電機	フレーム、冷却ファン、プラケット及びベッドの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

◎：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (42/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判 断 理 由
電源設備 (電気)	ディーゼル発電機 直流電源設備 計器用分電盤 制御棒駆動装置用電源設備	取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装又はメッキの管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (電気)	直流電源設備 無停電電源 計器用分電盤 制御棒駆動装置用電源設備	筐体、チャンネルベース及び架台の腐食（全面腐食）	■	塗装又はメッキの管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (電気)	直流電源設備 無停電電源 計器用分電盤 制御棒駆動装置用電源設備	埋込金物（大気接触部）の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (電気)	操作機構の固着	操作機構の固着	■	固着の原因であるグリスの固化は、温度等環境の影響によるものであり、地震力により固化が助長されるものではなく、かつ本固着は耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (電気)	制御棒駆動装置用電源設備	外被の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行つており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか、又は将来にわたつて起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (43/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 斷	理 由
電源設備 (電気)	大容量空冷式発電機	固定子枠等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (電気)	大容量空冷式発電機	筐体及び取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (電気)	大容量空冷式発電機	タービンケーシング等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (電気)	大容量空冷式発電機	減速機ケーシングの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (電気)	大容量空冷式発電機	エンクロージャ、トレーラ及び車両の外側からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (電気)	大容量空冷式発電機	大容量空冷式発電機用燃料タンク等の外側からの腐食（全面腐食）	■	塗装又はメッキの管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたつて起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果
表2-3 (44/50)

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全に考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判断	理由
電源設備 (電気)	大容量空冷式発電機	主軸、従動軸の摩耗	■		主軸及び従動軸については剛性が十分にあり、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (電気)	大容量空冷式発電機	燃料油配管母管の外面からの応力腐食割れ	■		塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機関本体	はずみ車等の外面からの腐食（全面腐食）	■		塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機関本体	シリンド冷却水ポンプケーシング等接液部の腐食（全面腐食）	■		日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機関本体	空気冷却器管側構成品の海水による腐食（異種金属接触腐食含む）	■		ライニングの状況を確認し、機器の健全性を確認している。万一はく離等が生じた場合であっても、当該部における腐食の進展は部分的なものであり、かつ減肉量も少ないと考えられ、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることなどが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (45/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 断	理 由
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機 関本体	空気冷却器伝熱管内面の腐食（流れ加速度腐食）	◎	定期的な渦流探傷検査により伝熱管の健全性を確認しているが、現状保全によって管理される程度の腐食を想定した場合、断面減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。	
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機 関本体	空気冷却器伝熱管のスケール付着	■	空気冷却器伝熱管のスケール付着による重量増加は、伝熱管本体の重量と比較して十分小さく、スケール付着による固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機 関本体	燃料油供給ポンプ軸スリーブの固定着	■	定期的な分解点検で潤滑油残渣のないことを確認しており、仮に摺動抵抗が増加しても、機器の質量等、耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは関係なく、また、地震力により摺動抵抗の増大が助長されるものではないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機 関本体	燃料噴射ポンプ調整装置組立品各リンクの固定	■	摺動抵抗測定、性能確認により、機器の健全性を維持している。仮に摺動抵抗が増加しても、機器の質量等、耐震性を及ぼすパラメータの変化とは関係なく、また、地震力により摺動抵抗の増大が助長されるものではないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機 関本体	軸受箱の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構成強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (46/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 斷	理 由
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 ボンブ	ケーシング等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 ボンブ 容器	台板及び取付ボルトの腐食（全面 腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 ボンブ	Vペアリの摩耗	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 ボンブ	シリンダ、シリンダヘッドの腐食 (全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であるものではない。	
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 ボンブ	フレーム、端子箱及びプラケット の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたつて起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (47/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 斷	理 由
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機 関本体付属設備 熱交換器	伝熱管の摩耗及び高サイクル疲労 割れ	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機 関本体付属設備 熱交換器	伝熱管（電気ヒータを含む）のスケール付着	■	伝熱管（電気ヒーターを含む）のスケール付着による重量増加による固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機 関本体付属設備 熱交換器	管側耐圧構成品等の海水による腐食 (異種金属接触腐食)	■	ラインニングの状況を確認し、機器の健全性を確認している。万一はく離等が生じた場合であっても、当該部における腐食の進展は部分的なものであり、かつ減肉量も少ないと考えられ、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機 関本体付属設備 熱交換器	胴側耐圧構成品等の内面からの腐食 (全面腐食)	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機 関本体付属設備 熱交換器	胴板等の外側からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるものの

表2-3 (48/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 断	理 由
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 熱交換器 容器	支持脚の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 熱交換器	支持脚（スライド脚）の腐食（全 面腐食）	■	耐震設計上、スライド脚のスライド方向への支持機能は期待せず、固定脚で支持する設計としているため、スライド脚の腐食による固着については耐震安全性に影響を与えるものでない。	
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 容器	胴板等の腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 容器	マンホール等の外側からの腐食 (全面腐食)	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 容器	エレメント（フィルタ）の目詰り	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機機 関本体付属設備 容器	エレメント（フィルタ）の目詰り	■	エレメントの目詰りは、地震力により目詰りが助長されるものではない。また、エレメントが目詰りしたとしても、清掃により対処していることから機械的特性はほとんど変化しないため、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたつて起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (49/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 斷	理 由
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機 関本体付属設備 配管	母管の内面からの腐食（全面腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
		ライニングの状況を確認し、機器の健全性を確認している。 万一はく離等が生じた場合であっても、当該部における腐食の進展は部分的なものであり、かつ減肉量も少ないと考えられ、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	■		
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機 関本体付属設備 配管	母管等の外側からの腐食（全面腐食）	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機 関本体付属設備 配管	母管の外側からの応力腐食割れ	■	塗装の管理を行うとともに、防水措置（保温）の健全性確認を行っており、現状保全によつて管理される程度の範囲の進行では固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機 関本体付属設備 弁	弁箱、弁蓋等の内面からの腐食（全面腐食）	■	日常の保全活動により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表2-3 (50/50) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型 式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果		
			事象区分	判 斷	理 由
電源設備 (機械)	非常用ディーゼル発電機 関本体付属設備 弁	弁箱、弁蓋等の外面から の腐食 (全面腐食)	■	塗装の管理を行っており、仮に腐食が発生しても、現状保全 によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数の変 化及び断面減少による応力増加への影響は軽微であることか ら、耐震安全性に影響を与えるものではない。	

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

3. 個別機器の耐震安全性評価

3.1 ポンプ

本章は、玄海3号炉で使用されている主要なポンプに係わる経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。なお、玄海3号炉の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.1.1 評価対象機器

玄海3号炉で使用されている主要なポンプ（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。なお、評価対象ポンプを表3.1-1及び表3.1-2に示す。

3.1.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象ポンプをタイプ等を基に分類しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

各分類における、本検討での代表機器を表3.1-1及び表3.1-2の「耐震安全性評価代表機器」に示す。

なお、1次冷却材ポンプのサポートは、3.14章機械設備「重機器サポート」にて評価を実施している。

表3.1-1 玄海3号炉 ターボポンプの代表機器

分離基準	内部流体	材 料	機器名称(台数)	運 使 用 条 件				「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器
				重要度 ^{*4}	運 転	最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (℃)		
たて置き式 斜流式	海 水	スバル鋼鉄鋼	海水ポンプ (4)	MS-1、重 ^{*6}	連 続	約 0.98	約 50	S、重 ^{*6}	○ ○
	1 次冷却材 ほう酸水	低合金鋼 ^{*1}	充てんポンプ (3)	MS-1、重 ^{*6}	連 続	約 20.0	約 95	S、重 ^{*6}	○ ○
		スバル鋼鉄鋼	高圧注入ポンプ (2)	MS-1、重 ^{*6}	一 時	約 16.7	約 150	S、重 ^{*6}	○ ○
		スバル鋼鉄鋼	余熱除去ポンプ (2)	MS-1、重 ^{*6}	連 続(除雪時) 一 時(低温時)	約 4.5	約 200	S、重 ^{*6}	○ ○
		格納容器スプレイポンプ (2)	MS-1、重 ^{*6}	一 時	約 2.7	約 150	S、重 ^{*6}	○ ○	
		燃料取替用水ポンプ (2)	MS-2	連 続	約 1.4	約 95	S		
		ほう酸ポンプ ⁽²⁾	MS-1、重 ^{*6}	連 続	約 1.4	約 95	S、重 ^{*6}	○ ○	
		炭素鋼鉄鋼 ^{*2}	原子炉補助蒸気復水ポンプ (4)	MS-1、重 ^{*6}	連 続	約 1.4	約 95	S、重 ^{*6}	○ ○
		スバル鋼鉄鋼	1 次系補助蒸気復水ポンプ (4)	高 ^{*5}	一 時	約 0.69	約 100	C	
		スバル鋼鉄鋼	タービン動補助給水ポンプ (1)	MS-1、重 ^{*6}	一 時	約 12.1	約 40	S、重 ^{*6}	○ ○
給水純水		電動補助給水ポンプ (2)	MS-1、重 ^{*6}	一 時	約 12.7	約 40	S、重 ^{*6}	○ ○	
		電動主給水ポンプ (1)	高 ^{*5}	一 時	約 10.3	約 200	C		
		タービン動主給水ポンプ (2)	高 ^{*5}	連 続	約 10.3	約 200	C		
		復水ブースタポンプ (3)	高 ^{*5}	連 続	約 4.1	約 80	C		
		湿分分離器ドレンポンプ (2)	高 ^{*5}	連 続	約 2.0	約 200	C		
		常設電動注入ポンプ (1)	重 ^{*6}	一 時	約 2.1	約 40	重 ^{*6}		
		電動主給水ポンプ用給水泵 (1)	高 ^{*5}	一 時	約 3.6	約 200	C		
		タービン動主給水ポンプ用給水泵 (2)	高 ^{*5}	連 続	約 4.1	約 200	C	○ ○	
		低圧給水加熱器ドレンポンプ (2)	高 ^{*5}	連 続	約 2.8	約 115	C		

*1 : ケーシングは低合金鋼 (内面ステンレス内張り)、主軸はステンレス鋼、羽根車はステンレス鋼

*2 : ケーシングは炭素鋼鉄鋼、主軸はステンレス鋼、羽根車はステンレス鋼

*3 : ケーシングは炭素鋼、主軸はステンレス鋼、羽根車はステンレス鋼

*4 : 機能は最上位の機能を示す

*5 : 最高使用温度が 95℃を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*6 : 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属することを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.1-2 玄海3号炉 1次冷却材ポンプの代表機器

機 器 名 称 (台数)	選 定 基 準			耐震重要度 〔技術評価〕 代表機器	耐震重要度 〔全性評価〕 代表機器
	重 要 度 ^{*1}	使 用 条 件	最 高 使 用 温 度 (℃)		
1次冷却材ポンプ (4)	PS-1、重 ^{*2}	運転系統	約17.2	約343	S、重 ^{*2} ○ ○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められるることを示す

3.1.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.1.2項で選定した代表ポンプについて、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「玄海原子力発電所3号炉ポンプの技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を保全対策を考慮し以下のとおり整理した。（表3.1-3及び表3.1-4参照）

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないものの（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表3.1-3及び表3.1-4に記載した。

表3.1-3 (1/2) 玄海3号炉 ターボポンプに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			海水ポンプ	充てんポンプ	余熱除去ポンプ	
ハウンドリの維持	ケーシング ケーシングカバー	疲労割れ	—	—	—	○

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.1-3 (2/2) 玄海 3号炉 ターボポンプに想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			原子炉補機 冷却水ポンプ	電動補助給水 ポンプ	タービン動 主給水ポンプ用 給水ベースタポンプ	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき 高経年劣化事象はない、

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3.1-4 玄海3号炉 1次冷却材ポンプに想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1	
			1次冷却材ポンプ	代 表 機 器
ハウンドリの 維持	ケーシング	疲労割れ 熱時効	○ ○	

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.1.3項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とすることとした。(表3.1-5及び表3.1-6に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧表を示す)

a. ターボポンプにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

ターボポンプにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.1-3)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・ケーシング(ケーシングカバーを含む)の疲労割れ〔余熱除去ポンプ〕

本経年劣化事象については、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象(表3.1-5で⑦となっているもの)とした。

b. 1次冷却材ポンプにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

1次冷却材ポンプにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.1-4)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・ケーシングの疲労割れ
- ・ケーシングの熱時効

これら経年劣化事象は、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、すべて耐震安全性評価対象(表3.1-6で⑦となっているもの)とした。

表3.1-5 (1/2) 玄海3号炉 ターボポンプの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
	海水ポンプ	充てんポンプ
ケーシング、ケーシングカバー	疲労割れ	— ①

①：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.1-5 (2/2) 玄海3号炉 ターボポンプの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経 年 劣 化 事 象	代 表 機 器	器
—	原子炉補機冷却水ポンプ	電動補助給水ポンプ	タービン動主給水ポンプ 給水ブースタポンプ
—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.1-6 玄海3号炉 1次冷却材ポンプの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経 年 劣 化 事 象	代 表 機 器
		1次冷却材ポンプ
ケーシング	疲労割れ	◎
	熱時効	◎

◎：以降で評価する

3.1.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

前項にて整理し抽出した経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して耐震安全性評価を実施する。

(1) ケーシング（ケーシングカバーを含む）の疲労割れに対する耐震安全性評価

[余熱除去ポンプ、1次冷却材ポンプ]

耐震安全性評価では、地震時の発生応力を求め、「技術評価」での疲労評価結果を加味して評価した。

結果は、表3.1-7に示すとおりであり、通常運転時及び地震時の疲労累積係数の合計は1以下であり、ポンプケーシングの疲労割れは、耐震安全性評価上問題ない。

表3.1-7 玄海3号炉 ポンプケーシングの疲労割れに対する評価結果

評価部位	耐震重要度	疲労累積係数 (許容値1以下)		
		通常運転時	地震時	合計
余熱除去ポンプ	ケーシング	S	Ss ^{*1}	0.028
1次冷却材ポンプ	ケーシング脚部	S	Ss ^{*1}	0.524 ^{*2}
	ケーシング吐出ノズル	S	Ss ^{*1}	0.522 ^{*2}
	ケーシング吸込ノズル	S	Ss ^{*1}	0.001 ^{*2}

*1 : Ss地震力がSd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力より大きく、Ss地震力による評価応力が材料の疲労限を下回る（地震時の疲労累積係数が0.000）ためSd地震力及び静的地震力による評価を省略した

*2 : (社)日本機械学会 環境疲労評価手法 (JSME S NF1-2009)に基づき環境を考慮した値

なお、1次冷却材ポンプのケーシング吐出ノズルについては、工事計画において水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価の評価部位となっていることから、疲労割れに対する耐震安全性評価においても水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価を行った。

結果は、表3.1-8に示すとおりであり、水平2方向及び鉛直地震力の組合せを考慮した場合であっても、耐震安全性評価上問題がない。

表3.1-8 玄海3号炉 水平2方向及び鉛直地震力の組合せによる影響評価結果

評価部位	耐震重要度		疲労累積係数 (許容値1以下)		
			通常運転時	地震時	合計
ケーシング吐出ノズル	S	S _s	0.522 ^{*1}	0.000	0.522

*1：(社)日本機械学会 環境疲労評価手法 (JSME S NF1-2009)に基づき環境を考慮した値

(2) ケーシングの熱時効に対する耐震安全性評価 [1次冷却材ポンプ]

熱時効が韌性に及ぼす影響は、フェライト量が多いほど大きくなり、使用条件としては応力が多いほど厳しくなることから、各条件を比較し評価を行う。

ここで、1次冷却材ポンプケーシングは1次冷却材管（ホットレグ直管）と比較すると、表3.1-9に示すとおり、ポンプケーシングの方が使用温度は低く、応力は小さいがフェライト量が多い。このため、1次冷却材ポンプケーシングのフェライト量を考慮した1次冷却材管の熱時効評価を実施し、耐震安全上問題とならないことを確認した。

したがって、より条件の厳しい1次冷却材管で熱時効による不安定破壊を起こさないことが確認されていることから、1次冷却材ポンプケーシングの熱時効についても1次冷却材管と同様に、耐震安全性評価上問題ない。

表3.1-9 玄海3号炉 1次冷却材ポンプケーシングと1次冷却材管の条件比較

耐震重要度		評価部位	フェライト量 ^{*1} (%)	使用温度 ^{*1} (°C)	応力 ^{*2} (MPa)
S	Ss	1次冷却材ポンプ ケーシング（吐出ノズル）	約12.2	約289.2	約113
S	Ss	1次冷却材管 (ホットレグ直管)	約 9.9 ^{*3}	約324.9	約174

*1：フェライト量が多く、使用温度が高いほど熱時効によりき裂進展抵抗が小さく（厳しく）なる

*2：応力が大きくなるほど応力拡大係数が大きく（厳しく）なる

*3：1次冷却材管（ホットレグ直管）のフェライト量は約9.9%であるが、保守的に厳しい値である約12.2%として評価を実施した

3.1.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.1.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.1.3項の代表機器及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても、「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて整理を行った。

(1) ケーシング（ケーシングカバーを含む）の疲労割れ

ケーシングの疲労割れに関しては、評価対象機器すべてを評価しているため、代表機器以外の機器はない。

(2) ケーシングの熱時効

ケーシングの熱時効に関しては、評価対象機器すべてを評価しているため、代表機器以外の機器はない。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.1.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.1.3項において、代表機器に想定される経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、評価対象機器全体において代表機器と同様の評価が可能であることを確認した。

3.1.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.1.5.2項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象が抽出されなかったことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した。（代表機器以外の機器については表3.1-1を参照のこと）

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

代表機器以外の機器に関しても、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.1.6 経年劣化事象に対する動的機能維持評価

ポンプにおける高経年化に対する技術評価により、各部位に想定される経年劣化事象については、現状の保全対策により機器に与える影響が十分小さいことを確認した。

また、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価の実施により、ポンプにおける動的機能維持に必要となる部位での経年劣化事象は、機器の振動応答特性への影響が「軽微もしくは無視」できる事象であることを確認した。

これより、経年劣化事象を考慮しても、地震時に動的機能の維持が要求される機器における地震時の応答加速度は各機器の機能確認済加速度を上回るものではないと考えられ、地震時の動的機能についても維持されると判断される。

3.1.7 保全対策に反映すべき項目の抽出

ポンプにおいては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全性の観点から追加すべき項目はない。

3.2 熱交換器

本章は、玄海3号炉で使用されている主要な熱交換器に係る経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。なお、玄海3号炉の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.2.1 評価対象機器

玄海3号炉で使用されている主要な熱交換器（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。なお、評価対象熱交換器を表3.2-1～表3.2-4に示す。

3.2.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象熱交換器をタイプ等を基に分類しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

各分類における、本検討での代表機器を表3.2-1～表3.2-4の「耐震安全性評価代表機器」に示す。

なお、蒸気発生器のサポートは3.14章機械設備「重機器サポート」にて評価を実施している。

表3.2-1 玄海3号炉 多管円筒形熱交換器の代表機器

型 式	分 離 基 準			機器名称(台数)	選 定 基 準			「技術評価」 代表機器	耐震性 評定 代表機器
	内部流体 (管側／胴側)	材 料	材 料		重要度 ^{*1}	使 用 条 件(管側／胴側)	最 高 使 用 温 度 (℃)		
U字管式	1次冷却材／ 1次給却材	ステンレス鋼	ステンレス鋼	再生熱交換器 (1)	MS-1、重 ^{*4}	連 続	約20.0／約17.2	約343／約343	S、重 ^{*4}
	1次冷却材、 ほう酸水／ ヒドラジン水	炭素鋼	ステンレス鋼	非再生冷却器 (1) 格納容器スプレイ冷却器 (2)	PS-2	連 続	約 4.5／約 1.4	約200／約 95	B
				封水冷却器 (1)	MS-1、重 ^{*4}	一 時	約 2.7／約 1.4	約150／約 95	S、重 ^{*4}
				余熱除去冷却器 (2)	PS-2	連 続	約0.98／約 1.4	約 95／約 95	B
				余熱抽出冷却器 (1)	MS-1、重 ^{*4}	一 時	約 4.5／約 1.4	約200／約 95	S、重 ^{*4}
				湿分分離加熱器 (2)	高 ^{*2}	連 続	約 8.2 ^{*3} ／約 1.4	約298 ^{*3} ／約298	C
	蒸気／蒸気	炭素鋼	炭素鋼	給水／ 蒸気・給水	高压第7給水加熱器 (2) 低压第1給水加熱器 (3)	高 ^{*2}	連 続	約10.3／約 2.9	約235／約235
直管式	海水／ ヒドラジン水	炭素鋼	炭素鋼	低压第2給水加熱器 (3) 低压第3給水加熱器 (2) 低压第4給水加熱器 (2)	高 ^{*2}	連 続	約 4.1／約-0.10	約 80／約 80	C
				低压第5給水加熱器 (2)	高 ^{*2}	連 続	約 4.1／約 0.05	約115／約115	C
					高 ^{*2}	連 続	約 4.1／約 0.25	約140／約180	C
				原子炉補機冷却水冷却器 (2)	MS-1、重 ^{*4}	連 続	約0.70／約 1.4	約 50／約 95	S、重 ^{*4}
	給水／蒸気	炭素鋼	炭素鋼	グランド蒸気復水器 (1)	高 ^{*2}	連 続	約 1.3／約 0	約 80／約155	C

*1：機能は最上位の機能を示す。

*2：最高使用温度が95°Cを超える、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*3：2段階加熱器の使用条件を示す。

*4：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す。

表3.2-2 玄海3号炉 蒸気発生器の代表機器

機 器 名 称 (台数)	重 要 度 ^{*1}	選 用 条 件 (1 次側／2 次側)			耐 震 重 要 度	「技術評価」 代表機器	耐 安 全 性 評 価 代 表 機 器
		運 転	最 高 使 用 壓 力 (MPa [gage])	最 高 使 用 温 度 (°C)			
蒸気発生器本体 (4)	PS-1、重 ^{*2}	運 統	約17.2／約8.2	約343／約298	S、重 ^{*2}	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められるることを示す

表3.2-3 玄海3号炉 直接接触式熱交換器の代表機器

機器名 (台数)	重要度 ^{*1}	使 用 条 件			耐震重要度	「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器
		運転	最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)			
脱気器(1)	高 ^{*2}	連続	約1.4	約200	C	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95°Cを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表 3.2-4 玄海 3 号炉 2 重管式熱交換器の代表機器

型 式	分 離 基 準			選 定 基 準				耐震度 重要度 ○	「技術評価」 代表機器 ○	
	内部流体 (管側／胴側)	機 器 名 称 (台 数)		重要度*1	使 用 条 件 (管側／胴側)		最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)		
		材 料	材 料		運 転					
2 重管式	1 次冷却材／ ヒドログシン水	ステンレス鋼	ステンレス鋼	A サンプル冷却器 (1)	高*2	連 続	約17.2／約 1.4	約360／約95	C	○
				B サンプル冷却器 (1)	MS-2	連 続	約17.2／約 1.4	約360／約95	C	○
	希ガス等／ ヒドログシン水			廃ガス冷却器 (2)	高*2	一 時	約0.98／約 1.4	約400／約95	C	○
	給水／ ヒドログシン水			プローダウンサンプル冷却器 (4)	高*2	連 続	約 8.2／約 1.4	約298／約95	C	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95°Cを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

3.2.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.2.2項で選定した代表熱交換器について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「玄海原子力発電所3号炉熱交換器の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を保全対策を考慮し以下のとおり整理した。（表3.2-5～表3.2-8参照）

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
(表中×)
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
(表中○)

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表3.2-5～表3.2-8に記載した。

表3.2-5 (1/2) 玄海3号炉 多管円筒形熱交換器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			再生熱交換器	余熱除去冷却器	湿分分離加熱器	
バウンダリの維持	管板	疲労割れ	○	○	—	

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

×：「×」としたものの理由を記載

表3.2-5 (2/2) 玄海3号炉 多管円筒形熱交換器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		「技術評価」評価結果概要*
			高圧第7 給水加熱器	原子炉補機 冷却水冷却器	
—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき 経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3.2-6 玄海3号炉 蒸気発生器に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要 ^{*1}	
			蒸気発生器本体	代 表 機 器
バウンダリの維持	管板及び 給水入口管台	疲労割れ		○

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
 *1：「×」としたものの理由を記載

表3.2-7 玄海3号炉 直接接触式熱交換器に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		「技術評価」評価結果概要*1
			脱 気 器	—	
—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
 *1：「×」としたものの理由を記載

表3.2-8 玄海3号炉 2重管式熱交換器に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要 ^{*1}	
			代 表 機 器	Bサンプル冷却器
—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない、

—：経年劣化事象が考慮されないもの
 *1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.2.3項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とすることとした。(表3.2-9～表3.2-12に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧表を示す)

a. 多管円筒形熱交換器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

多管円筒形熱交換器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.2-5)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・管板の疲労割れ [再生熱交換器、余熱除去冷却器]

本経年劣化事象については機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象(表3.2-9で◎となっているもの)とした。

b. 蒸気発生器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

蒸気発生器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.2-6)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・管板及び給水入口管台の疲労割れ

本経年劣化事象については機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象(表3.2-10で◎となっているもの)とした。

c. 直接接触式熱交換器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

直接接触式熱交換器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.2-7)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかつた。(表3.2-11参照)

d. 2重管式熱交換器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

2重管式熱交換器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.2-8）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかつた。（表3.2-12参照）

表3.2-9 玄海3号炉 多管円筒形熱交換器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経 年 劣 化 事 象	代 表 機 器				
		再生熱交換器	余熱除去 冷却器	湿分分離 加熱器	高圧第7 給水加熱器	原子炉補機 冷却水冷却器
管 板	疲労割れ	◎	◎	—	—	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.2-10 玄海3号炉 蒸気発生器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経 年 劣 化 事 象	代 表 機 器
		蒸気発生器本体
管板及び 給水入口管台	疲労割れ	◎

◎：以降で評価する

表3.2-11 玄海3号炉 直接接触式熱交換器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経 年 劣 化 事 象	代 表 機 器
		脱 気 器
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.2-12 玄海3号炉 2重管式熱交換器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
		Bサンプル冷却器
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.2.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

前項にて整理し抽出した経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して耐震安全性評価を実施する。

(1) 管板の疲労割れに対する耐震安全性評価 [再生熱交換器、余熱除去冷却器]

耐震安全性評価では、地震時の発生応力を求め、「技術評価」での疲労評価結果を加味して評価した。

結果は、表3.2-13に示すとおりであり、通常運転時及び地震時の疲労累積係数の合計は1以下であり、管板の疲労割れは、耐震安全性評価上問題ない。

表3.2-13 玄海3号炉 管板の疲労割れに対する評価結果

評価対象	耐震重要度	疲労累積係数 (許容値1以下)			合計
		通常運転時	地震時		
再生熱交換器	S	Ss ^{*1}	0.097 ^{*2}	0.000	0.097
余熱除去冷却器	S	Ss ^{*1}	0.032 ^{*2}	0.000	0.032

*1 : Ss地震力がSd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力より大きく、Ss地震力による評価応力が、材料の疲労限を下回る（地震時の疲労累積係数が0.000）

ためSd地震力及び静的地震力による評価を省略した

*2 : (社)日本機械学会 環境疲労評価手法 (JSME S NF1-2009)に基づき環境を考慮した値

(2) 管板及び給水入口管台の疲労割れに対する耐震安全性評価 [蒸気発生器本体]

耐震安全性評価では、地震時の発生応力を求め、「技術評価」での疲労評価結果を加味して評価した。

結果は、表3.2-14に示すとおりであり、通常運転時及び地震時の疲労累積係数の合計は1以下であり、管板及び給水入口管台の疲労割れは、耐震安全性評価上問題ない。

表3.2-14 玄海3号炉 管板及び給水入口管台の疲労割れに対する評価結果

評価部位	耐震重要度	疲労累積係数 (許容値1以下)			合 計
		通常運転時	地震時		
管板廻り	S	Ss	0.164 ^{*1}	0.010	0.174
		Sd	0.164 ^{*1}	0.002	0.166
給水入口管台	S	Ss	0.446 ^{*1}	0.002	0.448
		Sd	0.446 ^{*1}	0.000	0.446

*1：(社)日本機械学会 環境疲労評価手法 (JSME S NF1-2009)に基づき環境を考慮した値

(3) 脳側耐圧構成品等の腐食（流れ加速型腐食）に対する耐震安全性評価

[湿分分離加熱器]

耐震安全性評価では、脳板に腐食を想定して、地震時の発生応力（地震力はCクラス静的地震力）を算出し評価した。

算出にあたり、脳板板厚は腐食により「技術評価」における評価結果を用いて腐れ代分まで減肉することを想定し、解析モデルは両端支持はりモデルを使用した。

結果は、表3.2-15に示すとおりであり、地震時の脳板の発生応力は許容応力を超えることはなく、脳側耐圧構成品等の腐食は、耐震安全性評価上問題ない。

なお、横置円筒形容器の耐震評価においては、脚付け根部も評価対象となるが、脚付け根部の脳板内面については、湿り蒸気及び流速が十分緩和され流れも淀んでいることから、流れ加速型腐食が起こるとは考え難く、また、これまでの点検においても有意な減肉は認められていないことから、当該部の減肉を考慮した局部的な耐震評価については不要と判断した。

表3.2-15 玄海3号炉 脳側耐圧構成品等の腐食（流れ加速型腐食）に対する評価結果

評価対象	評価部位	耐震重要度	応力比 ^{*1}
湿分分離加熱器	脳板	C	0.47

*1：応力比=一次応力／許容応力

(4) 伝熱管の内面腐食（流れ加速型腐食）に対する耐震安全性評価

[原子炉補機冷却水冷却器]

耐震安全性評価では、伝熱管の地震時の発生応力を算出し評価した。算出にあたり、腐食により伝熱管が施栓基準まで一様減肉することを想定し、評価モデルは、片端固定一片端支持モデル又は両端支持はりモデルを使用した。

結果は、表3.2-16に示すとおりであり、地震時の伝熱管の発生応力は許容応力を超えることなく、伝熱管の内面腐食（流れ加速型腐食）は、耐震安全性評価上問題ない。

表3.2-16 玄海3号炉 伝熱管の内面腐食（流れ加速型腐食）に対する評価結果

評価対象	耐震 重要度		応力比 ^{*1}
原子炉補機冷却水冷却器	S	Ss ^{*2}	0.41

*1：応力比=一次応力／許容応力

*2：Ss地震力がSd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力より大きく、Ss地震力による評価応力が、Sd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力の許容応力を下回るためSd地震力及び静的地震力による評価を省略した

3.2.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.2.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.2.3項の代表機器及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても、「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて整理を行った。

(1) 管板及び給水入口管台の疲労割れ

管板及び給水入口管台の疲労割れに関しては、評価対象機器すべてを評価しているため、代表機器以外の機器はない。

(2) 脊側耐圧構成品等の腐食（流れ加速型腐食）

代表機器と同じく「現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの」として扱う。

(3) 伝熱管の内面腐食（流れ加速型腐食）

伝熱管の流れ加速型腐食に関しては、評価対象機器すべてを評価しているため、代表機器以外の機器はない。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.2.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.2.3項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、前項の抽出結果を含めて、評価対象機器全体において代表機器と同様に評価した結果、以下の経年劣化事象は影響が「軽微もしくは無視」できないと判断し、次項にて耐震安全性評価を実施することとする。

- ・胴側耐圧構成品等の腐食（流れ加速型腐食）

3.2.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価と、3.2.5.2項で抽出された、代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象に対する耐震安全性評価に分けて実施した。（代表機器以外の機器については表3.2-1～表3.2-4を参照のこと）

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

(a) 胴側耐圧構成品等の腐食（流れ加速型腐食）に対する耐震安全性評価

[低圧第1給水加熱器、低圧第2給水加熱器、低圧第3給水加熱器、低圧第4給水加熱器、低圧第5給水加熱器]

代表機器と同様に、胴板板厚が腐食により「技術評価」における評価結果を用いて腐れ代分まで減肉することを想定し、両端支持はりモデルにより地震時の発生応力（地震力はCクラス静的地震力）を算出し評価した。

結果は、表3.2-17に示すとおりであり、地震時の胴板等の発生応力は許容応力を超えることはなく、胴板等の腐食は耐震安全性評価上問題ない。

表3.2-17 玄海3号炉 脊板の腐食に対する評価結果

評価対象	評価部位	耐震重要度	応力比 ^{*1}
低圧第1給水加熱器	脊板	C	0.18
低圧第2給水加熱器	脊板	C	0.08
低圧第3給水加熱器	脊板	C	0.37
低圧第4給水加熱器	脊板	C	0.50
低圧第5給水加熱器	脊板	C	0.35

*1：応力比=一次応力／許容応力

3.2.6 保全対策に反映すべき項目の抽出

熱交換器においては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全性の観点から追加すべき項目はない。

3.3 ポンプ用電動機

本章は、玄海 3 号炉で使用されている主要なポンプ用電動機に係る経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。なお、玄海 3 号炉の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.3.1 評価対象機器

玄海 3 号炉で使用されている主要なポンプ用電動機（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。なお、評価対象ポンプ用電動機を表3.3-1及び表3.3-2に示す。

3.3.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象ポンプ用電動機を電圧区分等を基に分類しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

各分類における、本検討での代表機器を表3.3-1及び表3.3-2の「耐震安全性評価代表機器」に示す。

表3.3-1 玄海3号炉 高圧ポンプ用電動機の代表機器

電圧区分	型式	分離基準		選定基準				「技術評価」代表機器	耐震性評価機器 代表機器
		機器名 (台数)	仕様 (定格出力× 定格回転数) (kW×rpm)	重要度*	運転 条件 定格電圧 (V)	周囲温度 (°C)	耐震重要度		
高圧	全閉	屋外	海水ポンプ用電動機 (4)	560×890	MS-1、重 ^{*3}	連続	6,600	約40 S、重 ^{*2}	○ ○
			高压注入ポンプ用電動機 (2)	1,400×3,560	MS-1、重 ^{*2}	一時	6,600	約40 S、重 ^{*2}	○ ○
		屋内	充てんポンプ用電動機 (3)	550×1,775	MS-1、重 ^{*2}	連続	6,600	約40 S、重 ^{*2}	
			格納容器スプレイボンブ用電動機 (2)	940×1,775	MS-1、重 ^{*2}	一時	6,600	約40 S、重 ^{*2}	
			余熱除去ポンプ用電動機 (2)	400×1,780	MS-1、重 ^{*2}	一時/連続	6,600	約40 S、重 ^{*2}	
			原子炉補機冷却水ポンプ用電動機 (4)	350×1,175	MS-1、重 ^{*3}	連続	6,600	約40 S、重 ^{*2}	
			電動補助給水ポンプ用電動機 (2)	650×3,550	MS-1、重 ^{*2}	一時	6,600	約40 S、重 ^{*2}	○ ○
			開放						

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す。

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（A号機、B号機）であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す。

表3.3-2 玄海3号炉 低圧ポンプ用電動機の代表機器

分離基準			機器名 (台数) 設置場所	仕様 (定格出力× 定格回転数) (kW×rpm)			選定基準			「技術評価」 代表機器 耐震性 評価 代表機器
電圧区分	型式	重要度 ^{*1}		運転	定格電圧 (V)	周囲温度 (°C)	重要度			
低圧	全閉 屋内	ほう酸ポンプ用電動機 (2)	11×3,500	MS-1、重 ^{*2}	連続	440	約40	S、重 ^{*2}	○	○
		燃料取替用ポンプ用電動機 (2)	18.5×3,510	MS-2	連続	440	約40	S		
		常設電動注入ポンプ用電動機 (1)	132×3,560	重 ^{*2}	一時	440	約40	重 ^{*2}		

^{*1} : 機能は最上位の機能を示す^{*2} : 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められるることを示す

3.3.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.3.2項で選定した代表ポンプ用電動機について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「玄海原子力発電所3号炉ポンプ用電動機の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を保全対策を考慮し以下のとおり整理した。（表3.3-3及び表3.3-4参照）

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないものの（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表3.3-3及び表3.3-4に記載した。

表3.3-3 玄海3号炉 高圧ポンプ用電動機に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			海水ポンプ用 電動機	高圧注入ポンプ用 電動機	電動補助給水 ポンプ用電動機	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3.3-4 玄海3号炉 低圧ポンプ用電動機に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*	
			代 表 機 器	ほう酸ポンプ用電動機
—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.3.3項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とすることとした。(表3.3-5及び表3.3-6に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧表を示す)

a. 高圧ポンプ用電動機において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

高圧ポンプ用電動機において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.3-3)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかつた。(表3.3-5参照)

b. 低圧ポンプ用電動機において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

低圧ポンプ用電動機において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.3-4)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかつた。(表3.3-6参照)

表3.3-5 玄海3号炉 高圧ポンプ用電動機の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	電動補助給水ポンプ用電動機
	海水ポンプ用電動機	高压注入ポンプ用電動機	
—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.3-6 玄海3号炉 低圧ポンプ用電動機の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
		ほう酸ポンプ用電動機
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.3.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

前項及び2.2項(2)bの表2-3における検討結果より、ポンプ用電動機の代表機器において、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.3.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.3.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.3.3項の代表機器及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討を行った結果、経年劣化事象は抽出されなかつた。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかつた。

3.3.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.3.3項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、評価対象機器すべてにおいて代表機器と同様の評価が可能であることを確認した。

3.3.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.3.5.2項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象が抽出されなかつたことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した。(代表機器以外の機器については表3.3-1及び表3.3-2を参照のこと)

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

代表機器以外の機器に関して、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.3.6 経年劣化事象に対する動的機能維持評価

ポンプ用電動機における高経年化に対する技術評価により、各部位に想定される経年劣化事象については、現状の保全対策により機器に与える影響が十分小さいことを確認した。

また、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価の実施により、ポンプ用電動機における動的機能維持に必要となる部位での経年劣化事象は、機器の振動応答特性への影響が「軽微もしくは無視」できる事象であることを確認した。

これより、経年劣化事象を考慮しても、地震時に動的機能の維持が要求される機器における地震時の応答加速度は各機器の機能確認済加速度を上回るものではないと考え、地震時の動的機能についても維持されると判断する。

3.3.7 保全対策に反映すべき項目の抽出

ポンプ用電動機においては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全性の観点から追加すべき項目はない。

3.4 容器

本章は、玄海 3 号炉で使用されている主要な容器に係る経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。なお、玄海 3 号炉の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.4.1 評価対象機器

玄海 3 号炉で使用されている主要な容器（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。なお、評価対象容器を表3.4-1～表3.4-10に示す。

3.4.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象容器のタイプ等を基に分類しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

各分類における、本検討での代表機器を表3.4-1～表3.4-10の「耐震安全性評価代表機器」に示す。

なお、原子炉容器本体及び加圧器本体のサポートは、3.14章機械設備「重機器サポート」にて評価を実施している。

表3.4-1 玄海3号炉 原子炉容器の代表機器

機器名 (台数)	重要度 ^{*1}	使 用 条 件		耐震重要度	「技術評価」 代表機器	耐震性 評定 代表機器
		最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)			
原子炉容器本体 (1)	PS-1、重 ^{*2}	約17.2	約343	S、重 ^{*2}	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.4-2 玄海3号炉 加圧器本体の代表機器

機器名称 (台数)	重要度 ^{*1}	使 用 条 件		耐震重要度	「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器
		最高(使用)圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)			
加圧器本体 (1)	PS-1、重 ^{*2}	約17.2	約360	S、重 ^{*2}	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められる事を示す

表3.4-3 玄海3号炉 加圧器ヒータの代表機器

機器名 (台数)	重要度 ^{*1}	主要寸法 (φ×L) (mm×mm)	使 用 条 件		耐震重要度	「技術評価」 代表機器	耐震性 評定 代表機器
			最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)			
加圧器後備ヒータ(60)	MS-2	約22×約2,985	約17.2	約390	S	○	○

注：主要寸法の長さ（L）にはアダプタ部は含まない

*1：機能は最上位の機能を示す

表3.4-4 玄海3号炉 原子炉格納容器本体の代表機器

機器名 (台数)	重要度 ^{*1}	使用条件		耐震重要度	「技術評価」 代表機器	耐震性 評定 代表機器
		最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)			
原子炉格納容器本体 (1)	MS-1、重 ^{*2}	約0.392	約144	S、重 ^{*2}	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められるることを示す

表3.4-5 (1/6) 玄海3号炉 機械ペネトレーションの代表機器

型式	貫通部番号	貫通配管貫通部・機器名	仕様				選定基準		「技術評価」代表機器	耐震性評価機器 代表機器
			配管口径 (mm)	重要度 ^{*1}	最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)	耐震重複度			
固定式 配管貫通部	151	A格納容器再循環ライン貫通部	約609.6	MS-1、重 ^{*3}	約0.392	約144	S、重 ^{*3}	約144	約144	約144
	152	B格納容器再循環ライン貫通部	約609.6							
	210	A格納容器水素制御ライン貫通部	約 89.1							
	211	A格納容器減圧ライン貫通部	約165.2							
	213	B格納容器水素制御ライン貫通部	約 89.1							
	214	B格納容器減圧ライン貫通部	約165.2							
	222	S I T (構造性能確認試験)用貫通部	約216.3							
	223	D格納容器再循環ユニット冷却水出口ライセン貫通部	約165.2							
	225	S I T (構造性能確認試験)用貫通部	約216.3							
	226	A格納容器再循環ユニット冷却水出口ライセン貫通部	約165.2							
貫通部	229	漏えい率試験圧力取出配管接続用貫通部	約216.3				約144	約144	約144	約144
	234	蒸気発生器スラッシュランシング用貫通部	約267.4							
	235	D R P I 艦室冷却ユニットからC W S供給ライン貫通部	約 34.0							
		D R P I 艦室冷却ユニットからC W S戻りライン貫通部	約 34.0							
		I C I S C O ₂ ガスページライン貫通部	約 27.2							
	238	1次冷却材ポンプモータオイル入口配管貫通部	約 34.0							
		1次冷却材ポンプモータオイル出口配管貫通部	約 48.6							

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：使用条件は原子炉格納容器の値（約144°C、約0.392MPa）より小さいものは原子炉格納容器の値とする

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.4-5 (2/6) 玄海 3号炉 機械ペネトレーションの代表機器

型式	貫通部番号	貫通部・機器名	仕様				耐震重要度	「技術評価」代表機器
			配管口径 (mm)	重要度 ^{*1}	最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (℃)		
固定式 配管貫通部	302	D蒸気発生器プローダウンサンプルライン貫通部	約 27.2	MS-1、重 ^{*3}	約 0.392	約298	S、重 ^{*3}	
	304	A蒸気発生器プローダウンサンプルライン貫通部	約 27.2			約298		
	305	A制御用空気ライン貫通部	約 60.5			約144		
	306	加工器逃がしタンク補給水ライン貫通部	約 89.1			約144		
	308	加工器逃がしタンク窒素供給ライン貫通部 1次冷却材ポンプモータ及び 余剰抽出冷却器冷却水出口ライン貫通部	約 48.6			約144		
	309	格納容器内淡水供給ライン（スプレイ用）貫通部	約 318.5			約144		
	313	格納容器内淡水供給ライン貫通部	約 27.2			約144		
	314	B蒸気発生器プローダウンサンプルライン貫通部	約 114.3			約144		
	315	C蒸気発生器プローダウンサンプルライン貫通部	約 27.2			約298		
	316	格納容器内脱塩水供給ライン貫通部	約 60.5			約298		
可動式 配管貫通部	317	格納容器内補助蒸気供給ライン貫通部	約 48.6			約144		
	320	C R D M冷却ユニット冷却水出口ライン貫通部	約 114.3			約144		
	321	格納容器圧力検出ライン（C/V減圧系統用）貫通部	約 27.2			約144		
	325	所内用空気ライン貫通部	約 60.5			約144		

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：使用条件は原子炉格納容器の値（約144℃、約0.392MPa）より小さいものは原子炉格納容器の値とする

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.4-5 (3/6) 玄海3号炉 機械ペネットレーションの代表機器

型式	貫通部番号	貫通管貫通部・機器名	仕様				選定基準		「技術評価」代表機器 重さ	耐震性 評価 代表機器 重さ
			配管口径 (mm)	重要度 ^{*1}	最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)				
固定式配管貫通部	326	A、B格納容器再循環ユニット冷却水入口ライン貫通部	約216.3	MS-1、重 ^{*3}	約0.392	約144	約144	S、重 ^{*3}		
	327	蒸気発生器満水保管水出口ライン貫通部	約 89.1				約144			
	331	1次冷却材ポンプ封水注入ライン（Aループ）貫通部	約 48.6				約150			
	334	1次冷却材ポンプ封水注入ライン（Bループ）貫通部	約 48.6				約150			
		加工器逃がしタンクガス分析ライン貫通部	約 27.2				約170			
	336	蓄圧タンクサンブルライン貫通部	約 27.2				約170			
		格納容器冷却材ドレンタンクガス分析器ライン貫通部	約 27.2				約170			
	338	格納容器冷却材ドレンタンクのドレンライン貫通部	約 89.1				約144			
		1次冷却材（Bループ）サンブルライン貫通部	約 27.2				約360			
	339	加工器液相部、気相部及び1次冷却材（Aループ）サンブルライン貫通部	約 27.2				約360			
	340	原子炉キャビティと燃料取替用水タンク連絡ライン貫通部	約165.2				約144			
		安全注入配管漏えいテストライン及び蓄圧タンク補給水ライン貫通部	約 27.2				約150			
	343	格納容器冷却材ドレンタンク窒素供給及びベンチライン貫通部	約 60.5				約150			
	347	A低圧注入ライン（余熱除去系注入ライン）貫通部	約267.4				約200			
	350	A高压注入ライン貫通部	約114.3				約150			

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：使用条件は原子炉格納容器の値（約144°C、約0.392MPa）より小さいものは原子炉格納容器の値とする

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.4-5 (4/6) 玄海3号炉 機械ペネトレーションの代表機器

型式	貫通部番号	貫通管貫通部・機器名	仕様		選定基準		「技術評価」代表機器	耐震性評価代表機器
			配管口径 (mm)	重要度 ^{*1}	最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)		
固定式配管貫通部	352	A余熱除去ポンプ入口ライン (Bループより) 貫通部	約318.5 MS-1、重 ^{*3}	約0.392	約200	S、重 ^{*3}	約144	約144
	353	A格納容器スプレイライン貫通部	約355.6		約150			
	402	B格納容器スプレイライン貫通部	約355.6		約150			
	404	事故後サンプリング水ドレン戻りライン貫通部	約 27.2		約144			
	405	事故後サンプリングガス試料採取戻りライン貫通部	約 27.2		約144			
	407	B低压注入ライン(余熱除去系注入ライン)貫通部	約267.4		約200			
	408	B余熱除去ポンプ入口ライン (Cループより) 貫通部	約318.5		約200			
	410	B高压注入ライン貫通部	約114.3		約150			
	411	格納容器サンプル出口ライン貫通部	約 60.5		約144			
	412	1次冷却材ポンプ封水戻りライン貫通部	約 89.1		約144			
充てんライン貫通部	413	充てんライン貫通部	約 89.1		約144		約144	約144
	414	1次冷却材ポンプ封水注入ライン (Dループ) 貫通部	約 48.6		約150			
	420	1次冷却材ポンプ封水注入ライン (Cループ) 貫通部	約 48.6		約150			
	422	原子炉キャビティ水浄化ライン貫通部	約114.3		約144			
	425	蓄圧タンク窒素充てんライン貫通部	約 34.0		約144			
	426	B制御用空気ライン貫通部	約 60.5		約144			
		1次冷却材ポンプモータ及び 余剰抽出冷却器冷却水入口ライン貫通部	約318.5		約144			

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：使用条件は原子炉格納容器の値（約144°C、約0.392MPa）より小さいものは原子炉格納容器の値とする

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.4-5 (5/6) 玄海 3 号炉 機械ペネトレーションの代表機器

型式	貫通部番号	貫通部・機器名	仕様				選定基準		「技術評価」代表機器	耐震性評価代表機器
			配管口径 (mm)	重要度 ^{*1}	最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)	耐震重要度			
固定式配管貫通部	429	C、D格納容器再循環ユニット及びCRDM冷却ユニット冷却水入口ライン貫通部	約216.3	MS-1、重 ^{*3}	約0.392	約144	約200	S、重 ^{*3}		
	436	抽出ライン貫通部	約 60.5				約298			
	501	主給水ライン (Dループ) 貫通部	約406. 4				約298			
	502	主給水ライン (Aループ) 貫通部	約406. 4				約298			
	503	主給水ライン (Bループ) 貫通部	約406. 4				約298			
	504	主給水ライン (Cループ) 貫通部	約406. 4				約298			
	505	D蒸気発生器プローダウンライン貫通部	約 89.1				約298			
	506	A蒸気発生器プローダウンライン貫通部	約 89.1				約298			
	507	B蒸気発生器プローダウンライン貫通部	約 89.1				約298			
	508	C蒸気発生器プローダウンライン貫通部	約 89.1				約298			
	511	主蒸気ライン (Dループ) 貫通部	約719.2				約298			
	512	主蒸気ライン (Aループ) 貯通部	約719.2				約298			
	513	主蒸気ライン (Bループ) 貯通部	約719.2				約298			
	514	主蒸気ライン (Cループ) 貯通部	約719.2				約298			
	551	漏えい率試験空気出口配管貫通部	約216. 3				約144			
	552	漏えい率試験空気入口配管貫通部	約165. 2				約144			
	554	格納容器圧力検出ライン (C/V減圧系統用) 貯通部	約 27.2				約144			

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：使用条件は原子炉格納容器の値（約144°C、約0.392MPa）より小さいものは原子炉格納容器の値とする

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.4-5 (6/6) 玄海 3号炉 機械ペネトレーションの代表機器

型式	貫通部番号	貫通部・機器名	仕様				耐震重要度	「技術評価」代表機器
			配管口径(mm)	重量度 ^{*1}	最高使用圧力(MPa[gage])	最高使用温度(℃)		
固定式 配管貫通部	555	漏えい率試験圧力取出ライン貫通部 格納容器圧力検出ライン(AM用)貫通部	約 27.2 MS-1、重 ^{*3}	約 0.392	約144	S、重 ^{*3}	約144	S、重 ^{*3}
	556	格納容器給気ライン貫通部	約 27.2		約144			
	557	格納容器圧力検出ライン(スプレイ用)貫通部	約1,219.2		約144			
	558	格納容器圧力検出ライン(スプレイ用)貫通部	約 27.2		約144			
	559	B格納容器再循環ユニット冷却水出口ライン貫通部	約165.2		約144			
	560	C格納容器再循環ユニット冷却水出口ライン貫通部	約165.2		約144			
	561	格納容器空気サンプリング戻りライン貫通部	約 34.0		約144			
	562	格納容器空気サンプリング取出しライン貫通部	約 34.0		約144			
	563	格納容器排気ライン貫通部	約1,219.2		約144			
	-	配管貫通部(予備)	-		約144			
円筒二重 ガスケット 单ふた式	520	機器搬入口	約6,400 ^{*4} MS-1、重 ^{*3}	約 0.392	約144	S、重 ^{*3}	○	○
	540	通常用エアロック	約2,600 ^{*4} MS-1、重 ^{*3}	約 0.392	約144	S、重 ^{*3}	○	○
円筒二重 とびら式	530	非常用エアロック	約2,600 ^{*4}		約144		○	○
	200	燃料移送管貫通部	約558.8 MS-1、重 ^{*3}	約 0.392	約144	S、重 ^{*3}		

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：使用条件は原子炉格納容器の値(約144℃、約0.392MPa)より小さいものは原子炉格納容器の値とする

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：胴部の内径を示す

表3.4-6 玄海3号炉 電気ペネットレーションの主な仕様

機器名称(台数)	仕様 (径×長さ) ^{*1} (mm)	選定基準				「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器
		重要度 ^{*2}	使用条件 ^{*3、*5} 最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)	耐震重要度		
LV型モジュール	制御レン (2)	φ 318.5×L218.5	MS-1、重 ^{*3}	約0.392	約144	S、重 ^{*3}	○
	制御ノントレン (4)						
	計装チャンネル (8)						
	計装ノントレン (8)						
	低圧電力トレン (6)						
	低圧電力ノントレン (10)						
	MV型モジュール	高圧電力ノントレン (8)	φ 318.5×L218.5	MS-1、重 ^{*3}	約0.392	約144	S、重 ^{*3}

^{*1}: 長さ (L) には外部リードは含まない^{*2}: 機能は最上位の機能を示す^{*3}: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す^{*4}: 設計基準事故を考慮する条件^{*5}: 重大事故等も別途考慮する

表3.4-7 玄海3号炉 補機タンクの代表機器

分離基準	設置場所 型式	機器名称(台数)	選定基準				「技術評価」 代表機器	耐震性 安全評 価 代表機器		
			重要度 ^{*1}	最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)	耐震重要度				
屋内・ たて置円筒型	1次冷却材 ほう酸水	炭素鋼 (チルス鋼内張り)	蓄圧タンク(4)	MS-1、重 ^{*3}	約4.9	約150	S、重 ^{*3}	○ ○		
		ステンレス鋼	体積制御タンク(1) ほう酸タンク(2)	PS-2	約0.49	約95	B	○ ○		
			燃料取替用冷水タンク(1)	MS-1、重 ^{*3}	約0.05	約95	S、重 ^{*3}	○ ○		
屋内・ 横置円筒型	希ガス等	炭素鋼	ガスサージタンク(4)	PS-2	約0.98	約95	B	○ ○		
	ヒドリジン水 苛性ソーダ溶液	炭素鋼 ステンレス鋼	原子炉補機冷却水サージタンク(1) よう素除去薬品タンク(1)	MS-1、重 ^{*3}	約0.34	約95	S、重 ^{*3}	○ ○		
屋内・ たて置、横置円筒型	給水・純水	炭素鋼	復水タンク(1)	MS-1、重 ^{*3}	約0.07	約65	S	○ ○		
			湿分分離加熱器第2段ドレンタンク(4)	高 ^{*2}	約40	S、重 ^{*3}	○ ○	○ ○		
			湿分分離加熱器第1段ドレンタンク(4)	高 ^{*2}	約8.2	約298	C			
			湿分分離器ドレンタンク(2)	高 ^{*2}	約3.4	約245	C			
			低圧給水加熱器ドレンタンク(2)	高 ^{*2}	約1.4	約200	C			
			1次系補助蒸気復水タンク(2)	高 ^{*2}	約0.05	約115	C			
				高 ^{*2}	大気圧	約100	C			

*1: 機能は最上位の機能を示す

*2: 最高使用温度が95°Cを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*3: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.4-8 玄海3号炉 フィルタの代表機器

設置場所 型式	分離基準		機器名称(台数)	選定基準			「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器
	内部流体	材料		重要度 ^{*1}	最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)		
屋内・ たて置円筒型	1次冷却材 ステンレス鋼	冷却材フィルタ (1)	PS-2	約 2.1	約 95	B		
		封水注入フィルタ (2)	PS-2	約 20.0	約150	S		
		冷却材脱塩塔入口フィルタ (2)	PS-2	約 2.1	約 65	B		
	ほう酸水	ほう酸フィルタ (1)	MS-1、重 ^{*2}	約 1.4	約 95	S、重 ^{*2}	○	○
屋内・ ディスク型	空気	格納容器再循環サンプスクリーン (2)	MS-1、重 ^{*2}	約0.392	約144	S、重 ^{*2}	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められるることを示す

表3.4-9 玄海3号炉 脱塩塔の代表機器

設置場所 型式	分離基準		機器名称(台数)	選定基準			「技術評価」 代表機器	耐震性 評定 代表機器
	内部流体	材 料		重要度 ^{*1}	最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)		
屋内・ たて置円筒型	1次冷却材 希ガス等	ステンレス鋼	冷却材混床式脱塩塔 (2)	PS-2	約 2.1	約 65	B	○
			冷却材陽イオン脱塩塔 (1)	PS-2	約 2.1	約 65	B	○
			ホールドアップ塔 (4)	PS-2	約0.98	約 95	B	
			除湿塔 (3)	高 ^{*2}	約0.98	約400	B	
			前置塔 (1)	PS-2	約0.98	約 95	B	

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95°Cを超える、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.4-10 玄海3号炉 プール形容器の代表機器

設置場所 型 式	分 離 基 準	機器名称 (台数)	選定基準				「技術評価」 代表機器	耐震性 評 代表機器
			重要度*1	最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)	耐震重要度		
屋内 コンクリート製 埋込みプール形	内部流体 材 料	使用済燃料ピット (2)	PS-2、重*2	大気圧	約65	S、重*2	○	○
		原子炉キャビティ (1)	PS-2	大気圧	約65	—	—	—
		燃料取替用キャラナル (1)	PS-2	大気圧	約65	—	—	—
		キャスクピット (1)	PS-2	大気圧	約65	—	—	—

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.4.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.4.2項で選定した代表容器について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「玄海原子力発電所3号炉容器の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を保全対策を考慮し以下のとおり整理した。（表3.4-11～表3.4-19参照）

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
(表中×)
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
(表中○)

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表3.4-11～表3.4-19に記載した。

表3.4-11 玄海3号炉 原子炉容器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*	
			原 原子炉容器本体	代 表 機 器
出入口管台等 (入口管台、出口管台、ふた管台、空気抜管台、炉内計装筒、上部ふた、上部胴、上部フランジ、下部胴、トランジションリング、下部鏡板、炉心支持金物、スタッドボルト)		疲労割れ	○	
バウンダリの維持	脇 部 (炉心領域部)	中性子照射脆化 (関連温度の上昇)	○	JEAC4201で規定している評価式を用いて運転開始後60年時点での上部棚吸収エネルギー予測値を評価した結果、JEAC4206で要求している68J以上を満足している。

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないもの
 ×：現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.4-12 玄海3号炉 加圧器に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		「技術評価」評価結果概要 ^{*1}
			加圧器本体	加圧器 後備ヒータ	
バウンダリの 維持	スプレーライン用管台 サーボ用管台	疲労割れ	○	—	

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

×：「×」としたものの理由を記載

表3.4-13 玄海3号炉 原子炉格納容器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1		
			原 子 炉 格 納 容 器 本 体	代 表 機 器	代 表 機 器
—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
 *1：「×」としたものの理由を記載

表3.4-14 玄海3号炉 原子炉格納容器・機械ペネトレーションに想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			固定式 配管貫通部	機器搬入口	通常用 エアロシク	
バウンダリの 維持	端 板	疲労割れ	○	—	—	—

○：現在発生しているか、又は将来にわかつて起ることが否定できないもの

－：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.4-15 玄海3号炉 原子炉格納容器・電気ペネトレーションに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要 ^{*1}	
			L V型モジュール	代 表 機 器
バウンダリの維持	ポッティング材及びOリング	気密性低下	×	L V型モジュールでの劣化を考慮した長期健全性試験結果から、ボンディング材及びOリングの原子炉格納容器ハウジング機能に係る気密性低下の可能性はない。

一：経年劣化事象が考慮されないもの
^{*1}：「×」としたものの理由を記載

表3.4-16 (1/2) 玄海3号炉 溶機タンクに想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			蓄圧タンク	体積制御 タンク	ほう酸タンク	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3.4-16 (2/2) 玄海3号炉 捕機タンクに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			原子炉捕機冷却水 サーボジータンク	よう素除去 薬品タンク	復水タンク	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3.4-17 玄海3号炉 フィルタに想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		「技術評価」評価結果概要*1
			ほう酸フィルタ	格納容器再循環 サンプスクリーン	
—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象 はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3.4-18 玄海3号炉 脱塩塔に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1		
			代 表 機 器	冷却材混床式脱塩塔	
—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.4-19 玄海3号炉 プール形容器に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1	
			代 表 機 器	使用済燃料ピット
—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.4.3項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とすることとした。(表3.4-20～表3.4-28に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧表を示す)

a. 原子炉容器本体において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

原子炉容器本体において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.4-11)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・出入口管台等(入口管台、出口管台、ふた管台、空気抜管台、炉内計装筒、上部ふた、上部胴、上部胴フランジ、下部胴、トランジションリング、下部鏡板、炉心支持金物、スタッドボルト)の疲労割れ
- ・胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化(関連温度の上昇)

これら経年劣化事象のうち、以下の事象については機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象(表3.4-20で◎となっているもの)とした。

- ・出入口管台等(入口管台、出口管台、ふた管台、空気抜管台、炉内計装筒、炉心支持金物)の疲労割れ
- ・胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化(関連温度の上昇)

なお、以下の事象については、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できると判断し、耐震安全性評価対象外とした。

(a) 上部ふた、上部胴、上部胴フランジ、下部胴、トランジションリング、下部鏡板及びスタッドボルトの疲労割れ

原子炉容器本体は十分に剛性を持った厚肉容器であり、地震による応力は支持点等の他機器から荷重を受ける箇所に発生する。上部ふた、上部胴、上部胴フランジ、下部胴、トランジションリング、下部鏡板及びスタッドボルトはこれらの箇所から十分離れており、有意な応力は発生しない。

b. 加圧器本体において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

加圧器本体において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.4-12）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・スプレーライン用管台等の疲労割れ

本経年劣化事象については、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象（表3.4-21で◎となっているもの）とした。

c. 加圧器ヒータにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

加圧器ヒータにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.4-12）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。
(表3.4-21参照)

d. 原子炉格納容器本体において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

原子炉格納容器本体において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.4-13）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかつた。（表3.4-22参照）

e. 原子炉格納容器・機械ペネトレーションにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

原子炉格納容器・機械ペネトレーションにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.4-14）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・端板の疲労割れ [主蒸気ライン貫通部（固定式配管貫通部）]

本経年劣化事象については、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象（表3.4-23で◎となっているもの）とした。

- f. 原子炉格納容器・電気ペネトレーションにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

原子炉格納容器・電気ペネトレーションにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.4-15）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.4-24参照）

- g. 補機タンクにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

補機タンクにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.4-16）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.4-25参照）

- h. フィルタにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

フィルタにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.4-17）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.4-26参照）

- i. 脱塩塔において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

脱塩塔において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.4-18）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.4-27参照）

- j. プール形容器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

プール形容器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.4-19）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.4-28参照）

表3.4-20 玄海3号炉 原子炉容器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
入口管台、出口管台、ふた管筒、炉心支持金物 気抜管台、炉内計装筒、炉心支持金物	疲労割れ	原子炉容器本体 ◎
上部ふた、上部胴、上部胴フランジ、下部胴、トランジションリング、下部鏡板、スタッフドボルト	疲労割れ	■
胴 部 (炉心領域部)	中性子照射脆化 (黒連温度の上昇) 中性子照射脆化 (上部棚吸収エネルギーの低下)	◎ —

◎：以降で評価する

■：将来にわかつて起こることが否定できないが、振動応答特性上又は構造・強度上「軽微もしくは無視」できるもの
—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.4-21 玄海3号炉 加圧器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経 年 劣 化 事 象	代 表 器 機	器 器
	加圧器本体		加圧器後備ヒータ
スプレイライン用管台 サージ用管台	疲労割れ	◎	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.4-22 玄海3号炉 原子炉格納容器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
—	—	原子炉格納容器本体
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.4-23 玄海3号炉 原子炉格納容器・機械ペネトレーションの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 器 機		
		固定式 配管貫通部	機器搬入口	通常用 エアロツク
端 板	疲労割れ	◎	—	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.4-24 玄海3号炉 原子炉格納容器・電気ペネトレーションの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
ポッティング材及びOリング	気密性低下	—
—	—	LV型モジュール

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.4-25 (1/2) 玄海3号炉 検機タンクの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経 年 劣 化 事 象	蓄圧タンク	体積制御タンク	代 表 機 器
—	—	—	—	ガスサーナンク
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.4-25 (2/2) 玄海3号炉 損傷タンクの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		
		原子炉補機 冷却水 サージタンク	よう素除去 薬品タンク	復水タンク
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.4-26 玄海3号炉 フィルタの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
—	—	ほう酸フィルタ 格納容器再循環サンプルリーン
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.4-27 玄海3号炉 脱塩塔の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
—	—	冷却材混床式脱塩塔
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.4-28 玄海3号炉 プール形容器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
—	—	使用済燃料ピット
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.4.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

前項にて整理し抽出した経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して耐震安全性評価を実施する。

(1) 管台等の疲労割れに対する耐震安全性評価 [原子炉容器本体、加圧器本体]

耐震安全性評価では、地震時の発生応力を求め、「技術評価」での疲労評価結果を加味して評価した。

結果は、表3.4-29に示すとおりであり、通常運転時及び地震時の疲労累積係数の合計は1以下であり、管台等の疲労割れは、耐震安全性評価上問題ない。

表3.4-29 玄海3号炉 原子炉容器本体、加圧器本体の管台等の疲労割れに対する評価結果

評価対象	評価部位	耐震重要度			疲労累積係数 (許容値1以下)	
			通常運転時	地震時	合計	
原子炉容器本体	入口管台	S	Ss ^{*1}	0.038	0.000	0.038
	出口管台	S	Ss ^{*1}	0.044	0.000	0.044
	ふた管台	S	Ss	0.040	0.001	0.041
			Sd	0.040	0.001	0.041
	空気抜管台	S	Ss	0.023	0.041	0.064
			Sd	0.023	0.012	0.035
	炉内計装筒	S	Ss ^{*1}	0.462	0.000	0.462
加圧器本体	炉心支持金物	S	Ss ^{*1}	0.005	0.000	0.005
	スプレイライン用管台	S	Ss ^{*1}	0.057 ^{*2}	0.000	0.057
	サージ用管台	S	Ss ^{*1}	0.020 ^{*2}	0.000	0.020

*1 : Ss地震力がSd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力より大きく、Ss地震力による評価応力が、材料の疲労限を下回る（地震時の疲労累積係数が0.000）ためSd地震力及び静的地震力による評価を省略した

*2 : (社)日本機械学会 環境疲労評価手法 (JSME S NF1-2009)に基づき環境を考慮した値

(2) 胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化（関連温度上昇）に対する耐震安全性評価〔原子炉容器本体〕

耐震安全性評価では、「技術評価」の評価手法と同様に、地震時の発生応力（地震力はSs地震力）を考慮した評価を実施した。評価方法は、運転開始後60年の運転を想定した中性子照射を受けた状態において、「(社)日本電気協会原子力発電用機器に対する破壊靭性の確認試験方法 (JEAC4206-2007 [2013年追補版])」の附属書C「供用状態C, Dにおける加圧水型原子炉圧力容器の炉心領域部に対する非延性破壊防止のための評価方法」に定められた加圧熱衝撃(PTS : Pressurized Thermal Shock)評価手法を適用した。耐震安全性評価における想定き裂深さは、JEAC4206における最大仮想欠陥（想定き裂深さ10mm）とした。

ただし、原子炉容器胴部に対しては、地震荷重による有意な周方向応力は発生せず、軸方向応力が支配的になるので、想定欠陥は保守的に周方向欠陥とする。また、想定欠陥に対し、PTS事象^{*}により発生する応力拡大係数K_Iについては周方向欠陥を想定すると軸方向欠陥に対して算出したK_Iに比べて小さくなるが、ここでは安全側に軸方向欠陥に対して算出したK_Iを用いる。

なお、評価の簡便性の観点から、供用状態A及びBを包絡する条件となる供用状態C、D及び重大事故等時の評価条件で評価するものとする。

結果は、図3.4-1に示すとおりであり、運転開始後60年時点でのK_{Ic}下限包絡曲線とPTS事象にS_s地震を考慮したK_Iを比較すると、両曲線は交差することなく、K_{Ic}>K_Iは満足され、原子炉容器の中性子照射による関連温度上昇は、耐震安全性評価上問題ない。

* : PTS事象は小破断LOCA、大破断LOCA、主蒸気管破断事故及び2次冷却系からの除熱機能喪失を対象とした

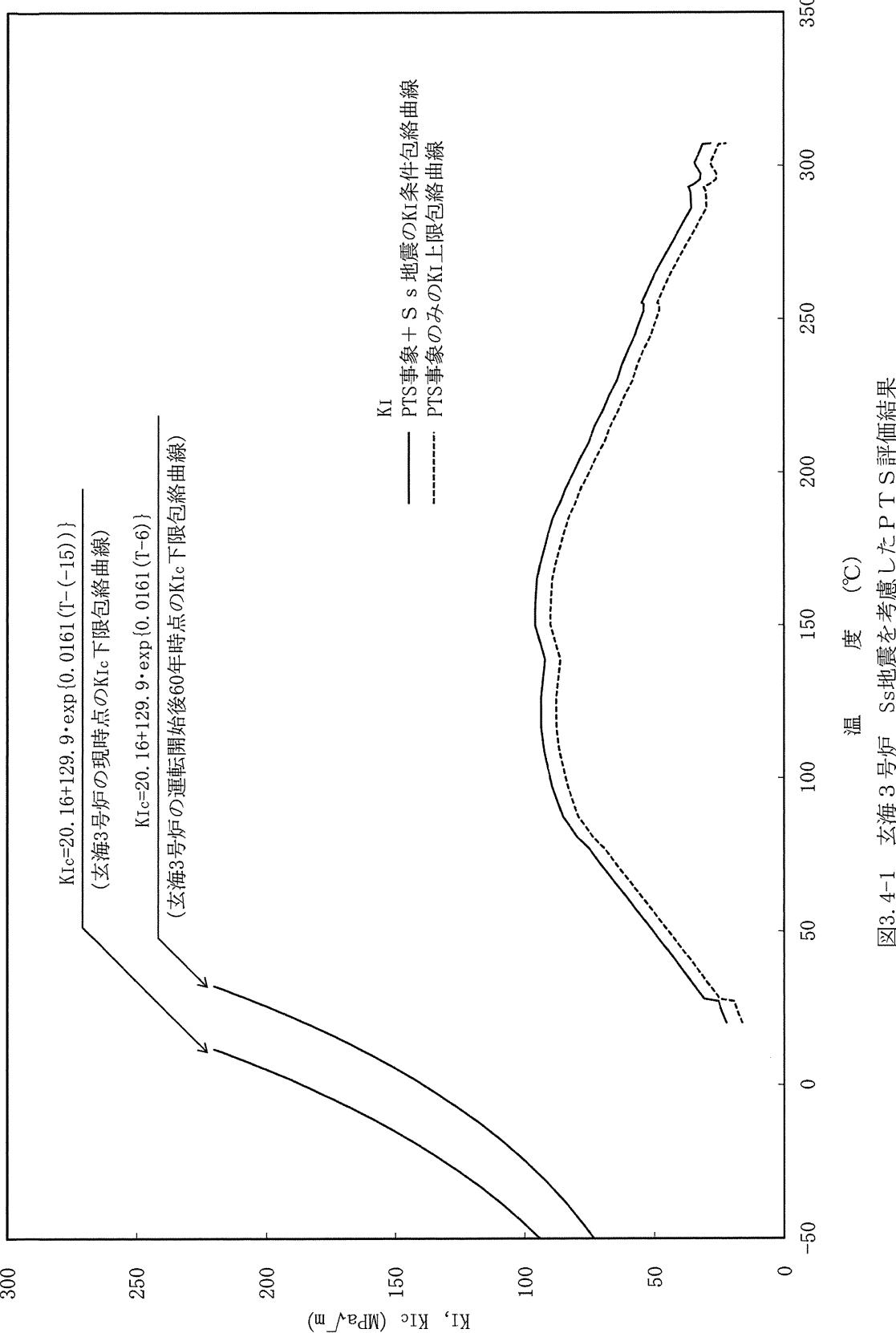


図3.4-1 玄海3号炉 S_s地震を考慮したPTS評価結果

(3) 端板の疲労割れに対する耐震安全性評価

[原子炉格納容器・機械ペネトレーション]

耐震安全性評価では、端板の地震時の発生応力を求め、「技術評価」での疲労評価結果を加味して評価した。

結果は、表3.4-30に示すとおりであり、通常運転時及び地震時の疲労累積係数の合計は1以下であり、端板の疲労割れは、耐震安全性評価上問題ない。

表3.4-30 玄海3号炉 固定式配管貫通部の疲労割れに対する評価結果

評価対象	評価部位	耐震重要度	疲労累積係数 (許容値1以下)		
			通常運転時	地震時	合計
主蒸気ライン貫通部	端板	S	Ss	0.000	0.083
			Sd	0.000	0.016

3.4.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.4.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.4.3項の代表機器及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても、「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて整理を行った。

(1) 管台等の疲労割れ

管台等の疲労割れに関しては、評価対象機器すべてを評価しているため、代表機器以外の機器はない。

(2) 胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化（関連温度上昇）

胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化（関連温度上昇）に関しては、評価対象機器すべてを評価しているため、代表機器以外の機器はない。

(3) 端板の疲労割れ

端板の疲労割れに関しては、代表機器以外の機器に対しては、今後も発生の可能性がないか、又は小さいため、代表機器以外への展開は不要とした。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討の結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.4.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.4.3項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、評価対象機器すべてにおいて代表機器と同様の評価が可能であることを確認した。

3.4.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.4.5.2項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象が抽出されなかったことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した。（代表機器以外の機器については表3.4-1～表3.4-10を参照のこと）

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

代表機器以外の機器に関して、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.4.6 保全対策に反映すべき項目の抽出

容器においては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全性の観点から追加すべき項目はない。

3.5 配 管

本章は、玄海 3 号炉で使用されている主要な配管に係る経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。なお、玄海 3 号炉の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.5.1 評価対象機器

玄海 3 号炉で使用されている主要な配管及びサポート（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。なお、評価対象配管を表3.5-1～表3.5-4に示す。

3.5.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象配管にサポートを含めて分類しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として追加することとする。

各分類における、本検討での代表機器を表3.5-1～表3.5-4の「耐震安全性評価代表機器」に示す。

なお、1 次冷却材管はステンレス鋼配管に属することになるが、PS-1 の特殊性を考慮し、ステンレス鋼配管と分けて単独で評価している。

表3.5-1(1/2) 玄海3号炉 ステンレス鋼の代表配管

分離基準	機器名称	重要度 ^{*1}	選定基準				「技術評価」代表機器	耐震性 代表機器 代表
			設置場所	運転	最高使用圧力 (MPa[gase])	最高使用温度 (°C)		
内部流体 ほう酸水	1次冷却材	FS-1、重 ^{*3}	屋内	連続	約17.2	約360	S、重 ^{*3}	
	化学体積制御系統配管 ^{*2}	MS-1、重 ^{*3}	連続	約20.0	約343	S、重 ^{*3}		
	使用済燃料ピット浄化冷却系統配管	MS-2、重 ^{*3}	連続	約1.4	約95	S、重 ^{*3}		
	燃料取替用水系統配管	MS-1、重 ^{*3}	連続	約1.4	約144	S、重 ^{*3}		
	液体廃棄物処理系統配管(ほうう酸収集・処理)	高 ^{*4}	一時	約2.1	約95	B		
	1次系試料採取系統配管	MS-1	連続	約17.2	約360	S		
	安全注入系統配管 ^{*2}	MS-1、重 ^{*3}	一時	約20.0	約343	S、重 ^{*3}		
	余熱除去系統配管 ^{*2}	MS-1、重 ^{*3}	一時	約17.2	約343	S、重 ^{*3}	○	
	原子炉格納容器スプレイ系統配管	MS-1、重 ^{*3}	一時	約2.7	約150	S、重 ^{*3}	○	
	廃液	濃縮廃液処理系統配管	高 ^{*4}	屋内	一時	約0.98	約120	C
苛性ソーダ溶液	原子炉格納容器スプレイ系統配管(苛性ソーダライン)	MS-1	屋内	一時	約2.7	約150	S	○
	主蒸気系統配管	高 ^{*4}	屋内	連続	約8.2	約298	C	○
	低温再熱蒸気系統配管	高 ^{*4}		連続	約1.4	約1200	C	
	第7抽気系統配管	高 ^{*4}		連続	約3.4	約245	C	
	タービングランド蒸気系統配管	高 ^{*4}		連続	約3.9	約255	C	
	補助蒸気系統配管	高 ^{*4}		連続	約8.2	約298	C	
	第6抽気系統配管	高 ^{*4}	屋内外	連続	約1.4	約200	C	○
	2次系ドレン系統配管	高 ^{*4}	屋外	連続	大気圧	約165	C	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：1次冷却材系統内にラインが含有されるもののうち、弁等で他系統と接続されるラインは他系統側の配管として評価する。また、1次冷却材管は別に評価する

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：最高使用温度が95°Cを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.5-1(2/2) 玄海3号炉 ステンレス鋼の代表配管

分離基準 内部流体	機器名称	重要度*1	選定基準				「技術評価」 代表機器	耐震性 代表機器 代 表 機 器
			設置場所	運転	最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)		
給水	蒸気発生器プローダウン系統配管	MS-1 重*3	屋内	連続	約 8.2	約298	S	
	安全注入系統配管(給水)			一時	大気圧	約 40	重*3	
	余熱除去系統配管(給水)	重*3		一時	約 1.5	約 95	重*3	
	原子炉格納容器スプレイ系統配管(給水)	重*3		一時	約 2.7	約150	S、重*3	
	2次系復水系統配管	高*4		連続	約 4.1	約155	C	
	主給水系統配管*42	高*4		連続	約10.3	約200	C	
	補助給水系統配管	MS-1、重*3		一時	約12.7	約 40	S、重*3	○
	2次系ドレン系統配管	高*4	屋内外	連続	約 8.2	約298	C	○
希ガス等 空気	気体廃棄物処理系統配管	PS-2 重*3	屋内	連続	約0.98	約400	B	
	原子炉補機冷却水系統配管(空気)			一時	大気圧	約 40	重*3	
	1次系試料採取系統配管(空気)	高*4、重*3		一時	約0.98	約144	C、重*3	
	制御用空気系統配管	MS-1、重*3		連続	約0.83	約144	S、重*3	
	制御用空気系統配管(窒素)	重*3		一時	約0.98	約 50	重*3	○
	代替緊急時対策所加圧設備系統配管	重*3		一時	約 1.0	約 40	重*3	
	使用済燃料ピット浄化冷却系統配管(空気)	重*3	屋内外	一時	大気圧	約 40	重*3	
油	タービン潤滑・制御油系統配管	高*4	屋内	連続	約16.2	約 75	C	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：2次系給水系統配管を含む

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：最高使用温度が95°Cを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.5-2 玄海3号炉 低合金鋼の代表配管

分離基準 内部流体	機器名称	重要度 ^{*1}	選定基準				耐震重要度	耐震性 評価 代表機器
			設置場所	運転	最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)		
蒸気	低温再熱蒸気系統配管	高 ^{*2}	屋内	連続	約1.4	約200	C	○
	タービングランド蒸気系統配管	高 ^{*2}		連続	約0.69	約175	C	○
給水	2次系ドレン系統配管	高 ^{*2}	屋内外	連続	約8.2	約298	C	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95°Cを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.5-3 (1/2) 玄海3号炉 炭素鋼の代表配管

分離基準 内部流体	機器名称	重要度*1	選定基準				「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器
			設置場所	運転	最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)		
蒸 気	主蒸気系統配管	MS-1、重*2	屋内	連続	約 8.2	約298	S、重*3	○
	高温再熱蒸気系統配管	高*3		連続	約 1.4	約298	C	
	低温再熱蒸気系統配管	高*3		連続	約 1.4	約200	C	
	第3 抽気系統配管	高*3		連続	約0.05	約115	C	
	第4 抽気系統配管	高*3		連続	約0.25	約180	C	
	第5 抽気系統配管	高*3		連続	約0.44	約225	C	
	第7 抽気系統配管	高*3		連続	約 3.4	約245	C	
	タービングランド蒸気系統配管	高*3		連続	約 8.2	約298	C	
	補助蒸気系統配管	MS-1		連続	約 8.2	約298	S	
	第6 抽気系統配管	高*3	屋外	連続	約 1.4	約200	C	
給 水	2次系ドレン系統配管	高*3		連続	約 1.4	約200	C	
	蒸気発生器プロダクション系統配管	MS-1	屋内	連続	約 8.2	約298	S	
	原子炉格納容器スプレイ系統配管(給水)	重*2		一時	約 1.5	約 95	重*3	
	2次系復水系統配管	高*3		連続	約 4.1	約200	C	
	補助給水系統配管	MS-1、重*2		一時	約12.7	約 40	S、重*3	
	補助蒸気系統配管	高*3		一時	約 1.8	約185	C	
	2次系ドレン系統配管	高*3	屋内・屋外	連続	約 8.2	約298	C	
	主給水系統配管	MS-1、重*4		連続	約10.3	約298	S、重*3	○ ○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：最高使用温度が95°Cを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*4：2次系給水系統配管を含む

表3.5-3 (2/2) 玄海3号炉 炭素鋼の代表配管

分離基準 内部流体	機器名称	重要度 ^{*1}	選定基準				「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器
			設置場所	使用条件 運転	最高使用圧力 (MPa[gage])	最高使用温度 (°C)		
ヒドラジン水 油	原子炉補機冷却水系統配管 タービン潤滑・制御油系統配管	MS-1、重 ^{*2} 高 ^{*3}	屋内	連続	約 1.4	約144	S、重 ^{*3}	○
				連続	約 2.8	約 80	C	○
窒素 空気	原子炉補機冷却水系統配管(窒素) 格納容器減圧系統配管	重 ^{*2} MS-1	屋内	一時	約0.98	約 95	重 ^{*3}	○
				一時	約0.39	約144	S	○
炭酸ガス	原子炉格納容器スプレイ系統配管(空気) 制御用空氣系統配管(窒素)	重 ^{*2} 重 ^{*2}		一時	大気圧	約 40	重 ^{*3}	○
				一時	約0.83	約 50	重 ^{*3}	
海水	原子炉補機冷却水系統配管 消火装置系統配管	重 ^{*2} 高 ^{*3}	屋内・屋外	一時	大気圧	約 40	重 ^{*3}	
		MS-1、重 ^{*2}	屋内・屋外	連続	約0.98	約 50	C	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。

又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：最高使用温度が 95°C を超え、又は最高使用圧力が 1,900kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

表3.5-4 玄海3号炉 1次冷却材管の代表配管

機 器 名 称	重 要 度 ^{*1}	使 用 条 件			耐 震 重 要 度	「技術評価」 代表機器	耐 安 全 性 評 価 代 表 機 器
		運転	最 高 使 用 壓 力 (MPa [gage])	最 高 使 用 溫 度 (°C)			
1次冷却材管	PS-1、重 ^{*2}	連続	約17.2	約343	S、重 ^{*2}	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.5.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.5.2項で選定した代表配管及びサポートについて、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「玄海原子力発電所3号炉配管の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を保全対策を考慮し以下のとおり整理した。（表3.5-5～表3.5-9参照）

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないものの（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表3.5-5～表3.5-9に記載した。

表3.5-5 (1/2) 玄海3号炉 ステンレス鋼配管に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部位	経年 劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			余熱除去系統配管	濃縮廃液処理系統配管	原子炉格納容器 スプレイ系統配管 (苛性ソーダライン)	
バウンダリの 維持	母管	疲労割れ	○	—	—	第6抽気系統配管

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

－：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.5-5 (2/2) 玄海3号炉 ステンレス鋼配管に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部位	経年 劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要 ^{*1}
			補助給水系統配管	制御用空気系統配管	タービン潤滑・制御油 系統配管	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.5-6 玄海3号炉 低合金鋼配管に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		「技術評価」評価結果概要*1
			低温再熱蒸気系統配管	2次系ドレン系統配管	
—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3.5-7 玄海3号炉 炭素鋼配管に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器				「技術評価」評価結果概要*1
			主蒸気 系統配管	主給水 系統配管	原子炉補機 冷却水系統 配管	格納容器減圧 系統配管	
バウンダリの 維持	母管	疲労割れ	—	○	—	—	—

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

×：「×」としたものの理由を記載

表3.5-8 玄海3号炉 1次冷却材管に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1	
			1次冷却材管	代 表 機 器
バウンダリの維持	母管及び管台	疲労割れ	○	
	母管	熱時効	○	

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.5-9 (1/2) 玄海3号炉 配管サポートに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*
			アンカー	Uハンド	Uボルト	
配管支持	ラグとプレートの溶接部等のサポート取付部	○ 疲労割れ	—	—	—	スライドサポートについては、一 部拘束機能があるものの、主要な 配管熱変位を拘束しない構造とな つており、疲労割れが発生する可 能性はない。

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないもの

×：現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.5-9 (2/2) 玄海3号炉 配管サポートに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			レスト レイント	スプリング ハシガ	オイルスナバ メカニカル スナバ	
配管支持	ラグとプレートの溶接部等のサポート取付部	疲労割れ	×	—	—	レストレインントについては、一部拘束機能があるものの、主要な配管熱変位を拘束しない構造としており、疲労割れが発生する可能性はない。

×：現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.5.3項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とすることとした。(表3.5-10～表3.5-14に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧表を示す)

a. ステンレス鋼配管において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

ステンレス鋼配管において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.5-5)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・母管の疲労割れ〔余熱除去系統配管〕

本経年劣化事象については、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象(表3.5-10で◎となっているもの)とした。

b. 低合金鋼配管において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

低合金鋼配管において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.5-6)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。

(表3.5-11参照)

c. 炭素鋼配管において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

炭素鋼配管において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.5-7）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・母管の疲労割れ〔主給水系統配管〕

本経年劣化事象については、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象（表3.5-12で◎となっているもの）とした。

d. 1次冷却材管において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

1次冷却材管において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.5-8）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・母管及び管台の疲労割れ
- ・母管の熱時効

これら経年劣化事象については、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、すべて耐震安全性評価対象（表3.5-13で◎となっているもの）とした。

e. 配管サポートにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

配管サポートにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.5-9）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・ラグとプレートの溶接部等のサポート取付部の疲労割れ〔アンカー〕

本経年劣化事象については、機器の振動応答特性上 又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象（表3.5-14で◎となっているもの）とした。

表3.5-10 (1/2) 玄海3号炉 ステンレス鋼配管の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経 年 劣 化 事 象	代 表 機 器
母 管	余熱除去系統配管 濃縮廃液処理系統配管	原子炉格納容器 スプレイ系統配管 (苛性ソーダライン)
疲労割れ	◎	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3. 5-10 (2/2) 玄海 3号炉 ステンレス鋼配管の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経 年 劣 化 事 象	代 表 機 器
—	補助給水系統配管	制御用空気系統配管
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.5-11 玄海3号炉 低合金鋼配管の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経 年 劣 化 事 象	代 表 機 器	2次系ドレン系統配管
—	—	—	低温再熱蒸気系統配管
—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.5-12 玄海3号炉 炭素鋼配管の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	主蒸気系統配管	主給水系統配管	原子炉補機冷却水 系統配管	格納容器減圧 系統配管	原子炉補機冷却 海水系統配管
母管	疲労割れ	—	◎	—	—	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.5-13 玄海3号炉 1次冷却材管の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経 年 劣 化 事 象	代 表 機 器
母管及び管台	疲労割れ	◎
母管	熱時効	◎
◎：以降で評価する		

表3.5-14 (1/2) 玄海3号炉 配管サポートの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		
		アンカー	Uバンド	Uボルト
ラグとプレートの溶接部等の サポート取付部	疲労割れ	◎	—	—
			—	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.5-14 (2/2) 玄海3号炉 配管サポートの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経 年 劣 化 事 象	レ 斯 ト レ イ ント	ス プ リ ン グ ハ ン ガ	オ イ ル ス ナ バ	メ カ ニ カ ル ス ナ バ
ラグとプレートの溶接部等の サポート取付部	疲労割れ	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.5.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

前項にて整理し抽出した経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して耐震安全性評価を実施する。

- (1) 母管及び管台、ラグとプレートの溶接部等のサポート取付部の疲労割れに対する耐震安全性評価

[余熱除去系統配管、主給水系統配管、1次冷却材管、配管サポート]

耐震安全性評価では、配管については、地震時の発生応力を求め、「技術評価」での疲労評価結果を加味して評価した。配管サポートについては、「技術評価」において熱過渡及び配管口径の観点から代表とした余熱除去系統配管のアンカーサポートを評価対象として、一次応力評価及び一次+二次応力評価を実施した。

なお、通常運転時の過渡条件は、実過渡の厳しい余熱除去系の過渡条件を適用して疲労累積係数を算出した。

結果は、配管については、表3.5-15に示すとおり、通常運転時及び地震時の疲労累積係数の合計は1以下であり、また、配管サポートについては、表3.5-16に示すとおり、発生応力は許容応力を超えることはない。したがって、耐震安全性評価上問題ない。

表3.5-15 玄海3号炉 配管の疲労割れに対する評価結果

評価部位	耐震重要度	疲労累積係数 (許容値1以下)				
		通常運転時	地震時	合計		
余熱除去系統配管	S	Ss	0.464 ^{*2}	0.001	0.465	
		Sd	0.464 ^{*2}	0.000	0.464	
主給水系統配管	S	Ss	0.016 ^{*2}	0.009	0.025	
		Sd	0.016 ^{*2}	0.002	0.018	
1次冷却材管	S	Ss	0.010 ^{*2}	0.001	0.011	
		Sd	0.010 ^{*2}	0.000	0.010	
	Cross-over leg	S	Ss ^{*1}	0.008 ^{*2}	0.000	0.008
	コールドレグ	S	Ss ^{*1}	0.005 ^{*2}	0.000	0.005
	加圧器サージ管台	S	Ss ^{*1}	0.047 ^{*2}	0.000	0.047
	蓄圧タンク注入管台	S	Ss ^{*1}	0.034 ^{*2}	0.000	0.034
	充てん管台	S	Ss ^{*1}	0.023 ^{*2}	0.000	0.023

*1 : Ss地震力がSd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力より大きく、Ss地震力による評価応力が、材料の疲労限を下回る（地震時の疲労累積係数が0.000）ためSd地震力及び静的地震力による評価を省略した

*2 : (社)日本機械学会 環境疲労評価手法 (JSME S NF1-2009)に基づき環境を考慮した値

表3.5-16 玄海3号炉 配管（サポート）の疲労割れに対する評価結果

評価部位	耐震重要度	応力比 ^{*1}	
		一次	一次＋二次
配管とパッドの溶接部	S	Ss ^{*2}	0.22 0.21
パッドとラグの溶接部	S	Ss ^{*2}	0.85 0.87
ラグとプレートの溶接部	S	Ss ^{*2}	0.67 0.73

*1：応力比＝地震時応力／許容応力

*2：Ss地震力がSd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力より大きく、Ss地震力による評価応力が、Sd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力の許容応力を下回るためSd地震力及び静的地震力による評価を省略した

なお、余熱除去系統配管については、工事計画において水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価の評価部位となっていることから、疲労割れに対する耐震安全性評価においても水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価を行った。

結果は、表3.5-17に示すとおりであり、水平2方向及び鉛直地震力の組合せを考慮した場合であっても、耐震安全性評価上問題がない。

表3.5-17 玄海3号炉 水平2方向及び鉛直地震力の組合せによる影響評価結果

評価部位	耐震重要度	疲労累積係数 (許容値1以下)		
		通常運転時	地震時	合計
余熱除去系統配管	S	Ss	0.464 ^{*1}	0.001 0.465

*1：(社)日本機械学会 環境疲労評価手法 (JSME S NF1-2009)に基づき環境を考慮した値

(2) 母管の高サイクル熱疲労割れ（高低温水合流型疲労割れ）に対する耐震安全性評価[余熱除去系統配管]

余熱除去冷却器出口配管とバイパス配管の合流部においては、複雑な流況による熱過渡を受け実機条件に忠実な評価は困難で、かつ疲労が蓄積される可能性があるため、(社)日本電気協会 原子力発電所配管破損防護設計技術指針 (JEAG4613-1998) を準用し、1 gpmの漏えいを生じる周方向貫通き裂を想定して地震発生時のき裂の安定性を評価した。

結果は、表3.5-18に示すとおりであり、地震時の配管の発生応力はき裂安定限界応力を超えることなく、配管の高サイクル熱疲労割れは、耐震安全性評価上問題ない。

表3.5-18 玄海3号炉 母管の高サイクル熱疲労割れに対する評価結果

評価部位	配管 口径	耐震重要度		耐震安全性評価
		応力比 ^{*1}		
余熱除去冷却器出口・ バイパスライン合流部	10B	S	Ss	0.43

*1 : 応力比=地震時応力／き裂安定限界応力

(3) 母管の腐食（流れ加速型腐食）に対する耐震安全性評価

[主蒸気系統配管、主給水系統配管]

耐震安全性評価では、評価対象配管の耐震重要度分類に応じた地震時の発生応力を算出する。流れ加速型腐食により配管減肉が発生する炭素鋼配管の多くはCクラスであり、静的なCクラス地震力が適用されるが、主蒸気系統配管及び主給水系統配管はSクラスの範囲でも減肉が想定されるため、この範囲についてはS d 地震力及びS s 地震力で評価する。

流れ加速型腐食による配管減肉の耐震安全性評価について、周方向及び軸方向一様に必要最小板厚まで減肉した状態（以下、「必要最小板厚」という。）を想定した手順を以下に記載する。また、想定した減肉条件を表3.5-19に示す。

- ① 減肉状況による代表ラインの選定は行わず、減肉評価対象とした系統の評価を行う。
- ② 評価用のエルボ部、レジューサ部、オリフィス等の偏流発生部位及びその下流 2 D（ただし、オリフィスは下流3D）を評価の対象部位とし、周方向及び軸方向一様に必要最小板厚まで減肉したと仮定して、系統の評価対象範囲を3次元はりモデル化する。
- ③ 評価対象の系統の耐震重要度分類に応じて、3次元はりモデル又はFEMモデルにより地震時の発生応力を算出し、発生応力が許容応力を満足するか評価する。

表3.5-19 玄海3号炉 主蒸気系統配管及び主給水系統配管の3次元梁モデル解析条件

項目	条件	
減肉条件	減肉形状	周軸方向一様減肉
	減肉位置	エルボ部、レジューサ部等
	減肉量	必要最小肉厚まで減肉

ただし、主蒸気系統配管の一部については、前述手順の②とは異なり、配管減肉の実測データに基づき減肉した状態（以下、「実測データに基づく板厚」という。）を想定し、以下の手順により評価を行った。

- ②-1 実測している各減肉位置の配管板厚分布に対し、実測データにより各減肉位置に対して求めた最大減肉率を用いて、玄海3号炉の運転開始後60年を超える時点での配管板厚を算出する。
- ②-2 ②-1で算出した各減肉位置での配管板厚に基づき、評価用のエルボ部、レジューサ部、オリフィス等の偏流発生部位及びその下流2D（但し、オリフィスは下流3D）を減肉の対象部位とし、周方向及び軸方向一様に減肉したと仮定して、評価の対象範囲を3次元梁モデル化する。

主蒸気系統配管の評価結果は、表3.5-20に示すとおりであり、発生応力は許容応力を超えることはなく、配管の腐食（流れ加速型腐食）は、耐震安全性評価上問題ない。

表3.5-20 玄海3号炉 主蒸気系統配管の腐食（流れ加速型腐食）に対する評価結果

評価対象	耐震重要度	応力比 ^{*1}	
		一次	一次+二次
主蒸気系統配管	S	Ss	0.68
		Sd	0.96
	C	0.91	—

*1：応力比=地震時応力／許容応力

主給水系統配管の評価結果は、表3.5-21に示すとおりであり、発生応力は許容応力を超えることはなく、配管の腐食（流れ加速型腐食）は、耐震安全性評価上問題ない。

表3.5-21 玄海3号炉 主給水系統配管の腐食（流れ加速型腐食）に対する評価結果

評価対象	耐震重要度	応力比 ^{*1}	
		一次	一次+二次
主給水系統配管	S	Ss	0.54
		Sd	0.71
	C	0.96	—

*1：応力比=地震時応力／許容応力

(4) 母管の熱時効に対する耐震安全性評価〔1次冷却材管〕

耐震安全性評価では、「技術評価」の評価手法と同様に、「(社)日本電気協会原子力発電所配管破損防護設計技術指針(JEAG4613-1998)」を準用し、深さ $0.2t \times \text{長さ}t$ (t は板厚)の初期欠陥を想定し、運転期間60年での疲労き裂進展を仮定した場合のき裂長さを保守的に貫通き裂としたものを用いた。耐震性評価のための評価用荷重条件としては、通常運転状態又は重大事故時にで働く荷重に加え、地震発生時(地震力はSs地震力)の荷重を考慮し、配管の健全性を評価した。

具体的には、図3.5-1に示す評価フローに従い、玄海3号炉評価対象部位の熱時効後のき裂進展抵抗(J_{mat})と構造系に作用する応力(重大事故等時+地震動による荷重)から算出されるき裂進展力(J_{app})を求めてその比較を行った。なお、供用状態A、B(Ss地震含む)の破壊力学評価結果は、より評価が厳しくなる重大事故等時(Ss地震含む)の評価結果に包含される。

ホットレグ直管及びSG入口50°エルボのフェライト量は、それぞれ9.9%及び11.6%として評価を行った。

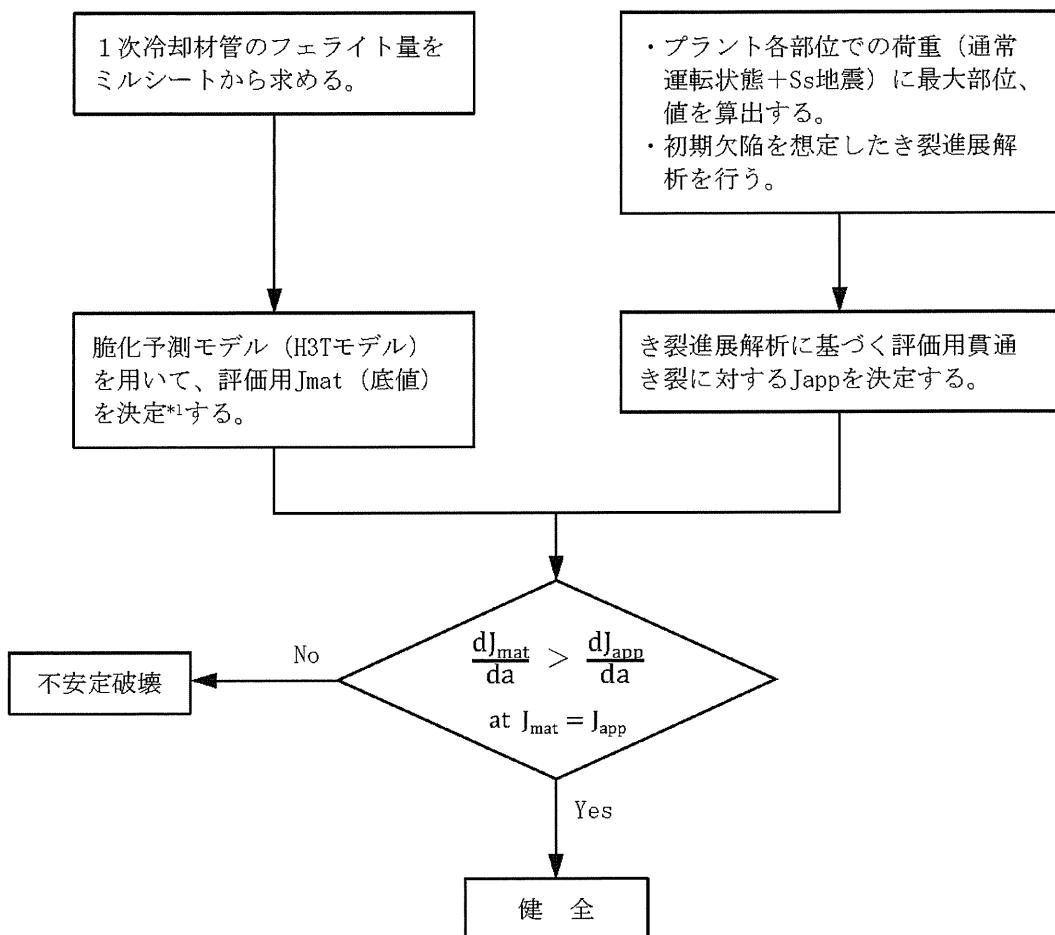
ここで、1次冷却材管として使用されているステンレス鋼鉄鋼の部位と1次冷却材ポンプケーシング(吐出ノズル)を比較すると、表3.5-22に示すとおり1次冷却材管(ホットレグ直管)の方が使用温度は高く、応力は大きいが、フェライト量が少ない。このため1次冷却材ポンプケーシングのフェライト量を考慮した1次冷却材管(ホットレグ直管)の熱時効評価を実施し、フェライト量が健全性に及ぼす影響を確認した。

結果は、図3.5-2に示すとおりであり、運転期間60年での疲労き裂を想定しても、き裂進展力(J_{app})がき裂進展抵抗(J_{mat})と交差し、 J_{app} が J_{mat} を下回ること、 J_{app} と J_{mat} の交点において、 J_{mat} の傾きが J_{app} の傾きを上回っていることから、配管は不安定破壊することなく、配管は不安定破壊することはなく、母管の熱時効は、耐震安全性評価上問題ない。

表3.5-22 玄海3号炉 1次冷却材管と1次冷却材ポンプケーシングの評価条件の比較

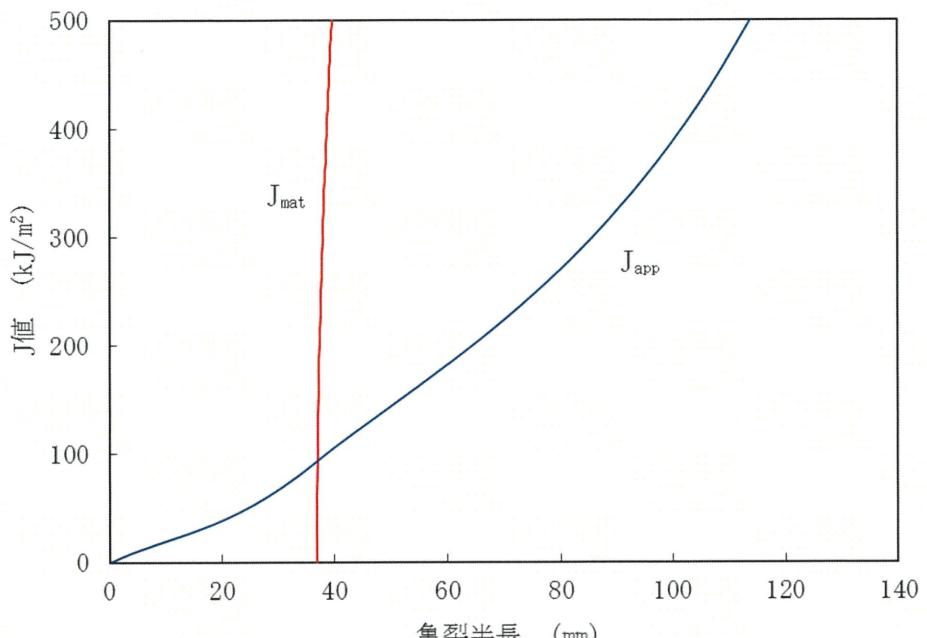
評価部位	フェライト量 (%)	使用温度 (°C)	応力 (MPa)
1次冷却材管 (ホットレグ直管)	約9.9 ^{*1}	約324.9	約174
1次冷却材ポンプ ケーシング(吐出ノズル)	約12.2	約289.2	約113

*1：1次冷却材管（ホットレグ直管）のフェライト量は約9.9%であるが、保守的に厳しい値である約12.2%として評価を実施した。



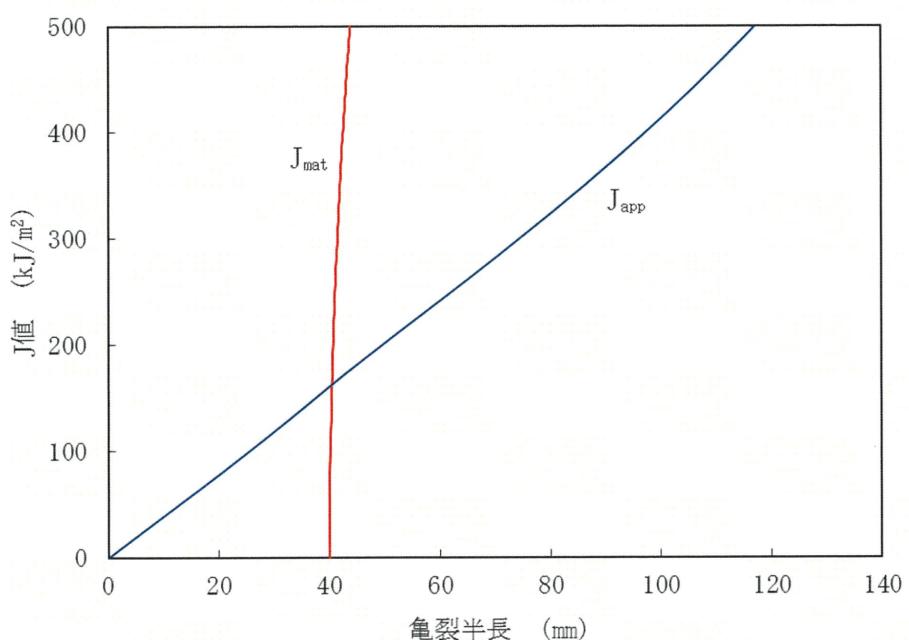
*1：き裂進展抵抗は、電力共通研究「1次冷却材管等の時効劣化に関する研究（STEPⅢ）（その2）1998年度」で改良された脆化予測モデル（H3Tモデル：Hyperbolic-Time, Temperature Toughness）を用いて、評価部位のフェライト量を基に完全時効後の値（飽和値）として決定した。また、予測の下限値（ -2σ ）を採用した。

図3.5-1 玄海3号炉 热时効に対する評価フロー



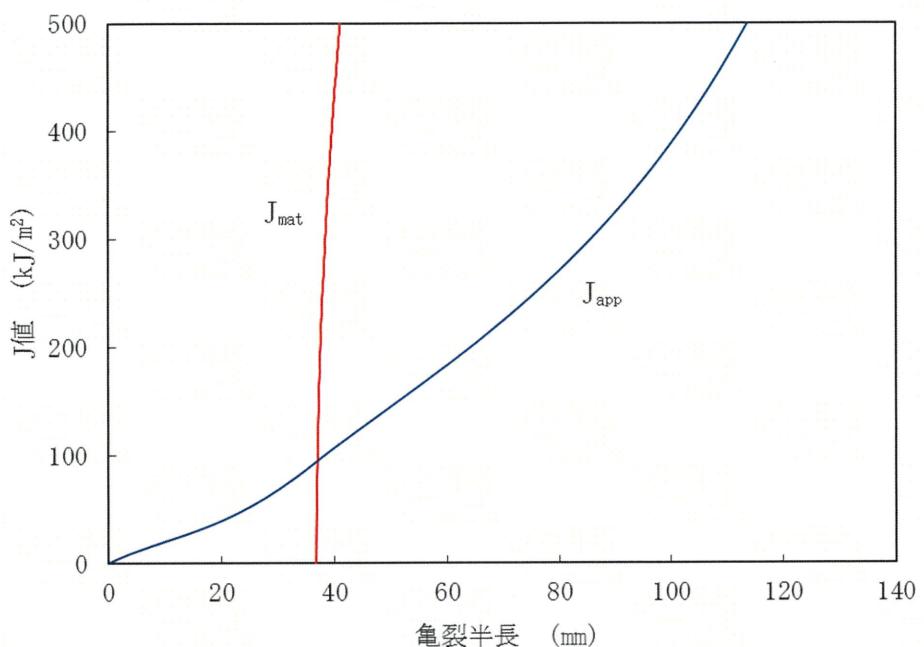
ホットレグ直管

図3.5-2(1/3) 玄海3号炉 熱時効に対する破壊力学評価結果（重大事故等時^{*1}）



S G 入口50° エルボ

図3.5-2(2/3) 玄海3号炉 热時効に対する破壊力学評価結果（重大事故等時^{*1}）



ホットレグ直管（フェライト量を12.2%とした場合）

図3.5-2(3/3) 玄海3号炉 熱時効に対する破壊力学評価結果（重大事故等時^{*1}）

*1：重大事故当時にき裂進展力が大きくなる部位の評価を実施した。また、供用状態A、Bの破壊力学評価結果は、より評価が厳しくなる重大事故等時の評価結果（図3.5-2）に包含される。

3.5.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.5.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.5.3項の代表機器及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても、「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて整理を行った。

- (1) 母管及び管台、ラグとプレートの溶接部等のサポート取付部の疲労割れ
代表機器と同じく「現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの」として扱う。
- (2) 母管の高サイクル熱疲労割れ（高低温水合流型疲労割れ）
技術評価の結果から、代表機器以外の評価対象機器については、高サイクル熱疲労割れの発生の可能性がないため、耐震安全性評価は不要である。
- (3) 母管の腐食（流れ加速型腐食）
代表機器と同じく「現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの」として扱う。
- (4) 母管の熱時効
母管の熱時効に関しては、評価対象機器全てを評価しているため、代表機器以外の機器はない。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果に加えて、以下の経年劣化事象を抽出した。なお、抽出した経年劣化事象に対しては、保全対策を考慮し以下の通り整理した。

(5) 母管の腐食（エロージョン）

高減圧部で流速が大きくなる配管については、エロージョンにより減肉が発生する可能性があるため「現在発生しているか、または将来にわたって起こることが否定できないもの」として扱う。

3.5.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.5.3項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、前項の抽出結果を含めて評価対象機器全体において代表機器と同様に評価した結果、以下の経年劣化事象は、影響が「軽微もしくは無視」できないと判断し、次項にて耐震安全性評価を実施することとする。

- ・母管の疲労割れ
- ・母管の腐食（流れ加速型腐食）

また、前項にて抽出された以下の経年劣化事象については、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象と判断し、耐震安全評価対象外とする。

(1) 母管の腐食（エロージョン）

エロージョンの発生については、局部的な範囲に限定されると考えられることから、固有振動数の変化及び応力増加への影響は軽微と判断した。

3.5.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.5.5.2項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象が抽出されなかったことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した。（代表機器以外の機器については表3.5-1～表3.5-4を参照のこと）

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

(a) 母管の疲労割れに対する耐震安全性評価〔1次冷却材系統配管〕

1次冷却材系統配管のうち、加圧器サージ配管及び加圧器スプレイ配管について、「技術評価」における評価結果を用いて地震時の疲労累積係数を算出し、配管の疲労割れに対する評価を行った。

結果は、表3.5-23に示すとおりであり、通常運転時及び地震時の疲労累積係数の合計は1以下であることから、配管の疲労割れは耐震安全性評価上問題ない。

表3.5-23 玄海3号炉 母管の疲労割れに対する評価結果

評価対象	耐震重要度	疲労累積係数 (許容値1以下)			
		通常運転時	地震時	合計	
加圧器サージ配管	S	Ss ^{*1}	0.002 ^{*2}	0.000	0.002
加圧器スプレイ配管	S	Ss	0.103 ^{*2}	0.001	0.104
		Sd	0.103 ^{*2}	0.001	0.104

*1 : Ss地震力がSd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力

より大きく、Ss地震力による評価応力が、材料の疲労限を下回る（地震時の疲労累積係数が0.000）ためSd地震力及び静的地震力による評価を省略した

*2 : (社) 日本機械学会 環境疲労評価手法 (JSME S NF1-2009) に基づき環境を考慮した値

なお、加圧器スプレイ配管については、工事計画において水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価の評価部位となっていることから、疲労割れに対する耐震安全性評価においても水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価を行った。

結果は、表3.5-24に示すとおりであり、水平2方向及び鉛直地震力の組合せを考慮した場合であっても、耐震安全性評価上問題がない。

表3.5-24 玄海3号炉 水平2方向及び鉛直地震力の組合せによる影響評価結果

評価部位	耐震重要度	疲労累積係数 (許容値1以下)			合計
		通常運転時	地震時		
加圧器スプレイ配管	S	S s	0.103 ^{*1}	0.002	0.105

*1：(社)日本機械学会 環境疲労評価手法 (JSME S NF1-2009)に基づき環境を考慮した値

(b) 母管の腐食（流れ加速型腐食）に対する耐震安全性評価

[低温再熱蒸気系統配管、第3抽気系統配管、第4抽気系統配管、第5抽気系統配管、第6抽気系統配管、タービングランド蒸気系統配管、補助蒸気系統配管、蒸気発生器ブローダウン系統配管、2次系復水系統配管、2次系ドレン系統配管]

第3抽気系統配管、第4抽気系統配管、第5抽気系統配管、第6抽気系統配管、タービングランド蒸気系統配管、補助蒸気系統配管、2次系復水系統配管、2次系ドレン系統配管については、代表機器と同様の手順にてCクラス静的地震力を用いて、また、蒸気発生器ブローダウン系統配管については、代表機器と同様の手順にてS_s地震力及びS_d地震力（蒸気発生器ブローダウン系統配管の一部（格納容器貫通配管部））を用いて発生応力を算出した。

低温再熱蒸気系統配管については、代表配管に比べ流体条件が厳しいため、代表機器と異なる手順として炭素鋼配管直管部も全範囲が減肉したと仮定してCクラス静的地震力を用いて発生応力を算出した。

結果は、蒸気発生器ブローダウン系統以外の配管については、表3.5-25に示すとおり、地震時の配管の発生応力は許容応力を超えることなく、配管の腐食（流れ加速型腐食）は、耐震安全性評価上問題ない。

また、蒸気発生器ブローダウン系統配管については、表3.5-26に示すとおりであり、発生応力は許容応力を超えることはなく、配管の腐食（流れ加速型腐食）は、耐震安全性評価上問題ない。

表3.5-25 玄海3号炉 母管の腐食（流れ加速型腐食）に対する評価結果
(蒸気発生器ブローダウン系統以外の配管)

評価対象	減肉評価条件	耐震重要度	応力比 ^{*1}
低温再熱蒸気系統配管	必要最小板厚 (周軸方向一様減肉)	C	0.29
第3抽気系統配管	必要最小板厚 (周軸方向一様減肉)	C	0.93
第4抽気系統配管	実測データに基づく板厚 (周軸方向一様減肉)	C	0.76
第5抽気系統配管	実測データに基づく板厚 (周軸方向一様減肉)	C	0.94
第6抽気系統配管	必要最小板厚 (周軸方向一様減肉)	C	0.57
タービングラント蒸気系統配管	必要最小板厚 (周軸方向一様減肉)	C	0.90
補助蒸気系統配管	実測データに基づく板厚 (周軸方向一様減肉)	C	0.88
2次系復水系統配管	必要最小板厚 (周軸方向一様減肉)	C	0.93
2次系ドレン系統配管	実測データに基づく板厚 (周軸方向一様減肉)	C	0.97

*1：応力比=一次応力／許容応力

表3.5-26 玄海3号炉 母管の腐食（流れ加速型腐食）に対する評価結果
(蒸気発生器ブローダウン系統配管)

評価対象	減肉評価条件	耐震重要度	応力比 ^{*1}	
			一 次	一次+二次
蒸気発生器ブローダウン系統配管	必要最小板厚 (周軸方向一様減肉)	S	Ss	0.54
			Sd	0.80
				0.61

*1：応力比=地震時応力／許容応力

3.5.6 保全対策に反映すべき項目の抽出

配管減肉において、肉厚測定による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管については、今後の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。なお、設備対策を行った場合は、その内容も反映した耐震安全性評価を実施する。

3.6 弁

本章は、玄海 3 号炉で使用されている主要な弁に係る経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。なお、玄海 3 号炉の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.6.1 評価対象機器

玄海 3 号炉で使用されている主要な弁（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。なお、評価対象弁を表3.6-1～表3.6-13に示す。

3.6.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象弁をタイプ等を基に分類しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。また、系統に一部上位クラスの弁（CV隔離弁）が含まれる場合は、表3.6-2～表3.6-13の「耐震重要度」欄に、上位クラスの耐震重要度を代表して記載する。

各分類における、本検討での代表機器を表3.6-1～表3.6-13の「耐震安全性評価代表機器」に示す。

なお、一般弁及び弁駆動装置のサポートは配管のサポートと同様であり、3.5章配管「配管サポート」にて評価を実施している。

表3. 6-1 (1/3) 玄海3号炉 仕切弁の代表弁

1：機能性は量と位の機能を示す

質問2：重慶クラスとは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを二つ挙げよ。

*3: 最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器の重要度クラス3の機器

表3.6-1 (2/3) 玄海3号炉 仕切弁の代表弁

設置場所	分離基準		該当系統	口径(B)	重要度 ^{*1}	代表系統選定基準		耐震重要度 〔技術評価書 代表機器〕	耐震性 評価 代表機器	代表弁		
	内部流体	材料				最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)					
屋内	給水	炭素鋼	8 蒸気発生器プローダウソ 系統	3 高 ^{*3}	高 ^{*3}	約8.2	約298	C	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	補助給水隔離弁(3B) 補助給水隔離弁(3B)		
	59 2次系復水系統		1~20 高 ^{*3}	約4.1	約80~200	C						
	15 补助給水系統		3~8 MS-1、重 ^{*2}	約12.1、約12.7	約40、約298	S、重 ^{*2}						
	17 补助蒸気系統		3、4 高 ^{*3}	大気圧~約1.8	約100、約185	C						
	75 2次系ドレン系統		1~14 高 ^{*3}	約0.05~8.2	約115~298	C						
	37 主給水系統 ^{*4}	炭素鋼 低合金鋼	2~28 MS-1、高 ^{*3}	約1.4、約10.3	約200~298	S						
	蒸気発生器プローダウソ 系統	ステンレス鋼	8 高 ^{*3}	約8.2	約298	C						
	1 余熱除去系統		6 重 ^{*2}	約4.5	約200	重 ^{*2}						
	3 原子炉格納容器スプレイ 系統		6、8 重 ^{*2}	大気圧~約2.7	約395、約150	重 ^{*2}						
	2 2次系復水系統		20 高 ^{*3}	約4.1	約200	C						
屋外	4 2次系ドレン系統		3 高 ^{*3}	約0.25、約0.45	約140、約155	C						
	7 补助給水系統		6~10 MS-1、重 ^{*2}	大気圧、約12.7	約40、約95	S、重 ^{*2}	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	AFWPミニホール・アフローライブ水タップ 入口弁(6B)				
	2 原子炉補機冷却水系統		3 重 ^{*2}	約1.4、約20.0	約95	重 ^{*2}						
	4 使用済燃料ピット淨化冷却系統	空気	4 重 ^{*2}	約2.7	約40	重 ^{*2}						

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：最高使用温度が95°Cを超える場合、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*4：2次系給水系統を含む

表3.6-1 (3/3) 玄海3号炉 仕切弁の代表弁

分離基準			該当系統			代表系統選定基準			耐震性評価代表機器		代表弁	
設置場所	内部流体	材 料	台数	口径(B)	重要度 ^{*1}	最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)	耐震重要度	[技術評価]代表機器	RCP, 余剰抽出冷却器CCW入口弁 外隔離弁 (12B)	代表弁	
屋 内	ヒドリシン水 油	炭素鋼 鉄	74	原子炉補機冷却水系統	1・1/2 ~22	MS-1、重 ^{*2}	約1.4	約95~175	S、重 ^{*2}	○	○	
			4	制御用空気系統	2	MS-1	約1.4	約95	S			
			4	非常用ディーゼル発電機 系統	8	MS-1	約0.78	約85	S			
			1	潤滑・制御油系統	3	MS-1	大気圧	約80	S			
屋 内	純 水 空 気	炭素鋼 水	22	空調用冷水系統	2・1/2 ~10	MS-1	約0.98	約45	S			
			10	非常用ディーゼル発電機 系統	1・1/2、 8	MS-1	約0.49	約65、約90	S	○	○	
			2	原子炉格納容器スプレイ 系統	8	重 ^{*2}	約2.1	約95	重 ^{*2}			
			2	原子炉補機冷却海水系統	8	重 ^{*2}	約0.69	約50	重 ^{*2}	○	○	
屋 外	海 水	炭素鋼 (ライニッカ)	2	原子炉補機冷却海水系統					原子炉補機冷却海水供給バル 止弁 (移動式大容量ポンプ) (8B)			

*1: 機能は最上位の機能を示す。

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す。

表3.6-2 (1/5) 玄海3号炉 玉形弁の代表弁

設置場所	分離基準 内部流体	台数 材 料	該当系統	代表系統選定基準				[技術評価 代表機器 安全性 評価 代表機器 弁
				口径(B)	重要度 [*]	使 用 条 件	耐震 重要度 (℃)	
屋 内	1次冷却材 ほう酸水	ステンレス鋼	8 1次冷却材系統	2~4	PS-1、重 ^{*2}	約17.2	約343、約360	S、重 ^{*2}
			84 化学体積制御系統	3/4~3	PS-1、MS-1 PS-2、高 ^{*3} 重 ^{*2}	約0.05~20.0	約65~343	S、重 ^{*2}
	1 使用燃料ヒット淨化冷却系統		4	MS-2		約1.4	約95	S ○
	2 燃料取替用水系統		4	MS-2		約1.4	約95	S ○
	14 液体廃棄物処理系統		1·1/2~4	MS-1、高 ^{*3}		約0.98~2.1	約95~150	B ○
	47 1次系試料採取系統		3/8、3/4	MS-1、MS-2 高 ^{*3}		約1.4~17.2	約95~360	S ○
	20 安全注入系統		3/4~6	MS-1、高 ^{*3} 重 ^{*2}		約16.7~20.0	約150	S、重 ^{*2}
	6 余熱除去系統		2~6	MS-1、PS-2 重 ^{*2}		約4.5	約200	S、重 ^{*2}
	7 原子炉格納容器スプレイ 系統		3~8	MS-1、高 ^{*3}		約2.7	約150	S ○
	10 原子炉格納容器スプレイ 系統		3	MS-1		約0.07、約2.7	約65、約150	S ○
	屋 内 副生リダ溶液	ステンレス鋼	10 液体廃棄物処理系統	1~3	MS-1、高 ^{*3}	約0.98	約144、約150	S ○ ○
			7 固体廃棄物処理系統	3/4~2	高 ^{*3}	大気圧~約0.98	約120	C ○ ○
	36 主蒸気系統	炭素鋼 低合金鋼	3/4~8	MS-1、高 ^{*3} 重 ^{*2}		約8.2	約298	S、重 ^{*2}
	12 タービングラント蒸気系統		2~8	高 ^{*3}		約0.69~8.2	約175~298	C ○ ○
屋 外	内 蒸 気		43 助蒸気系統	3/4~8	高 ^{*3}	約0.09~8.2	約170~298	C ○ ○
			2 2次系ドレン系統	6	高 ^{*3}	約1.4	約200	C ○ ○
	内 蒸 気	ステンレス鋼	3 补助蒸気系統	1、4	高 ^{*3}	約0.93、約13.2	約185、約240	C ○ ○ ○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：最高使用温度が95°Cを超える場合、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.6-2 (2/5) 玄海3号炉 玉形弁の代表弁

設置場所	分離基準 内部流体	台数 材 料	該当系統	口径(B)	重要度 ^{*1}	代表系統選定基準			「技術評価」 代表機器
						最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)	使 用 条 件	
屋内 屋外	内 給 水	炭素鋼 炭素鋼 低合金鋼 系統	14 2次系復水系統	1/2~20	高 ^{*3}	約4.1	約80、約200	C	○ ○ ○ ○ ○
			8 补助蒸気系統	1・1/2~4	高 ^{*3}	約0.69~1.8	約100	C	
			23 蒸気発生器プローダヴァン	3/4~8	MS-1、高 ^{*3}	大気圧~約8.2	約100~298	S	
			9 补助給水系統	1/2、3	MS-1、重 ^{*2}	約12.1、約12.7	約40	S、重 ^{*2}	
			21 2次系ドレン系統	2~10	高 ^{*3}	約0.05~8.2	約115~298	C	
	内 給 水	炭素鋼 炭素鋼 鉄 系統	17 主給水系統 ^{*4}	1~16	MS-2、高 ^{*3}	約10.3	約200、約235	S	○ ○ ○ ○ ○
			14 空調用冷水系統	1~6	MS-1	約0.98	約45、約144	S	
			26 非常用ディーゼル発電機 系統	1・1/4~8	MS-1	約0.49	約65、約90	S	
			1 消火系統	4	MS-1	約1.5	約144	S	
			2 1次冷却水系統	3	MS-1	約1.4	約144	S	
屋内 屋外	内 過 水	炭素鋼 ステンレス鋼 系統	1 化学体積制御系統	2	MS-2	約1.4	約65	S	○ ○ ○ ○ ○
			40 蒸気発生器プローダヴァン 系統	3/8	MS-1、高 ^{*3}	約8.2	約65、約298	S	
			2 原子炉格納容器スプレイ 系統	6	重 ^{*2}	約2.1	約40	重 ^{*2}	
			1 2次系復水系統	1/2	高 ^{*3}	約4.1	約80	C	
			7 补助給水系統	2~6	MS-1、高 ^{*3}	約12.1、約12.7	約40	S	
	外 給 水	素 留 油	16 液体廃棄物処理系統	3/4~2	高 ^{*3}	約0.98	約150	C	○ ○ ○ ○ ○
			9 潤滑・制御油系統	1/2、3/4	MS-1、高 ^{*3}	約0.69~3.3	約80、約150	S	
			4 非常用ディーゼル発電機 系統	3/4、2	MS-1、重 ^{*2}	大気圧、約0.78	約50、約85	S、重 ^{*2}	
			5 大容量空冷式送電機系統	1・1/2、2	重 ^{*2}	大気圧、約0.40	約40	重 ^{*2}	

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：最高使用温度が95°Cを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*4：2次系給水系統を含む

表3.6-2 (3/5) 玄海3号炉 玉形弁の代表弁

分離基準			該当系統			代表系統選定基準			耐震性評価代表機器	
設置場所	内部流体	材料	台数	口径(B)	重要度*1	最高使用圧力 [MPa [gage]]	最高使用温度 (°C)	耐震重要度	[技術評価]代表機器	代表弁
屋内	空気	素鋼 炭素鋼 銅 銅合金 希ガス等	1 次冷却材系統	1・1/2	MS-1	約0.98	約144	S	蓄圧シック塞素供給バン外隔離弁 (1B)	○
			原子炉補機冷却水系統	3/4、1	重*2	約0.98	約95	重*2		
			気体廃棄物処理系統	3/4	PS-2	約0.98	約95	B		
			安全注入系統	1	MS-1	約17.2	約144	S		
			原子炉補機冷却水系統	3/4	重*2	約1.4	約95	重*2		
			非常用ディーゼル発電機系統	3/8	MS-1	約3.2	約50	S		
			制御用空気系統	3/4～4	MS-1、重*2	約0.83	約50～250	S、重*2		
			所内用空気系統	2	MS-1	約0.83	約144	S		
			2 消火系統	1・1/4、4	高*3	約10.8	約40	C		
			11 消火系統	3/4～4	高*3	約10.8	約40	C		
			4 空調用冷水系統	1/4	MS-1	約0.39	約100	S		

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：最高使用温度が95°Cを超える、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.6-2 (4/5) 玄海3号炉 玉形弁の代表弁

設置場所	内部流体	材 料	台数	該当系統	口径(B)	重要度 ^{*1}	代表系統運定基準			耐震重要度 (℃)	[技術評価]代表機器 評価	代 表 弁
							最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (℃)	使 用 条 件			
屋 内	希ガス等	ステンレス鋼	2	1 次冷却材系統	3/8	MS-1	約0.69	約170	S	○	○	PRT 自動化分析ライン内隔離弁 (3/8B)
			2	化学体積制御系統	3/4	MS-2	約0.49	約95	S			
			18	気体廃棄物処理系統	3/8～1	PS-2、高 ^{*3}	約0.69、約0.98	約95～400	S			
			10	液体廃棄物処理系統	3/8～2	MS-1、高 ^{*3}	約0.39～0.98	約144、約150	S			
			1	液体廃棄物処理系統	2	MS-1	約0.98	約144	S			
			2	炉内核計算ガスバージ系 統	3/4	MS-1	約0.39	約144	S			
			2	原子炉補機冷却水系統	6	重 ^{*2}	約1.4	約175	重 ^{*2}			
			6	1次系試料採取系統	3/8、 3/4	MS-1、高 ^{*3} 重 ^{*2}	約0.98	約95、約144	S、重 ^{*2}			
			5	空気サンプリング系統	1	MS-1、高 ^{*3} 重 ^{*2}	約0.39、約0.98	約144	S、重 ^{*2}			
			4	換気空調系統	2	重 ^{*2}	大気圧	約40	重 ^{*2}			
窒 素 炭酸ガス 空 気			10	非常用ディーゼル発電機 系統	3/8～1	MS-1、高 ^{*3}	約3.2	約50、約90	S			
			41	制御用空氣系統	1～3	MS-1、重 ^{*2}	約0.83、約0.98	約50、約144	S、重 ^{*2}			

*1：機能は最上位の機能を示す。

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す。

*3：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.6-2 (5/5) 玄海3号炉 玉形弁の代表弁

設置場所	分離基準	台数	該当系統	口径(B)	重要度 ^{*1}	代表系統選定基準		耐震重要度	耐震性評価機器代表機器	代表弁
						最高使用圧力(MPa [gage])	最高使用温度(°C)			
屋内	ヒドリシン水	炭素鋼	12 化学体積制御系統	1/2、3/4	MS-1、重 ^{*2}	約1.4	約95	S、重 ^{*2}	○	CHP, ホゾフ, モータCCW出口弁(3B)
	内部流体	材料	72 原子炉補機冷却水系統	1/2~6	MS-1、MS-2 重 ^{*2}	約1.4	約95	S、重 ^{*2}		
	安全注入系統		8 安全注入系統	1/2、3/4	MS-1	約1.4	約95	S		
	余熱除去系統		8 余熱除去系統	1/2、3/4	MS-1	約1.4	約95	S		
	原子炉格納容器スプレイ		8 原子炉格納容器スプレイ 系統	1/2、3/4	MS-1	約1.4	約95	S		
	制御用空氣系統		12 制御用空氣系統	1、1·1/2	MS-1	約1.4	約95	S		
	制御用空氣系統		4 制御用空氣系統	1	MS-1	約1.4	約95	S		
	空調用冷水系統		24 空調用冷水系統	1/4、3/4	MS-1	約0.10	約100	S		
	空調用冷水系統		28 空調用冷水系統	1/4~3/4	MS-1	約0.10、約0.39	約75、約100	S		
	アルミニウム合金	炭素鋼	1 潤滑・制御油系統	1/2	高 ^{*3}	約2.8	約80	C		
屋外	非常用ディーゼル発電機		36 非常用ディーゼル発電機 系統	3/4~6	MS-1、重 ^{*2}	大気圧~約0.69	約40~85	S、重 ^{*2}	○	SWP 電動機冷却水咬り弁(1B)
	潤滑・制御油系統		15 潤滑・制御油系統	1/4~ 2·1/2	MS-1、高 ^{*3}	約0.49~3.9	約70~100	S		
	原子炉補機冷却海水系統	炭素鋼 (ライダック)	4 原子炉補機冷却海水系統	1	MS-1	約0.70	約50	S		

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：最高使用温度が95°Cを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.6-3 玄海3号炉 バタフライ弁の代表弁

設置場所	分離基準 内部流体	台数 材 料	該当系統	口径(B)	重要度 ^{*1}	代表系統選定基準			「技術評価」 代表機器	耐震性 安全評価 代表機器	代 表 弁
						最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)	使 用 条 件			
屋 内	1次冷却材 ほう酸水	ステンレス鋼	4	余熱除去系統	8、10	MS-1、PS-2 重 ^{*2}	約4.5	約200	S、重 ^{*2}	○	○
屋 内	液 液	ステンレス鋼	4	液体廃棄物処理系統	4	高 ^{*3}	約0.98	約150	C		
屋 内	蒸 気	炭素鋼	2	液体廃棄物処理系統	6	高 ^{*3}	約0.98	約150	B	○	○
屋 内				タービングランド蒸気系 統	10	高 ^{*3}	大気圧	約155	C	○	○
屋 内				補助蒸気系統	φ1800	高 ^{*3}	負 壓	約120	C		
屋 内	ヒドラツク水	炭素鋼	4	原子炉補機冷却水系統	14、16	MS-1	約1.4	約95	S	○	○
				空調用冷水系統	4、6	MS-1	約0.98	約45	S		
	純 水	鉄 媒	4	空調用冷水系統	3	MS-1	約0.10	約100	S		
	冷 空	鉄	4	空調用冷水系統	3~48	MS-1、高 ^{*3} 重 ^{*2}	約0.01~0.83	約65~144	S、重 ^{*2}	○	○
屋 内	海 水	炭素鋼 (ライニッケル)	29	原子炉補機冷却海水系統	8~28	MS-1、重 ^{*2}	約0.69~0.98	約50	S、重 ^{*2}	○	○
屋 内			8	非常用ディーゼル発電機 系統	6	MS-1	約0.69	約50	S		

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：最高使用温度が95°Cを超える、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.6-4 玄海3号炉 ダイヤフラム弁の代表弁

設置場所	分離基準 内部流体	合数 材 料	該当系統	口径(B)	重要度 ^{*1}	代表系統運定基準		耐震重要度	耐震性評価 代表機器	耐震安全評価 代表機器
						最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)			
屋内	1次冷却材 ほう酸水	12 ステンレス鋼	化学体積制御系統	2, 3	PS-2、高 ^{*2}	約32.1	約65	S	原子炉キャビティ浄化泵りライ ン外隔離弁(4B)	○
		2 ステンレス鋼	使用済燃料ピット淨化冷却系統	3	MS-2	約1.4	約95	S		
		5 ステンレス鋼	燃料取替用水系統	4	MS-1、MS-2	大気圧、約1.4	約95、約144	S		
屋内	純水	1 ステンレス鋼	1次系補給水系統	2	MS-1	約0.98	約144	S	ガスサーボジアンク入口弁(1B)	○
		16 ステンレス鋼	気体廃棄物処理系統	3/4, 1	PS-2, MS-2	約0.98	約95	B		
屋内	希ガス等 海水	27 鉄 (ライニッケル)	原子炉補機冷却海水系統	1~2	MS-1、重 ^{*3}	約0.69、約0.70	約50	S、重 ^{*3}	SWP 電動機冷却水ライン止弁 (2B)	○
		2 ステンレス鋼	非常用ディーゼル発電機 系統	2	MS-1	約0.69	約50	S		

^{*1}: 機能は最上位の機能を示す。^{*2}: 最高使用温度が95°Cを超える、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器^{*3}: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す。

表3.6-5 (1/3) 玄海3号炉 スイシング逆止弁の代表弁

設置場所	内部流体	材 料	台数	該当系統	口径(B)	重要度 ^{*1}	代 表 系 統 運 定 基 準		耐震重要度	耐震性評価代表機器	代 表 弁
							最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)			
屋 内	1次冷去附 ほうう酸水	ステンレス鋼	12	化学体積制御系統	3~6	PS-1、MS-1 PS-2、高 ^{*2} 重 ^{*3}	約0.98~20.0	約65~343	S、重 ^{*3}		
			1	使用済燃料ピット淨化冷却系統	4	MS-2	約1.4	約95	S		
			4	燃料取替用水系統	4	MS-1、MS-2	大気圧~約1.4	約95、約144	S		
			1	液体廃棄物処理系統	3	高 ^{*2}	約2.1	約95	C		
			18	安全注入系統	4~16	PS-1、MS-1 重 ^{*3}	約0.39~17.2	約144~343	S、重 ^{*3}	○	蓄圧タック出口第二逆止弁(12B)
			12	余熱除去系統	6~16	PS-1、MS-1 重 ^{*3}	約4.5、約17.2	約200、約343	S、重 ^{*3}	○	
			11	原子炉格納容器スプレイ系統	6~18	MS-1、重 ^{*3}	約0.39~2.7	約144、約150	S、重 ^{*3}		
			2	原子炉格納容器スプレイ系統	3	MS-1	約2.7	約150	S	○	よう素除去薬品注入ライン逆止弁(3B)
			10	主蒸気系統	6、28	MS-1、MS-2 重 ^{*3}	約8.2	約298	S、重 ^{*3}	○	主蒸気隔離弁(28B)
			12	抽氣系統	18~28	高 ^{*2}	約0.05~0.44	約115~225	C		
			8	補助蒸気系統	4~12	高 ^{*2}	約0.93~8.2	約185~298	C		

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95°Cを超える場合、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.6-5 (2/3) 玄海3号炉 スイシング逆止弁の代表弁

設置場所	分離基準		該当系統	口径(B)	重要度 ^{*1}	代表系統選定基準			「技術評価」 代表機器 耐震性評価 代表機器	耐震重要度 C 重 ^{*3} S、重 ^{*3} S	代表弁 O ○ ○
	内部流体	材料				最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)	使 用 条 件			
屋内	蒸気水	ステンレス鋼	5 抽氣系統	16~32	高 ^{*2}	約1.4~3.4	約200~245	C	T/D AFWP ニードル-ライ/逆止弁(3B)		
		1 余熱除去系統	6	重 ^{*3}	約4.5	約200	重 ^{*3}				
		1 原子炉格納容器スプレイ系統	6	重 ^{*3}	約1.5	約95	重 ^{*3}				
		8 補助給水系統	3~10	MS-1、高 ^{*2} 重 ^{*3}	大気圧、約12.7	約40	S、重 ^{*3}				
		1 1次冷却材系統	3	MS-1	約1.4	約144	S				
	純空気油	4 使用済燃料ピット淨化冷却系統	4	重 ^{*3}	大気圧	約40	重 ^{*3}	M/D AFWP 出口逆止弁(6B)			
		5 潤滑・制御油系統	1、1·1/2	高 ^{*2}	約0.49	約100	C				
		1 大容量空冷式発電機系統	2	重 ^{*3}	大気圧	約40	重 ^{*3}				
		屋外内	4 空調用冷水系統	8	MS-1	約0.98	約45	S			
		6 非常用ディーゼル発電機系統	2·1/2、8	MS-1	約0.49	約90	S				
屋外	純水	2 原子炉格納容器スプレイ系統	8	重 ^{*3}	約1.5	約95	重 ^{*3}	M/D AFWP 出口逆止弁(6B)			
		3 2次系復水系統	18	高 ^{*2}	約4.1	約80	C				
		15 2次系ドレン系統	5~10	高 ^{*2}	約2.0~8.2	約115~298	C				
		7 主給水系統 ^{*4}	16~22	高 ^{*2}	約10.3	約200、約235	C				
		14 補助給水系統	3、6	MS-1、重 ^{*3}	約12.7	約40	S、重 ^{*3}				
		8 辅助蒸気系統	3、4	高 ^{*2}	約0.69、約1.8	約100	C				
		1 消火系統	4	MS-1	約1.5	約144	S				
		ろ過水									

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95°Cを超える場合

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：2次系給水系統を含む

表3.6-5 (3/3) 玄海3号炉 スイシング逆止弁の代表弁

設置場所	内部流体	材 料	台数	該当系統	口径(B)	重要度*1	代 表 系 統 運 定 基 準		耐震重要度	耐震性評価	安全評価	代 表 弁
							最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)				
屋 内	空 気	炭 素 鋼	6	制御用空気系統	3、6	MS-1	約0.83	約50、約250	S	○	○	口逆止弁(3B)
屋 内	ヒドロシン水 油	炭 素 鋼	5	原子炉補機冷却水系統	12、18	MS-1、重*3	約1.4	約95、約144	S、重*3	○	○	RCP、余剰抽出冷却器CCW入口 γ 弁隔離逆止弁(1B)
屋 外			2	潤滑・制御油系統	2・1/2	高*2	約2.8	約180	C			
屋 外			10	非常用ディアイゼル発電機 系統	3~8	MS-1、重*3	大気圧、約0.78	約40~85	S、重*3			
屋 外	海 水	炭 素 鋼 (ライダック)	4	原子炉補機冷却海水系統	22	MS-1、重*3	約0.98	約50	S、重*3	○	○	SWP出口逆止弁(2B)
屋 外	海 水	銅 合 金	6	原子炉補機冷却海水系統	1・1/2、2	MS-1	約0.69、約0.70	約50	S	○	○	SWP電動機冷却水ライン逆止弁(2B)

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95°Cを超える、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.6-6 (1/2) 玄海3号炉 リフト逆止弁の代表弁

設置場所	内部流体	材 料	台数	該当系統	口径(B)	重要度 ^{*1}	代 表 系統 運 定 基 準		耐震重要度	「技術評価」代表機器	耐震性評価機器	代 表 弁
							最高使用圧力(MPa [gage])	最高使用温度(°C)				
屋 内	1次冷却水 ほう酸水	ステンレス鋼	25	化学/体積制御系統	3/4~2	PS-1、MS-1 PS-2、重 ^{*2}	約0.98~20.0	約95~343	S、重 ^{*2}	○	○	加圧器補助スプレイ逆止弁(2B)
			1	燃料取替用水系統	3/4	MS-1	約0.39	約144	S			
			4	液体廃棄物処理系統	2	高 ^{*3}	約0.98	約150	C			
			6	1次系試料採取系統	3/8、 3/4	MS-1、MS-2 高 ^{*3}	約0.39~17.2	約95~360	S			
			14	安全注入系統	2	PS-1、MS-1 高 ^{*3} 、重 ^{*2}	約16.7~20.0	約150、約343	S、重 ^{*2}			
			屋 内	蒸 気 炭 素 鋼	4	補助蒸気系統	3/4、 1・1/2	MS-1、高 ^{*3}	約0.93	約185	S	○
屋 屋 内	水	ステンレス鋼	2	補助蒸気系統	1・1/2	高 ^{*3}	約1.8	約100	C	○	○	7&-アクロバット給水ポンプ逆止弁(1・1/2B)
			4	蒸気発生器プローダーウン	3/8	高 ^{*3}	約8.2	約65	C	○	○	M/D AFWPミニアクロバット逆止弁(2B)
			2	補助給水系統	2	MS-1	約12.7	約40	S	○	○	
			1	1次系補給水系統	2	MS-1	約0.98	約144	S			
			6	液体廃棄物処理系統	3/4、 1・1/2	高 ^{*3}	約0.98	約150	C			
			1	大容量空冷式発電機系統	1・1/2	重 ^{*2}	約0.40	約40	重 ^{*2}			

*1：機能は最上位の機能を示す。

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す。

*3：最高使用温度が95°Cを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.6-6 (2/2) 玄海3号炉 リフト逆止弁の代表弁

分離基準		該当系統		口径(B)	重要度 ^{*1}	使用条件		耐震重要度	耐震性評価機器代表機器	耐震性評価機器代表機器
設置場所	内部流体	材 料	台数			最高使用圧力(MPa [gage])	最高使用温度(°C)			
屋内	空気	銅素鋼	1	1 次冷却材系統	1・1/2	MS-1	約0.69	約144	S	蓄圧タンク窒素供給ライン隔離逆止弁(1B)
			1	安全注入系統	1	MS-1	約4.9	約144	S	
			1	所内用空氣系統	2	MS-1	約0.83	約144	S	
屋内	希ガス等 窒素 空気	銅合金	4	空調用冷水系統	1/4	MS-1	約0.39	約100	S	蓄圧タンク窒素供給ライン隔離逆止弁(1B)
			4	気体発棄物処理系統	1	PS-2	約0.98	約95	S	
			1	気体発棄物処理系統	3/4	PS-2	約0.98	約95	S	
			3	1次系試料採取系統	3/4	MS-1、高 ^{*3} 重 ^{*2}	約0.39、約0.98	約95、約144	S、重 ^{*2}	
			1	空気サンプリング系統	1	MS-1	約0.39	約144	S	
			29	2次系ドレン系統	1/2～4	設 ^{*4}	大気圧	約40	設 ^{*4}	
			10	非常用ディーゼル発電機 系統	1～2・1/2	MS-1、高 ^{*3}	約3.2	約90	S	
			6	制御用空氣系統	2	MS-1、重 ^{*2}	約0.83	約50、約144	S、重 ^{*2}	
			13	原子炉補機冷却海水系統	3～6	設 ^{*4}	大気圧	約40	設 ^{*4}	
			屋外	ヒドラジン水 油	1	原子炉補機冷却海水系統	3/4	MS-1	約1.4	約144
屋外	屋内	鉄 銅合 金	2	非常用ディーゼル発電機 系統	3/4	MS-1	約0.78	約85	S	
			1	潤滑・制御油系統	1/4	高 ^{*3}	約2.8	約80	C	
			4	潤滑・制御油系統	1・1/4	高 ^{*3}	約3.9	約70	C	
			4	空調用冷水系統	1/4	MS-1	約0.39	約100	S	

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*4：設計基準対象施設として評価対象とした機器及び構造物であることを示す

表3.6-7 (1/2) 玄海3号炉 安全逃がし弁の代表弁

設置場所	分離基準 内部流体	合数	該当系統	口径(B)	重要度 ^{*1}	代表系統選定基準		耐震重要度 「技術評価 代表機器」	耐震性 評価 代表機器	代表弁
						最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)			
屋内	1次冷却材 ほう酸水	3	1次冷却材系統	6	PS-1, MS-1 重 ^{*2}	約17.2	約360	S、重 ^{*2}	○	○ 加圧器安全弁(6B)
			化学体積制御系統	2~4	MS-1、高 ^{*3} 重 ^{*2}	約0.98~4.5	約95、約200	S、重 ^{*2}		
			安全注入系統	1	高 ^{*3} 、重 ^{*2}	約0.39	約144	S、重 ^{*2}		
		4	余熱除去系統	1、4	MS-1、高 ^{*3} 重 ^{*2}	約4.5	約200	S、重 ^{*2}		
			非常用ディーゼル発電機 系統	3/4	MS-1	約0.78	約85	C		
		2	化学体積制御系統	3	重 ^{*2}	約0.05	約95	重 ^{*2}		
			安全注入系統	1	重 ^{*2}	約4.9	約150	S、重 ^{*2}		
		4	制御用空気系統	1	重 ^{*2}	約0.83	約50	重 ^{*2}		
			空気	20	主蒸気系統	6	約38.2~8.6	約298	S、重 ^{*2}	
		5	補助蒸気系統	3~8	高 ^{*3}	約0.93、約3.1	約185、約240	C		
			2次系復水系統	1	高 ^{*3}	約4.5	約80、約85	C		
			2次系ドレン系統	3	高 ^{*3}	約0.05~3.2	約115~235	C		
			主給水系統 ^{*4}	1	高 ^{*3}	約10.3	約200	C		

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：最高使用温度が95°Cを超え、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*4：2次系給水系統を含む

表3.6-7 (2/2) 玄海3号炉 安全逃がし弁の代表弁

分離基準			該当系統			代表基準			耐震性評価		
設置場所	内部流体	材料	台数	口径(B)	重要度 ^{*1}	最高使用圧力(MPa [gage])	最高使用温度(°C)	耐震重要度	[技術評価]代表機器	耐震重要度	代表弁
屋内	ヒドリシン水 希ガス等	炭素鋼	1	原子炉補機冷却水系統	3/4	重 ^{*2}	約1.4	約95	重 ^{*2}	重 ^{*2}	
		炭素鋼	1	原子炉補機冷却水系統	4	重 ^{*2}	約0.34	約95	重 ^{*2}	重 ^{*2}	
		炭素鋼	1	原子炉補機冷却水系統	3/4	重 ^{*2}	約0.98	約50	重 ^{*2}	重 ^{*2}	
		銅合金	4	非常用ディーゼル発電機系統	3/4	MS-1、重 ^{*2}	約3.2	約90	S、重 ^{*2}	○	空気ため安全弁(3/4B)
	空気	銅合金	3	制御用空氣系統	1、2	高 ^{*3} 、重 ^{*2}	約0.44、約0.83	約50、約200	重 ^{*2}	重 ^{*2}	
		銅合金	1	消防系統	1・1/4	高 ^{*3}	約10.8	約40	C	C	
		鉄 鋳	6	潤滑・制御油系統	3/4	高 ^{*3}	約4.9	約70	C	C	
	屋外	油	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		炭酸ガス	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		炭素鋼	-	-	-	-	-	-	-	-	-

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：最高使用温度が95°Cを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.6-8 玄海3号炉 電動装置の代表弁

分離基準 電動機型式	台数	重要度*1 弁本体の 口径(B)	選定基準			耐震重要度 「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器	代表弁
			原子炉格 納容器内	原子炉格 納容器外	周囲温度			
交流	128	MS-1、重*2 3/8~26	○*3	○	約35~50°C	S、重*2	○	○
直流	5	MS-1、重*2 6~10	—	○*3	約40~50°C	S、重*2	○	T/D AFWP 駆動蒸気入 口弁 (SB-2D型、6B)

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：設計基準事故を考慮する

表 3.6-9 玄海 3 号炉 空気作動装置の代表弁

型 式	設置場所	台数	仕 様	選 定		基 準	耐 震 重要度	「技術評価」 代表機器	耐 震 安全性 評 価 代表機器	代 表 弁
				弁本体の 口径(B)	重 要 度 ^{*1}					
ダイヤフラム型 空気作動装置	屋 内	107	連続制御 ON-OFF制御	3/8~16	MS-1 重 ^{*2}	約40~50°C	S、重 ^{*2}	○	○	主蒸気逃がし弁 (連続制御 6B)
シリンドラ型 空気作動装置	屋 内	30	連続制御 ON-OFF制御	1~48	MS-1 重 ^{*2}	約40~50°C	S、重 ^{*2}	○	○	主蒸気隔離弁 (ON-OFF制御 28B)

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.6-10 玄海3号炉 主蒸気止め弁の代表弁

機器名称 (台数)	重要度 ^{*1}	使 用 条 件		耐震重要度	「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器
		最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)			
主蒸気止め弁 (4)	高 ^{*2}	約8.2	約298	C	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95°Cを超える、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.6-11 玄海3号炉 蒸気加減弁の代表弁

機器名称 (台数)	重要度 ^{*1}	使用条件		耐震重要度 〔最高使用温度(°C)〕	「技術評価」 代表機器	耐震性 評定 代表機器
		最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)			
蒸気加減弁 (4)	高 ^{*2}	約8.2	約298	C	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95°Cを超える、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.6-12 玄海3号炉 インターセプト弁及び再熱蒸気止め弁の代表弁

機器名称 (台数)	重要度 ^{*1}	使 用 条 件		耐震重要度 〔最高使用温度(°C)〕	「技術評価」 〔代表機器〕	耐震性 評定 代表機器
		最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)			
インターフロート弁 (6)	高 ^{*2}	約1.4	約298	C	○	○
再熱蒸気止め弁 (6)	高 ^{*2}	約1.4	約298	C	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：最高使用温度が95°Cを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表 3.6-13 玄海 3 号炉 タービン動主給水ポンプ駆動タービン蒸気止め弁及び蒸気加減弁の代表弁

機器名称 (台数)	重要度 ^{*1}	使用条件		耐震重要度 (℃)	「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器
		最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (℃)			
タービン動主給水ポンプ駆動 タービン高压蒸気止め弁 (2)	高 ^{*2}	約 8.2	約 298	C	○	○
タービン動主給水ポンプ駆動 タービン高压蒸気加減弁 (2)	高 ^{*2}	約 8.2	約 298	C	○	○
タービン動主給水ポンプ駆動 タービン低圧蒸気止め弁 (2)	高 ^{*2}	約 1.4	約 298	C	○	○
タービン動主給水ポンプ駆動 タービン低圧蒸気加減弁 (2)	高 ^{*2}	約 1.4	約 298	C	○	○

*1 : 機能は最上位の機能を示す

*2 : 最高使用温度が95°Cを超える、又は最高使用圧力が1,900kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

3.6.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.6.2項で選定した代表弁について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「玄海原子力発電所3号炉弁の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を保全対策を考慮し以下のとおり整理した。（表3.6-14～表3.6-26参照）

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないものの（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表3.6-14～表3.6-26に記載した。

表3. 6-14(1/2) 玄海3号炉 仕切弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」 評価結果概要 ^{*1}
			余熱除去ライン ループ高温側出口弁	主蒸気逃がし弁 元弁	第6抽気 脱気器入口弁	
ハウジングの 維持	弁箱	疲労割れ	○	—	—	—

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3. 6-14(2/2) 玄海3号炉 仕切弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要 ^{*1}
			AFWPミニフロー・フルフローライン復水タンク入口弁	RCP, 余剰抽出冷却器CCW入口ライン外隔離弁	シリンドラ冷却水ポンプ入口弁	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3. 6-15(1/3) 玄海3号炉 玉形弁に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」 評価結果概要*1
			抽出ライン止弁	よう素除去 薬品注入弁	C/Vサンプボンブ 出口ライン内隔離弁	
ハウンドリの 維持	弁箱	疲労割れ	○	—	—	—

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

－：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3. 6-15(2/3) 玄海3号炉 玉形弁に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」 評価結果概要 ^{*1}
			スチームコンバータ 加熱蒸気圧力 制御弁 (小弁)	S G B D外隔離弁	S / G サンプル ライン外隔離弁	
—	—	—	—	—	—	蓄圧タンク 窒素供給ライン 外隔離弁

—：経年劣化事象が考慮されないもの
 *1：「×」としたものの理由を記載

表3. 6-15(3/3) 玄海3号炉 玉形弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			PRT 自動ガス分析 ライン内隔離弁	CHP, ポンプ, モータ CW出口弁	SWP電動機冷却水絞り弁	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3. 6-16 (1/2) 玄海3号炉 バタフライ弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			余熱除去冷却器 出口流量設定弁	廃液蒸発装置 濃縮液ポンプ入口弁	グランド蒸気復水器 排気ファン入口弁	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3. 6-16 (2/2) 玄海3号炉 バタフライ弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*
			スプレイクーラ CCW第1出口弁	C/V水素/パージ 給気ライン内隔離弁	SWP出口弁	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-17 玄海3号炉 ダイヤフラム弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			原子炉キャビティ 淨化戻りライン 外隔離弁	ガスサージタンク 入口弁	SWP電動機冷却水 ライン止弁	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3. 6-18(1/3) 玄海3号炉 スイシング逆止弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代 表 機 器		「技術評価」評価結果概要*
			蓄圧タンク出口 第二逆止弁	よう素除去薬品注入 ライン逆止弁	
バウンダリの維持	弁箱	疲労割れ	○	—	主蒸気隔壁弁 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3. 6-18(2/3) 玄海3号炉 スイング逆止弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器			「技術評価」評価結果概要*
			T/D	AFWP	M/D 出口逆止弁	
—	—	ミニフローライン逆止弁 —	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3. 6-18(3/3) 玄海3号炉 スイング逆止弁に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」 評価結果概要*
			RCP, 余剰抽出冷却器 CCW入口ライン 隔離逆止弁	SWP出口逆止弁	SWP電動機冷却水 ライン逆止弁	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3. 6-19(1/2) 玄海3号炉 リフト逆止弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代 表 機 器				「技術評価」評価結果概要*1
			加圧器補助スプレイ逆止弁	C/V補助蒸気供給ライン隔離逆止弁	スチームコンバータ給水ポンプミニフロー逆止弁	M/D AFWPミニフローライン逆止弁	
ハウジングの維持	弁箱	疲労割れ	○	—	—	—	高齢年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

－：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3. 6-19(2/2) 玄海3号炉 リフト逆止弁に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部位	経年劣化事象	代 表 機 器		「技術評価」 評価結果概要*1
			蓄圧タンク 窒素供給ライン 隔離逆止弁	制御用空気供給ライン 隔離逆止弁	
—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-20 玄海3号炉 安全逃がし弁に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要 ^{*1}
			加圧器安全弁	主蒸気安全弁	空気だめ安全弁	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-21 玄海3号炉 電動装置に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器				「技術評価」評価結果概要*1
			余熱除去ラインループ高温側 出口弁電動装置	T／D AFWP 駆動蒸気入口弁電動装置			
—	—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-22 玄海3号炉 空気作動装置に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		「技術評価」評価結果概要*
			主蒸気逃がし弁 空気作動装置	主蒸気隔壁弁 空気作動装置	
—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-23 玄海3号炉 主蒸気止め弁に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象		「技術評価」評価結果概要*1
		代 表 機 器	主蒸気止め弁	
—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-24 玄海3号炉 蒸気加減弁に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1	
			代 表 機 器	蒸気加減弁
—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-25 玄海3号炉 インターセプト弁及び再熱蒸気止め弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		'技術評価' 評価結果概要 ^{*1}
			インターフェース ト弁	再熱蒸気止め弁	
—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3.6-26 玄海3号炉 タービン動主給水ポンプ駆動タービン蒸気止め弁及び蒸気加減弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代 表 機 器			「技術評価」評価結果概要*1
			タービン動主給水ポンプ 駆動タービン 高压蒸気止め弁	タービン動主給水ポンプ 駆動タービン 高压蒸気止め弁	タービン動主給水ポンプ 駆動タービン 低圧蒸気止め弁	
—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.6.3項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とすることとした。(表3.6-27～表3.6-39に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧表を示す)

a. 仕切弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

仕切弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.6-14)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・弁箱の疲労割れ [余熱除去ラインループ高温側出口弁]

本経年劣化事象については弁の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象(表3.6-27で◎となっているもの)とした。

b. 玉形弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

玉形弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.6-15)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・弁箱の疲労割れ [抽出ライン止弁]

本経年劣化事象については弁の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象(表3.6-28で◎となっているもの)とした。

c. パタフライ弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

パタフライ弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.6-16)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。

(表3.6-29参照)

d. ダイヤフラム弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

ダイヤフラム弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.6-17）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。
(表3.6-30参照)

e. スイング逆止弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

スイング逆止弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.6-18）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・弁箱の疲労割れ [蓄圧タンク出口第二逆止弁]

本経年劣化事象については弁の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象（表3.6-31で◎となっているもの）とした。

f. リフト逆止弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

リフト逆止弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.6-19）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・弁箱の疲労割れ [加圧器補助スプレイ逆止弁]

本経年劣化事象については弁の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象（表3.6-32で◎となっているもの）とした。

g. 安全逃がし弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

安全逃がし弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.6-20）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.6-33参照）

h. 電動装置において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

電動装置において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.6-21）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.6-34参照）

i. 空気作動装置において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

空気作動装置において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.6-22）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.6-35参照）

j. 主蒸気止め弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

主蒸気止め弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.6-23）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.6-36参照）

k. 蒸気加減弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

蒸気加減弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.6-24）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.6-37参照）

l. インターセプト弁及び再熱蒸気止め弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

インターフロント弁及び再熱蒸気止め弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.6-25）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.6-38参照）

m. タービン動主給水ポンプ駆動タービン蒸気止め弁及び蒸気加減弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

タービン動主給水ポンプ駆動タービン蒸気止め弁及び蒸気加減弁において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.6-26）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表3.6-39参照）

表3. 6-27 (1/2) 玄海3号炉 仕切弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		
		余熱除去ライン ループ高温側出口弁	主蒸気 逃がし弁元弁	第6抽気 脱気器入口弁
弁箱	疲労割れ	◎	—	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3. 6-27 (2/2) 玄海3号炉 仕切弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	
	A FWPミニフロー・ フルフローライン 復水タンク入口弁	R C P, 余剰抽出冷却器 C C W入口ライン外隔離弁	シリンドラ冷却水ポンプ 入口弁
—	—	—	原子炉補機冷却海水 供給ライン止弁 (移動式大容量ポンプ車側) —

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-28 (1/3) 玄海3号炉 玉形弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	
弁箱	抽出ラン止弁 よう素除去薬品注入弁	C／Vサンプポンプ 出口ライン内隔離弁	主蒸気逃がし弁
疲労割れ	◎	—	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3. 6-28 (2/3) 玄海3号炉 玉形弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	
	スチームコンバータ 加熱蒸気圧力制御弁 (小弁)	S G B D外隔離弁	S / G サンプルライン 外隔離弁
—	—	—	蓄圧タンク 窒素供給ライン 外隔離弁

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3. 6-28 (3/3) 玄海3号炉 玉形弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	P R T 自動ガス分析ライン 内隔壁弁	C H P, ポンプ, モータ C C W出口弁	代 表 機 器
—	—	—	—	S W P電動機冷却水絞り弁
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-29 玄海3号炉 バタフライ弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器				
		余熱除去冷却器 出口流量設定弁	廃液蒸発装置 濃縮液ポンプ 入口弁	グランド蒸気 復水器排気ファン 入口弁	スプレイクーラ CCW第1出口弁	C/V水素ページ 給気ライン 内隔離弁
—	—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-30 玄海3号炉 ダイヤフラム弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
—	原子炉キャビティ 浄化戻りライン外隔離弁	ガスサーナンク入口弁
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3. 6-31 (1/3) 玄海3号炉 スイシング逆止弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
	蓄圧タンク出口 第二逆止弁	よう素除去薬品 注入ライン逆止弁 主蒸気隔離弁
弁箱	疲労割れ	◎ — —

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3. 6-31 (2/3) 玄海3号炉 スイシング逆止弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器			
		T/D	A F W P	M/D	A F W P
—	ミニフローライン逆止弁	—	—	出口逆止弁	制御用空気除湿装置 吸着塔出口逆止弁
—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3. 6-31 (3/3) 玄海3号炉 スイシング逆止弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
—	RCP, 余剰抽出冷却器 CCW入口ライン隔離逆止弁	SWP出口逆止弁
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-32 (1/2) 玄海3号炉 リフト逆止弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部位	経年劣化事象	代表機器			
		加圧器補助 スプレイ逆止弁	C/V補助蒸気 供給ライン隔離逆止弁	スチームコンソバータ 給水ポンプ ミニフロー逆止弁	M/D AFWP ミニフローライン逆止弁
弁箱	疲労割れ	◎	—	—	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3. 6-32 (2/2) 玄海3号炉 リフト逆止弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部位		経年劣化事象		代表機器	
		蓄圧タンク窒素供給ライン 隔離逆止弁		制御用空気供給ライン 隔離逆止弁	RCP, 余剰抽出冷却器 CCW出口ライン 隔離バイパス弁
—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-33 玄海3号炉 安全逃がし弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器	空気だめ安全弁
—	加圧器安全弁	主蒸気安全弁	—
—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-34 玄海3号炉 電動装置の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
	余熱除去ライフループ高温側 出口弁電動装置	T／D AFWP 駆動蒸気入口弁電動装置
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-35 玄海3号炉 空気作動装置の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
	主蒸気逃がし弁空気作動装置	主蒸気隔離弁空気作動装置
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-36 玄海3号炉 主蒸気止め弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
—	—	主蒸気止め弁
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-37 玄海3号炉 蒸気加減弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
—	—	蒸気加減弁
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-38 玄海3号炉 インターセプト弁及び再熱蒸気止め弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
—	インターフロート弁	再熱蒸気止め弁
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.6-39 玄海3号炉 タービン動主給水ポンプ駆動タービン蒸気止め弁及び蒸気加減弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	タービン動主給水ポンプ 駆動タービン 高压蒸気止め弁	タービン動主給水ポンプ 駆動タービン 高压蒸気加減弁	タービン動主給水ポンプ 駆動タービン 低压蒸気止め弁	代 表 機 器
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.6.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

前項にて整理し抽出した経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して耐震安全性評価を実施する。

(1) 弁箱の疲労割れに対する耐震安全性評価

[余熱除去ラインループ高温側出口弁、抽出ライン止弁、蓄圧タンク出口第二逆止弁、加圧器補助スプレイ逆止弁]

耐震安全性評価では、弁と配管の接続部における地震時の発生応力を求め、「技術評価」での疲労評価結果を加味して評価した。

結果は、表3.6-40に示すとおりであり、通常運転時及び地震時の疲労累積係数の合計は1以下であり、弁箱の疲労割れは、耐震安全性評価上問題ない。

表3.6-40 玄海3号炉 弁箱の疲労割れに対する評価結果

評価対象	耐震重要度	疲労累積係数 (許容値1以下)			合計
		通常運転時	地震時		
余熱除去ラインループ高温側出口弁	S	Ss ^{*1}	0.126 ^{*2}	0.000	0.126
抽出ライン止弁	S	Ss ^{*1}	0.485 ^{*2}	0.000	0.485
蓄圧タンク出口第二逆止弁	S	Ss ^{*1}	0.693 ^{*2}	0.000	0.693
加圧器補助スプレイ逆止弁	S	Ss ^{*1}	0.051 ^{*2}	0.000	0.051

*1 : Ss地震力がSd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力より大きく、Ss地震力による評価応力が、材料の疲労限を下回る（地震時の疲労累積係数が0.000）ためSd地震力及び静的地震力による評価を省略した

*2 : (社)日本機械学会 環境疲労評価手法 (JSME S NF1-2009)に基づき環境を考慮した値

3.6.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.6.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.6.3項の代表機器及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても、「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて整理を行った。

(1) 弁箱の疲労割れ

弁箱の疲労割れに関しては、代表機器以外の機器に対しては今後も発生の可能性がないか、又は小さいため、代表機器以外への展開は不要とした。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.6.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.6.3項において、代表機器に想定される経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、評価対象機器すべてにおいて代表機器と同様の評価が可能であることを確認した。

3.6.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.6.5.2項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象が抽出されなかったことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した。(代表機器以外の機器については表3.6-1～表3.6-13を参照のこと)

- (1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価
代表機器以外の機器に関しても、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.6.6 経年劣化事象に対する動的機能維持評価

弁における高経年化に対する技術評価により、各部位に想定される経年劣化事象については、現状の保全対策により機器に与える影響が十分小さいことを確認した。

また、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価の実施により、弁における動的機能維持に必要となる部位での経年劣化事象は、弁の振動応答特性への影響が「軽微もしくは無視」できる事象であることを確認した。さらに、弁に接続する配管の経年劣化事象による弁の振動応答特性への影響を考慮しても、弁の地震時の応答加速度が機能確認済加速度以下であることから、弁の動的機能が維持されることを確認した。

これより、経年劣化事象を考慮しても、地震時に動的機能の維持が要求される機器における地震時の応答加速度は各機器の機能確認済加速度を上回るものではないと考えられ、地震時の動的機能についても維持されると判断される。

3.6.7 保全対策に反映すべき項目の抽出

弁においては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全性の観点から追加すべき項目はない。

3.7 炉内構造物

本章は、玄海 3 号炉で使用されている炉内構造物に係る経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。なお、玄海 3 号炉については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.7.1 評価対象機器

玄海 3 号炉で使用されている炉内構造物（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。なお、評価対象炉内構造物の主な仕様を表3.7-1に示す。

また、制御棒は3.14章機械設備にて評価を実施している。

表3.7-1 玄海 3 号炉 炉内構造物の主な仕様

機器名称 (台 数)	重要度 ^{*1}	使 用 条 件		
		運 転	最高使用圧力 (MPa [gage])	最高使用温度 (°C)
炉内構造物(1)	PS-1、重 ^{*2}	連続	約17.2	約343

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.7.2 代表部位の選定

「技術評価」の評価では評価対象炉内構造物の特殊性を考慮し、評価対象部位についてグループ化や代表部位の選定を行わずに評価しているが、本検討においても同様に評価するものとする。

本検討での代表部位を表3.7-2に示す。

表3.7-2 玄海3号炉 炉内構造物の評価対象部位

機能達成に必要な項目	部 位	材 料	重要度 ^{*1}	耐震重要度
炉心支持及び炉心位置決め部材信頼性の維持	上部炉心板	ステンレス鋼	PS-1、重 ^{*2}	S、重 ^{*2}
	上部炉心支持柱	ステンレス鋼	PS-1、重 ^{*2}	S、重 ^{*2}
	上部炉心支持板	ステンレス鋼	PS-1、重 ^{*2}	S、重 ^{*2}
	下部炉心板	ステンレス鋼	PS-1、重 ^{*2}	S、重 ^{*2}
	下部炉心支持柱	ステンレス鋼	PS-1、重 ^{*2}	S、重 ^{*2}
	下部炉心支持板	ステンレス鋼	PS-1、重 ^{*2}	S、重 ^{*2}
	炉心槽	ステンレス鋼	PS-1、重 ^{*2}	S、重 ^{*2}
	ラジアルキー	ステンレス鋼	— ^{*3}	S
	上部燃料集合体案内ピン	ステンレス鋼	PS-1	S
制御棒クラスタ案内構造信頼性の維持	下部燃料集合体案内ピン	ステンレス鋼	PS-1	S
	制御棒クラスタ案内管	ステンレス鋼	MS-1	S
	支持ピン	ニッケル基合金	MS-1	S
1次冷却材流路形成部材信頼性の維持	炉心バッフル	ステンレス鋼	PS-1	S
	炉心バッフル取付板	ステンレス鋼	PS-1	S
	バッフルフォーマボルト	ステンレス鋼	PS-1	S
	バレルフォーマボルト	ステンレス鋼	PS-1	S
炉内計装案内構造部材信頼性の維持	炉内計装用シンプルチューブ	ステンレス鋼	PS-2	S
中性子しやへい構造信頼性の維持	熱遮蔽体	ステンレス鋼	PS-1	S
	熱遮蔽体取付ボルト	ステンレス鋼	PS-1	S
機器の支持構造信頼性の維持	押えリング	ステンレス鋼	PS-1	S

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：安全重要度分類上、性能に関する規定は特にないが、炉内構造物一式として他部位と合わせて評価する

3.7.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.7.2項で選定した代表炉内構造物について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「玄海原子力発電所3号炉炉内構造物の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を保全対策を考慮し以下のとおり整理した。（表3.7-3参照）

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないものの（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表3.7-3に記載した。

表3.7-3 玄海3号炉 炉内構造物に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器		「技術評価」評価結果概要 ^{*1}
			代 表 機 器	炉内構造物	
炉心支持及び炉心 位置決め部材信頼 性の維持	炉心支持構造物 (上部炉心板、上部炉心支 持柱、上部炉心支持板、 下部炉心板、下部炉心支 持柱、下部炉心支持板、 炉心槽)	疲労割れ	○		
	炉心槽等	照射誘起型応力腐食割れ	×		中性子照射量等をもとに、発生可能性を評価した 結果、照射誘起型応力腐食割れの発生の可能性は 小さい。
	バッフルフオーマボルト	照射誘起型応力腐食割れ	×		中性子照射量等をもとに、発生可能性を評価した 結果、照射誘起型応力腐食割れの発生の可能性は 小さい。
	炉心バッフル等	照射誘起型応力腐食割れ	×		中性子照射量等をもとに、発生可能性を評価した 結果、照射誘起型応力腐食割れの発生の可能性は 小さい。
1次冷却材流路形 成構成部材信頼性 の維持	熱遮蔽体等	照射誘起型応力腐食割れ	×		中性子照射量等をもとに、発生可能性を評価した 結果、照射誘起型応力腐食割れの発生の可能性は 小さい。

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起ることが否定できないもの

×：現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

^{*1}：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.7.3項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とすることとした。（表3.7-4に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧表を示す）

a. 炉内構造物において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

炉内構造物において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.7-3）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・炉心支持構造物の疲労割れ

これら経年劣化事象については機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、すべて耐震安全性評価対象（表3.7-4で○となっているもの）とした。

表3.7-4 玄海3号炉 炉内構造物の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
		炉内構造物
炉心支持構造物 (上部炉心板、上部炉心支持柱、上部炉心支持板、下部炉心板、下部炉心支持柱、下部炉心支持板、炉心槽)	疲労割れ	◎
炉心槽等	照射誘起型応力腐食割れ	—
バッフルフォーマボルト	照射誘起型応力腐食割れ	—
炉心バッフル等	照射誘起型応力腐食割れ	—
熱遮蔽体	照射誘起型応力腐食割れ	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいものの

3.7.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

前項にて整理し抽出した経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して耐震安全性評価を実施する。

(1) 炉心支持構造物の疲労割れに対する耐震安全性評価

耐震安全性評価では、地震時の発生応力を求め、「技術評価」での疲労評価結果を加味して評価した。

結果は、表3.7-5に示すとおりであり、通常運転時及び地震時の疲労累積係数の合計は1以下であり、炉心支持構造物の疲労割れは、耐震安全性評価上問題ない。

表3.7-5 玄海3号炉 炉心支持構造物の疲労割れに対する評価結果

評価部位	耐震重要度	疲労累積係数 (許容値1以下)			
		通常運転時	地震時	合計	
上部炉心板	S	Ss ^{*1}	0.003 ^{*2}	0.000	0.003
上部炉心支持柱	S	Ss	0.001 ^{*2}	0.001	0.002
		Sd	0.001 ^{*2}	0.000	0.001
上部炉心支持板	S	Ss ^{*1}	0.029 ^{*2}	0.000	0.029
下部炉心板	S	Ss	0.002 ^{*2}	0.001	0.003
		Sd	0.002 ^{*2}	0.000	0.002
下部炉心支持柱	S	Ss	0.028 ^{*2}	0.038	0.066
		Sd	0.028 ^{*2}	0.005	0.033
下部炉心支持板	S	Ss	0.007 ^{*2}	0.002	0.009
		Sd	0.007 ^{*2}	0.001	0.008
炉心槽	S	Ss ^{*1}	0.001 ^{*2}	0.000	0.001

*1 : Ss地震力がSd地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力より大きく、Ss地震力による評価応力が、材料の疲労限を下回る（地震時の疲労累積係数が0.000）ためSd地震力及び静的地震力による評価を省略した

*2 : (社)日本機械学会 環境疲労評価手法 (JSME S NF1-2009)に基づき環境を考慮した値

なお、下部炉心支持柱については、工事計画において水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価の評価部位となっていることから、疲労割れに対する耐震安全性評価においても水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価を行った。

結果は、表3.7-6に示すとおりであり、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮した場合であっても、耐震安全性評価上問題ない。

表3.7-6 玄海3号炉 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価結果

評価部位	耐震重要度	疲労累積係数 (許容値1以下)			
		通常運転時	地震時	合計	
下部炉心支持柱	S	Ss	0.028 ^{*1}	0.057	0.085

*1：(社)日本機械学会 環境疲労評価手法 (JSME S NF1-2009)に基づき環境を考慮した値

(2) 炉心槽の中性子照射による韌性低下に対する耐震安全性評価

耐震安全性評価では、「技術評価」の評価手法と同様に、中性子照射による材料の韌性低下が想定される炉心槽溶接部に有意な欠陥が存在すると仮定し、S_s 地震発生時のき裂安定性評価を実施した。

想定欠陥は、「(社)日本機械学会 設計・建設規格 (JSME S NC1-2005/2007)」を準用し深さを板厚の1/4、長さは板厚の1.5倍の表面欠陥を周方向に仮定した(図3.7-1)。平板中の半楕円表面き裂の応力拡大係数Kを求めるRaju-Newmanの式(Raju, I. S. and Newman, J. C., Jr, NASA Technical Paper 1578, 1979.)を用いて想定欠陥の応力拡大係数Kを算出した結果、S_s 地震時で6.5 MPa \sqrt{m} となった。

(財)発電設備技術検査協会の「平成8年度 プラント長寿命化技術開発に関する事業報告書」で得られた照射ステンレス鋼の破壊韌性値J_{IC}試験結果を図3.7-2に示す。J_{IC}の最下限値14 kJ/m²から、換算式により破壊韌性値K_{IC}を求めると 51 MPa \sqrt{m} となる。

$$K_{IC} = \sqrt{\frac{E}{(1 - v^2)} \times J_{IC}}$$

E : 縦弾性係数 (=173000 MPa at 350°C)

v : ポアソン比 (=0.3)

J_{IC} : 破壊韌性値の下限 (14 kJ/m² at 350°C)

想定欠陥の応力拡大係数は、破壊韌性値を下回っており、不安定破壊は生じないことから炉心槽の中性子照射による韌性低下は、耐震安全性評価上問題ない。

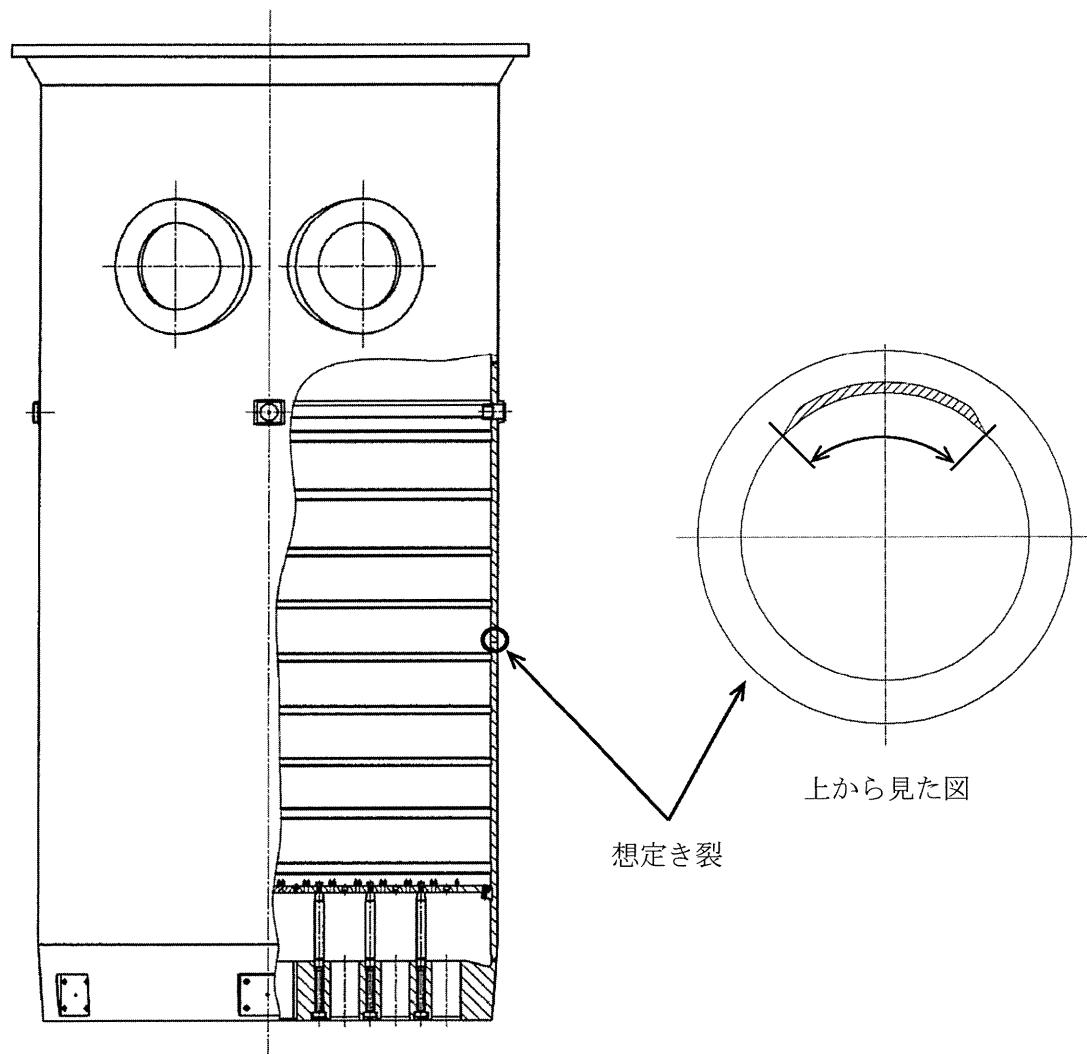


図3.7-1 玄海3号炉 炉内構造物の中性子照射による韌性低下 想定き裂

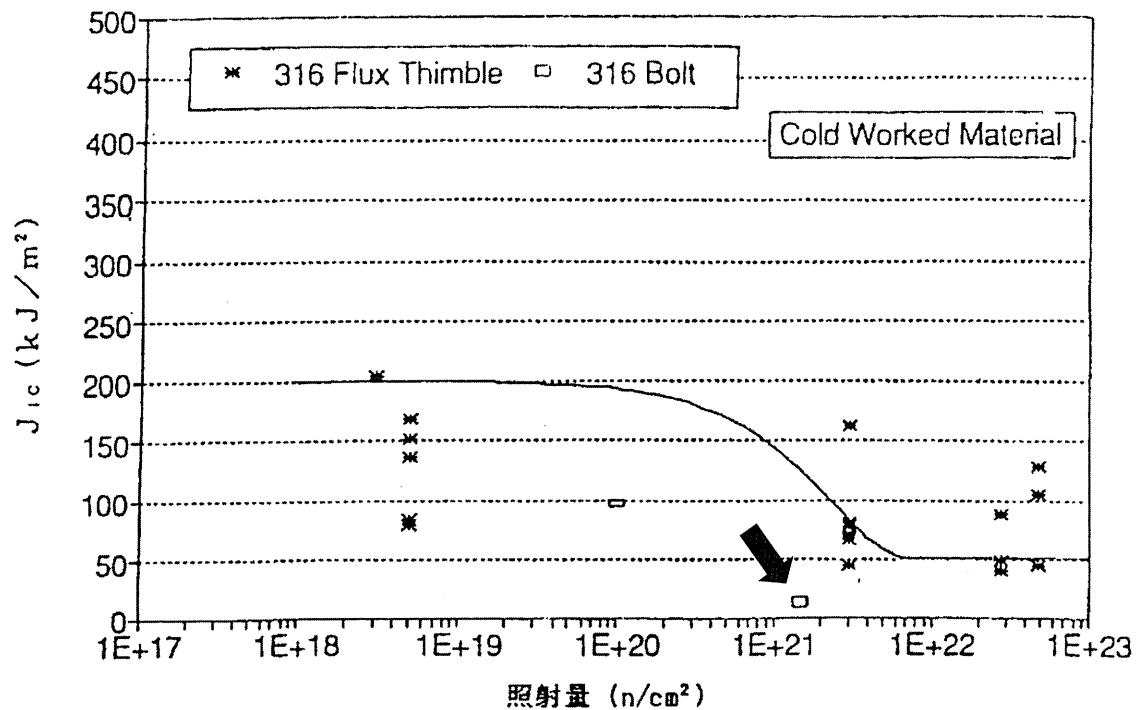


図3.7-2 破壊靱性値 J_{1C} と照射量の関係

[出典：(財)発電設備技術検査協会「平成8年度 プラント長寿命化技術開発に関する事業報告書」]

(3) 制御棒クラスタ案内管（案内板）の摩耗に対する耐震安全性評価

「技術評価」では、（社）原子力安全推進協会 炉内構造物等点検評価ガイドライン〔制御棒クラスタ案内管〕（以下、「ガイドライン」という。）の評価方法により、案内板が制御棒の案内機能に影響を及ぼす可能性が出てくると考えられる摩耗長さ68%の最大摩耗（図3.7-3）までの寿命は約65万時間であり、当面は問題ないとの結果が得られている。

耐震安全性評価では保守的に制御棒の被覆管の一部が100%摩耗すると仮定し、また、案内板が最大摩耗（摩耗長さ68%）に至るまでの摩耗過程で最大となる抵抗力を仮定し、制御棒挿入時間解析コードにてSs地震時の挿入時間解析（図3.7-4）を行った。

結果は、表3.7-7に示すとおり規定値を下回っており、制御棒クラスタ案内管（案内板）の摩耗は、耐震安全性評価上問題ない。

表3.7-7 玄海3号炉 制御棒クラスタ案内管（案内板）の摩耗に対する評価結果

地震力	地震時挿入時間	被覆管摩耗+案内管 案内板摩耗を想定した 場合に地震が発生した 時の挿入時間	規 定 値 ¹
Ss	1.96秒	1.97秒 ²	2.2秒

*1：設置許可申請書 添付10の値

*2：燃料集合体の照射影響を考慮した値

（注）：各時間は落下開始から制御棒が全ストロークの85%に至るまでの時間

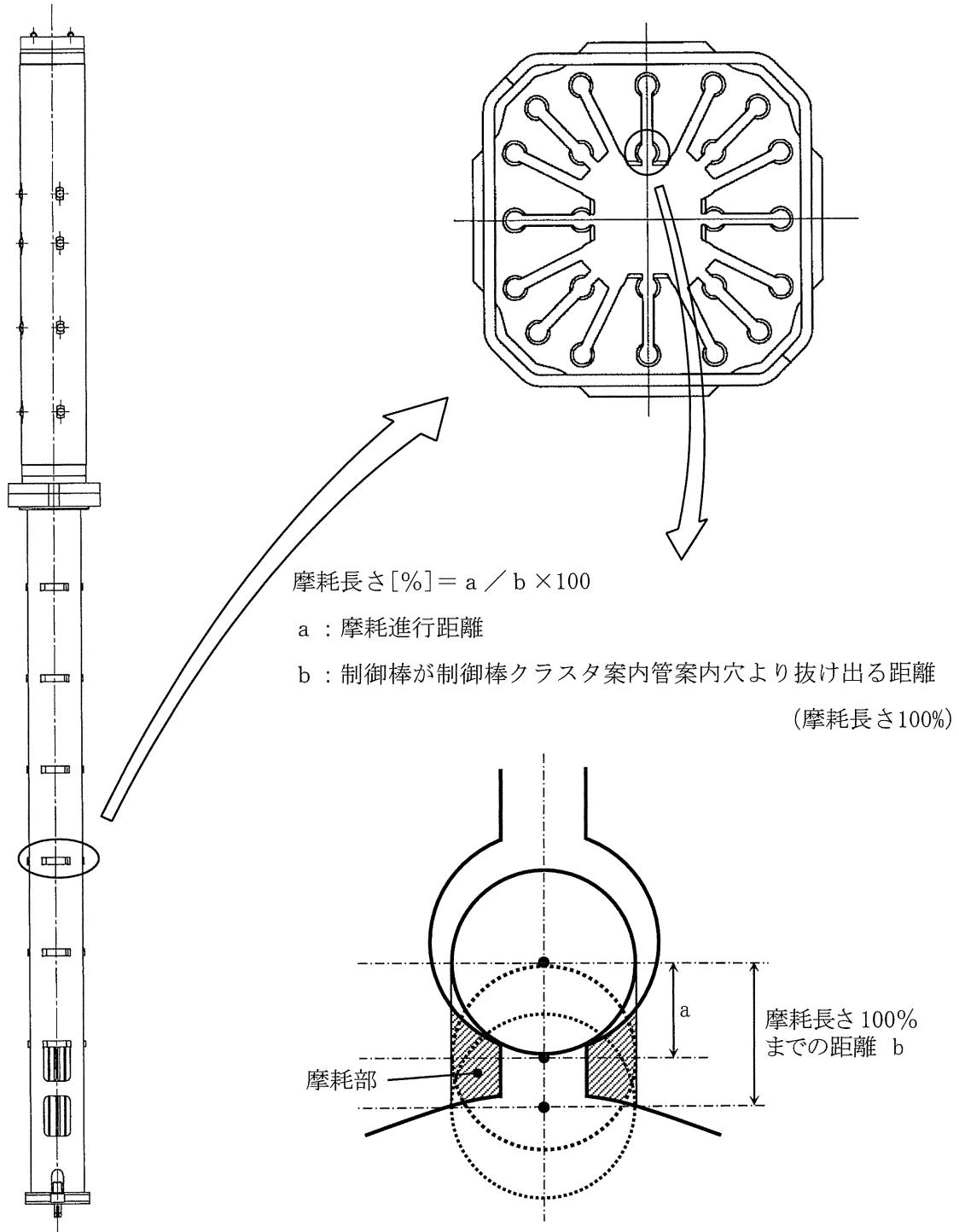


図3.7-3 玄海 3号炉 制御棒クラスタ案内管（案内板）摩耗

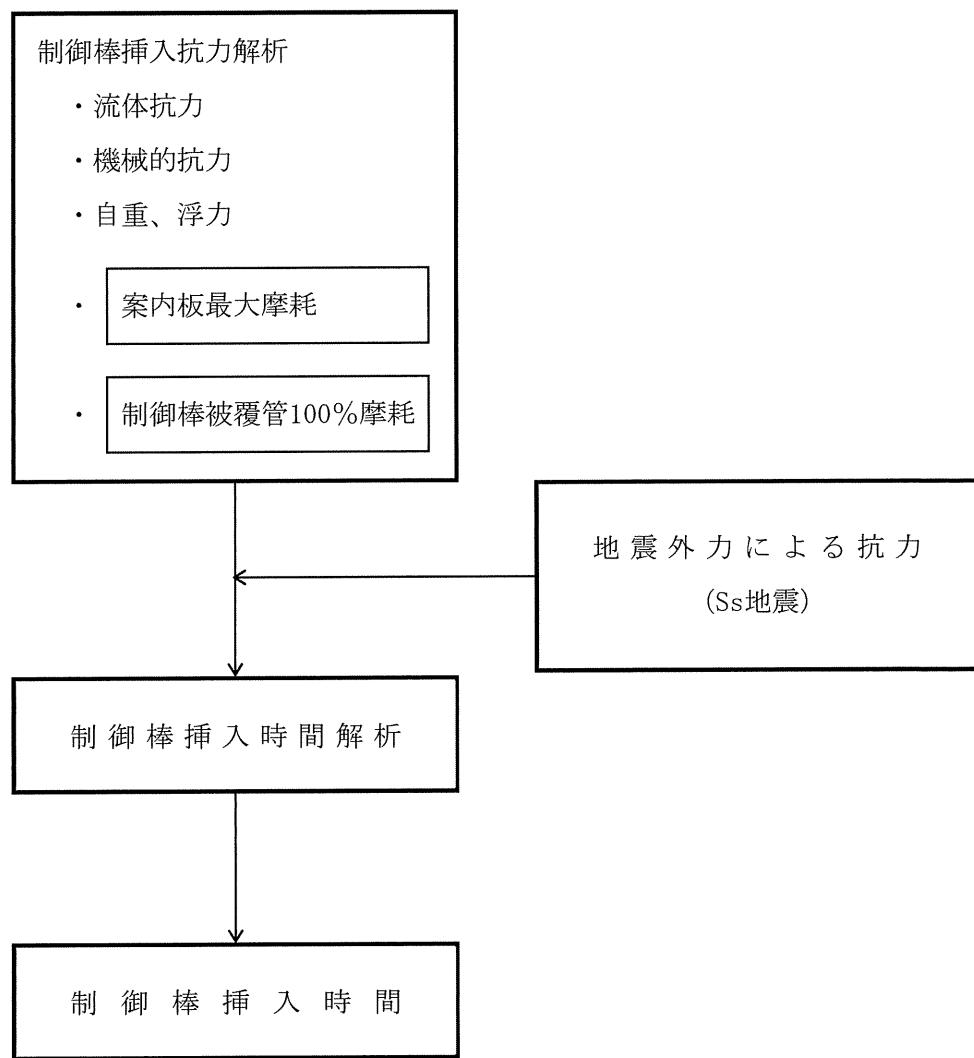


図3.7-4 玄海3号炉 制御棒挿入時間解析のフロー

(4) 炉内計装用シンプルチューブの摩耗に対する耐震安全性評価

耐震安全性評価では、S_s地震力による発生応力を算出した。なお、算出にあたり、現状保全で定期的な渦流探傷検査により摩耗状況を確認しており、管理値までの減肉で炉内計装用シンプルチューブの摩耗位置を変更することとしていることから、念のため炉内計装用シンプルチューブが炉内構造物内でガイドされない部分（図3.7-5）に取替基準に相当する摩耗を仮定して評価した。

結果は、表3.7-8に示すとおりであり、地震時の炉内計装用シンプルチューブの発生応力は許容応力を超えることはなく、炉内計装用シンプルチューブの摩耗は、耐震安全性評価上問題ない。

表3.7-8 玄海3号炉 炉内計装用シンプルチューブの摩耗に対する評価結果

評価対象	耐震重要度		応力比 ^{*1}
炉内計装用シンプルチューブ	S	S _s ^{*2}	0.02

*1：応力比=一次応力／許容応力

*2：S_s地震力がS_d地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力よりも大きく、S_s地震力による評価応力が、S_d地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力の許容応力を下回るためS_d地震力及び静的地震力による評価を省略した

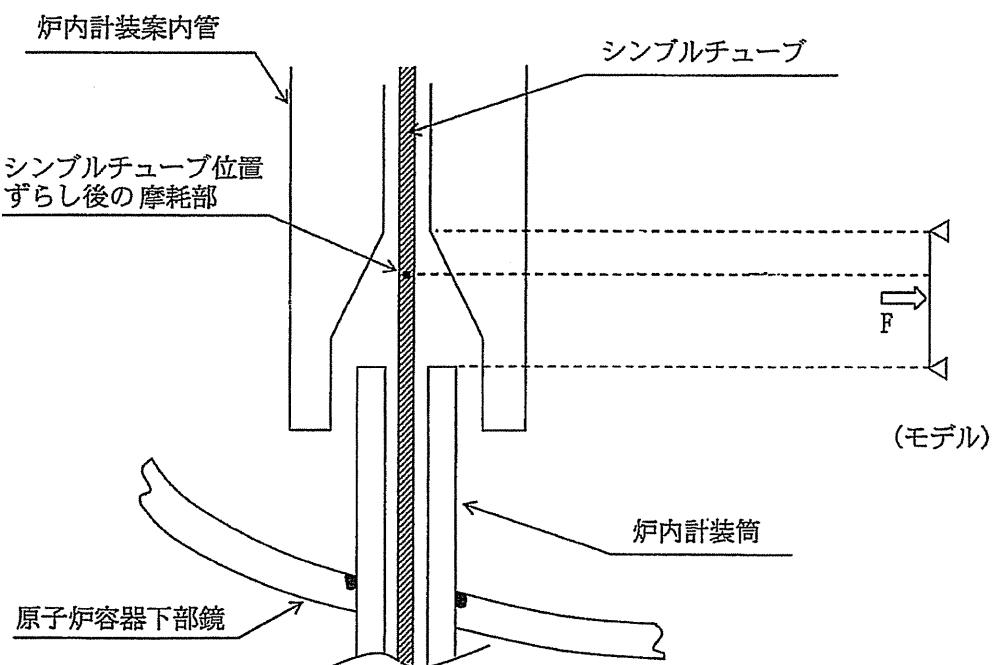


図3.7-5 玄海3号炉 炉内計装用シンプルチューブ露出部概略形状図

3.7.5 評価対象機器全体への展開

炉内構造物に関しては、評価対象機器すべてを評価しているため、代表機器以外の機器はない。

3.7.6 経年劣化事象に対する動的機能維持評価

炉内構造物における高経年化に対する技術評価により、各部位に想定される経年劣化事象については、現状の保全対策により機器に与える影響が十分小さいことを確認した。

また、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象（制御棒クラスタ案内管の摩耗）に対する3.7.4項(3)の制御棒挿入時間解析の評価により、制御棒挿入時間は規定値を下回っていることを確認した。

これより、地震時の動的機能については維持されると判断される。

3.7.7 保全対策に反映すべき項目の抽出

炉内構造物においては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全性の観点から追加すべき項目はない。

3.8 ケーブル

本章は、玄海3号炉で使用されている主要なケーブルに係る経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。なお、玄海3号炉の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.8.1 評価対象機器

玄海3号炉で使用されている主要なケーブル（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。なお、評価対象ケーブルを表3.8-1に示す。

3.8.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象ケーブルの種別を基にしたケーブル分類に、ケーブルトレイ等及びケーブル接続部のケーブルの機能を維持するための機器を加えて分類しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

各分類における、本検討での代表機器を表3.8-1の「耐震安全性評価代表機器」に示す。

表3.8-1 (1/2) 玄海3号炉 各ケーブルの代表機器

種別	絶縁体材料	機器名称	用途	選定基準		「技術評価」代表機器	耐震性 評価 機器 代表
				重要度 ^{*1}	使用開始時期		
高圧	架橋ポリエチレン	難燃高圧CSHVケーブル	電力	○ ^{*2}	MS-1、重 ^{*7}	○	S、重 ^{*7}
	難燃EPゴム ^{*5}	難燃PHケーブル	電力制御・計装	○ ^{*3,4}	MS-1、重 ^{*7}	○	S、重 ^{*7}
低圧	特殊耐熱ビニル	難燃SHVVケーブル	電力制御・計装	○ ^{*4}	MS-1、重 ^{*7}	○	S、重 ^{*7}
	FEP樹脂 ^{*6}	FPTFケーブル	制御・計装	○	MS-1	○	S、重 ^{*7}
同軸	架橋ポリエチレン	難燃三重同軸ケーブル1 難燃三重同軸ケーブル2	計装	○ ^{*3,4}	MS-1、重 ^{*7}	○	S、重 ^{*7}
			計装	○	MS-1、重 ^{*7}	○	S、重 ^{*7}

^{*1}: 機能は最上位の機能を示す^{*2}: 屋内外に布設^{*3}: 設計基準事故を考慮する^{*4}: 重大事故等を考慮する^{*5}: EEPゴム: エチレンプロピレンゴム^{*6}: FEP樹脂: 四フッ化エチレン・六フッ化プロピレン共重合樹脂^{*7}: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.8-1 (2/2) 玄海3号炉 各ケーブルの代表機器

分離基準		ケーブル名称	用途	選定基準		「技術評価」代表機器	耐震性評価機器
種別	心線材料			使用環境	重要度 ^{*1}		
光ファイバ	石英ガラス	難燃光ファイバケーブル1	計装	○ 原子炉格納容器内	建設時 運転開始後	重 ^{*2}	○ ○ ○
		難燃光ファイバケーブル2	計装	○ 原子炉格納容器内	運転開始後		
		難燃光ファイバケーブル3	計装	○ 原子炉格納容器外	運転開始後		

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備等に応じた耐震設計が求められることを示す

3.8.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.8.2項で選定した代表ケーブルについて、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「玄海原子力発電所3号炉ケーブルの技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を保全対策を考慮し以下のとおり整理した。（表3.8-2参照）

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
(表中×)
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
(表中○)

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表3.8-2に記載した。

表3.8-2 玄海3号炉 ケーブル等に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	代 表 機 器				「技術評価」評価結果概要 ^{*1}
			高圧 ケーブル	低圧 ケーブル	同軸 ケーブル	光ファイバ ケーブル トレイ等	
—	—	—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年 劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

^{*1}：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.8.3項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とすることとした。(表3.8-3に耐震安全性上考慮する必要のある経年劣化事象一覧表を示す)

a. ケーブルにおいて高経年化策上着目すべき経年劣化事象

ケーブルにおいて高経年化策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.8-2参照)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。(表3.8-3参照)

b. ケーブルトレイ等において高経年化策上着目すべき経年劣化事象

ケーブルトレイ等において高経年化策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.8-2参照)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。(表3.8-3参照)

c. ケーブル接続部において高経年化策上着目すべき経年劣化事象

ケーブル接続部において高経年化策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.8-2参照)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。(表3.8-3参照)

表3.8-3 玄海3号炉 ケーブル等の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経 年 劣 化 事 象	代 表 機 器				ケーブル 接続部
		高圧ケーブル	低圧ケーブル	同軸ケーブル	光ファイバ ケーブル	
—	—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.8.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

前項及び2.2項(2)bの表2-3における検討結果より、ケーブルの代表機器において、耐震安全性上評価すべき経年劣化事象はない。

3.8.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施する。

3.8.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.8.3項の代表機器及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討を行った結果、経年劣化事象は抽出されなかった。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.8.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.8.3項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、評価対象機器すべてにおいて代表機器と同様の評価が可能であることを確認した。

3.8.5.3 耐震安全上性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.8.5.2項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象が抽出されなかったことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した。(代表機器以外の機器については表3.8-1を参照のこと)

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

代表機器以外の機器に関して、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.8.6 保全対策に反映すべき項目の抽出

ケーブルにおいては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全性の観点から追加すべき項目はない。

3.9 電気設備

本章は、玄海 3 号炉で使用されている主要な電気設備に係る経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。なお、玄海 3 号炉の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.9.1 評価対象機器

玄海 3 号炉で使用されている主要な電気設備（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。なお、評価対象電気設備を表3.9-1～表3.9-4に示す。

3.9.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象電気設備を各々の設備ごとにその電圧区分及び設置場所を基に分類しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

各分類における、本検討での代表機器を表3.9-1～表3.9-4の「耐震安全性評価代表機器」に示す。

表3.9-1 玄海3号炉 メタルクラッド開閉装置(メタクラ)の代表機器

分離基準 電圧区分	機器名称 (群数)	仕様	重要度*1	選定基準				耐震性 評価 代表機器		
				運転	定格使用電圧(V)	周囲温度(℃)	投入方式			
高圧	メタクラ(安全系) (2)	高圧閉鎖形 母線定格電流1,200A	MS-1、重*2	連続	6,900	約35	ばね	1,200	63	○
	重大事故等対処用変圧器受電盤(1)	高圧閉鎖形 定格電流1,200A	重*2	一時	6,600	約40	ばね	1,200	44	○
	代替電源接続盤1(1)	屋外用壁掛盤 定格電流600A	重*2	一時	6,600	約40	—	—	—	○
	代替電源接続盤2(1)	屋内用壁掛盤 定格電流600A	重*2	一時	6,600	約40	—	—	—	○

*1:機能は最上位の機能を示す

*2:重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められるることを示す

表3.9-2 玄海3号炉 動力変圧器の代表機器

分離基準		機器名 (台数)	仕様 (容量) (kVA)	選定基準			「技術評価」 代表機器	耐震性 評価 代表機器
種類	設置場所			重要度 ^{*1}	使用条件	運転		
乾式 自冷式	屋内	動力変圧器 (安全系) (4)	2,300	MS-1、重 ^{*2}	連続	6,600	約 35	S、重 ^{*2}
		重大事故等対処用変圧器盤 (1)	300	重 ^{*2}	一時	6,600	約 40	重 ^{*2}

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：高圧側の電圧を示す

表3.9-3 玄海3号炉 パワーセンタの代表機器

機器名称 (群 数)	仕 様	重 度 ^{*1}	使 用 条 件			内 蔵 遮 断 器			耐 震 重要 度	耐 震 評 価 「技術評価」 代表機器	耐 全 性 評 価 代表機器
			運 転	定格使用 電圧 (V)	周囲温度 (°C)	投入方式	定格電流 (A) (最大)	遮断電流 (kA)			
パワーセンタ (安全系) (4)	氣中遮断器内蔵 低圧閉鎖形 母線定格電流3,000A	MS-1、重 ^{*2}	連 続	460	約 35	ば ね	3,000	65	S、重 ^{*2}	○	○

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重
度
ク
ラ
ス
と
は
別
に
常
設
重
大
事
故
等
対
処
設
備
の
区
分
に
応
じ
た
耐
震
設
計
が
求
め
ら
れ
る
こ
と
を
示
す

表3.9-4 玄海3号炉 コントロールセントラルの代表機器

分離基準 電圧区分	機器名 (群数) 設置場所	選定基準				「技術評価」 代表機器 耐震性 評価 代表機器 耐震性 評価
		仕様 重要度 ^{*1}	使用条件 運転 定格使用 電圧(V)	使用条件 周囲温度 (°C)	耐震度 重要度 ^{*2}	
低圧 屋内	原子炉コントロールセントラル (安全系) (8)	低圧閉鎖形 定格電流 800A	MS-1、重 ^{*2}	運転 460	約35	S、重 ^{*2} ○
	ディーゼル発電機コントロールセントラル (2)	低圧閉鎖形 定格電流 400A	MS-1	連続 460	約40	S ○
	加圧器後備ヒータグループコントロール セントラル (4)	低圧閉鎖形 定格電流 600A	MS-2	連続 460	約35	S
	発電機受電盤 (2)	低圧閉鎖形 定格電流 800A	重 ^{*2}	一時 220	約24	重 ^{*2}
	重大事故等対処用分電盤 (1)	低圧閉鎖形 定格電流 600A	重 ^{*2}	一時 460	約40	重 ^{*2}
	常設電動注入ポンプ電源切替盤 (1)	屋内壁掛形 定格電流 400A	重 ^{*2}	一時 440	約40	重 ^{*2}

*1：機能は最上位の機能を示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す。又は、耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.9.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.9.2項で選定した代表電気設備について、「技術評価」で検討された経年劣化事象を「技術評価」での検討結果（詳細は「玄海原子力発電所3号炉電気設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を保全対策を考慮し以下のとおり整理した（表3.9-5～表3.9-8参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないものの（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表3.9-5～表3.9-8に記載した。

表3.9-5 玄海3号炉 メタルクラッド開閉装置に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1	
			代 表 機 器	メタクラ (安全系)
—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの
*1：「×」としたものの理由を記載

表3.9-6 玄海3号炉 動力変圧器に想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1	
			動力変圧器 (安全系)	代 表 機 器
—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.9-7 玄海3号炉 パワーセンタに想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1	
			代 表 機 器	パワーセンタ (安全系)
—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表3.9-8 玄海3号炉 コントロールセンタに想定される経年劣化事象

機能達成に 必要な項目	部 位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*		
			原子炉コントロールセンタ (安全系)	代 表 機 器	「技術評価」評価結果概要*
—	—	—	—	—	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.9.3項(1)で整理された②の事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とすることとした。(表3.9-9～表3.9-12に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧表を示す)

a. メタルクラッド開閉装置において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

メタルクラッド開閉装置において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.9-5)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。(表3.9-9参照)

b. 動力変圧器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

動力変圧器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.9-6)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。(表3.9-10参照)

c. パワーセンタにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

パワーセンタにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.9-7)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。(表3.9-11参照)

d. コントロールセンタにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

コントロールセンタにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.9-8)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。(表3.9-12参照)

表3.9-9 玄海3号炉 メタルクラッド開閉装置の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
—	—	メタクラ（安全系）
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.9-10 玄海3号炉 動力変圧器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
—	—	動力変圧器（安全系）
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.9-11 玄海3号炉 パワーセンタの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
—	—	パワーセンタ(安全系)
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表3.9-12 玄海3号炉 コントロールセンタの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部 位	経年劣化事象	代 表 機 器
—	—	原子炉コントロールセンタ (安全系)
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.9.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

前項及び2.2項(2)bの表2-3における検討結果より、電気設備の代表機器において、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.9.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.9.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.9.3項の代表機器及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討を行った結果、経年劣化事象は抽出されなかった。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.9.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.9.3項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2-3における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、評価対象機器すべてにおいて代表機器と同様の評価が可能であることを確認した。

3.9.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.9.5.2で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象が抽出されなかったことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した。（代表機器以外の機器については表3.9-1～表3.9-4を参照のこと）

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

代表機器以外の機器に関しても、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.9.6 経年劣化事象に対する動的機能維持評価

電気設備における高経年化に対する技術評価により、各部位に想定される経年劣化事象については、現状の保全対策により機器に与える影響が十分小さいことを確認した。

また、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価の実施により、電気設備における動的機能維持に必要となる部位での経年劣化事象は、機器の振動応答特性への影響が「軽微もしくは無視」できる事象であることを確認した。

これより、経年劣化事象を考慮しても、地震時に動的機能の維持が要求される機器における地震時の応答加速度は各機器の機能確認済加速度を上回るものではないと考えられ、地震時の動的機能についても維持されると判断される。

3.9.7 保全対策に反映すべき項目の抽出

電気設備においては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全性の観点から追加すべき項目はない。